

独立行政法人日本学生支援機構 第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価 目次

大項目46 小項目77 ※大項目について評価(網掛け箇所)  
 評価結果 A:44 B:0 C:0(2項目は該当実績ないため評価対象外)

評価項目(第2期中期計画の各項目)	第2期中期目標期間評価指標	評価結果	評価番号	頁
<b>0 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>				
<b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>				
<b>1 共通的事項</b>				
(1) 透明性及び公平性の確保	業務に係る透明性・公平性の確保状況	A	①	1
	法令、規程等を遵守した業務の適切な運営状況		1	1
	情報公開の適切な実施及び情報公開等に関する役職員の意識向上策の充実		2	2
(2) 広報・広聴の充実	広報・広聴の状況	A	②	3
	広報・広聴活動の取組状況		3	3
	ホームページ等電子媒体を活用した情報提供の状況		4	4
	ホームページの年間アクセス件数		5	5
	広聴活動の実施状況		6	5
(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施	調査研究の実施状況	A	③	7
<b>2 奨学金貸与事業</b>				
(1) 奨学金貸与の的確な実施	奨学金貸与の的確な実施状況	A	④	9
	学生ニーズ等を踏まえた奨学金貸与事業の実施状況		7	9
	適格認定の実施状況		8	13
(2) 返還金の回収強化	返還金の回収状況	A	⑤	16
	総回収率		9	16
	新規返還者に係る回収率		10	18
	回収状況の把握・分析等の実施状況		11	18
	学校との連携の実施状況		12	20
	新規返還開始者のリレー口座加入率		13	23
	全体のリレー口座加入率		14	23
	早期における督促の実施状況		15	24
	法的処理の実施状況		16	25
	延滞者の実態調査の実施状況		17	27
	住所調査の実施状況		18	28
	個人情報情報機関の活用状況		19	29
	返還相談への対応状況		20	29
	大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況		21	30
	機関保証制度の運用状況		22	32
	機関保証の妥当性の検証状況		23	33
	高等学校奨学金の回収状況		24	34
(3) 情報提供等の充実	情報提供等の状況	A	⑥	35
	情報提供の実施状況		25	35
	諸手続きの厳正化の状況		26	37
(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用	返還猶予・減額返還及び免除制度の運用状況	A	⑦	39
<b>3 留学生支援事業</b>				
「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。				
(1) 留学生の質の確保への留意	留学生の質の確保のための取組状況	A	⑧	43
(2) 外国人留学生に対する支援	外国人留学生に対する支援の状況	A	⑨	44
(3) 日本人留学生に対する支援	日本人留学生に対する支援の状況	A	⑩	49

評価項目(第2期中期計画の各項目)	第2期中期目標期間評価指標	評価結果	評価番号	頁
(4) 外国人留学生に対する宿舎の支援	外国人留学生に対する宿舎の支援状況	A	⑪	52
	居室の有効利用状況		27	52
	入居者の満足度		28	54
	来日1年以内の者に対する優先状況		29	55
	受託者の選定状況		30	55
	レジデント・アシスタントの配置状況		31	55
	カウンセラーの配置状況		32	56
	国際交流事業の推進状況		33	57
	国際交流会館等の施設の稼働率		34	58
	国際交流会館等の売却及び活用状況		35	58
	留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況		36	60
(5) 日本留学試験の実施	日本留学試験の実施状況	A	⑫	62
	試験の適正な実施及び質の向上等のための取組状況		37	62
	海外実施に係る計画の策定状況		38	65
	年間受験者数		39	65
	試験の利用促進のための取組状況		40	67
(6) 日本語教育センターにおける教育の実施	日本語教育センターにおける教育の実施状況	A	⑬	68
	質の高い教育の実践状況		41	68
	学生の受入状況		42	70
	卒業者の進学率(進学者数/進学希望者数)		43	71
	運営体制の見直し状況		44	71
	肯定的な評価の割合		45	72
	日本理解促進のための取組状況		46	73
	施設の有効活用状況		47	74
(7) 留学情報提供・相談機能の強化	留学情報提供・相談の状況	A	⑭	75
	留学情報の提供状況及びその改善状況		48	75
	ホームページのアクセス件数		49	78
	日本留学フェア等の実施状況		50	78
(8) 外国人留学生等の交流推進	外国人留学生等の交流の実施状況	A	⑮	81
	東京国際交流館における交流事業の実施状況		51	81
	プラザ平成会議施設の年間稼働率		52	82
	売却も含めた資産の有効活用方策に向けての取組状況		53	85
(9) 外国人留学生の就職支援	外国人留学生の就職支援の実施状況	A	⑯	87
(10) 帰国外国人留学生に対するフォローアップ	帰国留学生に対するフォローアップの実施状況	A	⑰	89
<b>4 学生生活支援事業</b>				
(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実	学生生活支援担当教職員に対する研修の状況	A	⑱	91
	学生生活支援担当教職員に対する研修の実施状況		54	91
	参加者の満足度		55	98
(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施状況	A	⑲	99
	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の状況		56	99
	学生支援情報データベースの改善状況		57	102
(3) 心身に障害のある者への支援	心身に障害のある者への支援状況	A	⑳	103
<b>5 その他附帯業務</b>				
	高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	A	㉑	110

独立行政法人日本学生支援機構 第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価 目次

大項目46 小項目77 ※大項目について評定(網掛け箇所)  
**評定結果 A:44 B:0 C:0**(2項目は該当実績ないため評定対象外)

評価項目 (第2期中期計画の各項目)	第2期中期目標期間評価指標	評定結果	評定番号	頁
<b>○ 業務運営の効率化に関する事項</b>				
<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>				
<b>1 業務の効率化</b>				
(1) 一般管理費等の削減	一般管理費等の削減状況	A	22	111
定量的指標	一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況		58	111
	業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況		59	112
	奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況		60	113
定量的指標	人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況		61	113
	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し		62	115
	職員数の削減状況		63	115
(2) 外部委託等の推進	外部委託等の状況	A	23	117
	外部委託の実施状況		64	117
	管理運営委託の状況		65	120
	市場化テスト活用による民間委託実施状況の検証状況		66	122
(3) 入札・契約の適正化	入札・契約の適正化の実施状況	A	24	126
	入札・契約の適正化に係る実施状況		67	126
	随意契約の見直し状況		68	129
(4) 業務・システムの最適化	業務・システムの最適化の実施状況	A	25	130
<b>2 組織の効果的な機能発揮</b>				
(1) 政策企画委員会	政策企画委員会の運営状況	A	26	131
(2) 組織の見直し	組織の見直し状況	A	27	132
(3) 業務改善の推進	業務改善の推進状況	A	28	133
<b>3 内部統制・ガバナンスの強化</b>				
(1) 適切な評価の実施	適切な評価の実施状況	A	29	134
(2) 監査の実施	監査の実施状況	A	30	135
(3) コンプライアンスの推進	コンプライアンス推進の状況	A	31	137
(4) 随意契約の見直し	随意契約の見直し状況	A	32	138
<b>○ 財務内容の改善に関する事項</b>				
<b>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b>				
(1) 収入の確保等	収入の確保等	A	33	140
	決算情報・セグメント情報の公表の状況		69	140
	収入の確保状況		70	140
	寄附金事業の実施状況		71	141
	新たな寄附金事業の検討状況		72	143
	自己調達資金の確保状況		73	143
(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	債権管理の実施状況	A	34	144
	適切な債権管理の実施状況		74	144
	貸倒引当金の計上状況		75	144
(3) 予算	予算の執行状況	A	35	145
(4) 収支計画	計画と実績の対比	A	36	147
(5) 資金計画	計画と実績の対比	A	37	149
IV 短期借入金の限度額	短期借入金の調達状況	A	38	151

評価項目 (第2期中期計画の各項目)	第2期中期目標期間評価指標	評定結果	評定番号	頁
V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画	譲渡した国際交流会館等の譲渡収入に関する国庫納付等手続きの取組状況	A	39	152
VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画	閉鎖した職員宿舍の売却に向けた取組状況	A	40	155
VII 剰余金の使途	剰余金が発生したときの活用状況	-	41	157
<b>○ その他業務運営に関する重要事項</b>				
<b>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</b>				
1 施設及び設備に関する計画	施設及び設備に関する計画	A	42	158
	施設整備の推進状況		76	158
	国際交流会館等の保全状況		77	158
2 人事に関する計画				
(1) 方針	人材の確保・育成と適正配置状況	A	43	160
(2) 人事に係る指標	職員数の削減状況	A	44	164
3 中期目標の期間を超える債務負担	-			
4 積立金の使途	積立金の利用状況	-	45	166
5 情報セキュリティ対策に係る計画	情報セキュリティ対策の取組状況	A	46	167

独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の段階的評定(A~C)

A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている。  
 B: 中期計画通りに履行しているとはいえない面もあるが、工夫や努力によって中期目標を達成しうると判断される。  
 C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

# 独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置														
【(中項目)1-1】	1 共通的事項														
【(小項目)1-1-1】	(1) 透明性及び公平性の確保				業務に係る透明性・公平性の確保状況										
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図るとともに、情報公開を適切に実施するための取組を推進する。</p>					<p>【評定①】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24	H25											
A	A	A	A	A											
評価基準	実績			分析・評価											
<p>①奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図っているか。</p>	<p>○監査室の設置</p> <p>平成21年度に、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備の一層の強化及び機構の行う内部監査の機能強化を図るため、各部署から独立した監査室を新設した(平成21年4月)。</p> <p>○内部監査</p> <p>監査室が行う内部監査については、業務運営の適切性の確保を図るため、各年度において業務監査の重点項目を設定し、業務監査及び会計監査を実施した。</p> <p>業務及び会計の各監査結果については、関係部署に対して通知し、改善状況報告を求めるとともに、役員及び各部等の長が出席する運営会議においても報告を行った。</p> <p>○法令、規程等を遵守した適切な業務運営の確保</p> <p>コンプライアンスの推進・個人情報保護の徹底を図るため、各年度において、コンプライアンス等(コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修を同時に実施)研修を実施した。</p> <p>平成21年度は課長補佐職等、平成22年度は各部等の長及び各支部長等、平成23年度は各課長等管理職、平成24年度以降は係長職に対し、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティの理解を深めるため</p>			<p>法令、規程等を遵守した業務の適切な運営状況</p> <p>【評定1】</p> <p>平成21年度に、内部監査の機能強化等を図るため監査室を新設し、以降継続的に内部監査を実施するとともにコンプライアンスを推進する施策等を実施したことは評価できる。研修の実施は、毎年又は定期的に全職員を対象に実施することが望まれる。</p>											

	<p>の研修を実施し、役職員の意識向上を図った。 また、各年度において、コンプライアンス・プログラムを策定し、研修の実施や機構内グループウェア等で役職員に周知するとともに、ホームページで公表し、法令、規程等を遵守した適切な業務運営の確保を図った。</p>																															
<p>②情報公開審査基準に基づき、情報公開を適切に実施しているか。情報公開制度及び個人情報保護について、役職員の意識の向上に努めているか。</p>	<p>○情報公開 中期目標期間の各年度における情報開示請求は、以下のとおりであり、情報公開審査基準に基づき、適切に対処した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="667 451 1480 659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人文書開示請求</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>保有個人情報開示請求</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>訂正請求</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>利用停止請求</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、個人情報の漏えい等事案(郵便物誤発送等)は、平成21年度は12件、平成22年度は6件、平成23年度は9件、平成24年度は10件、平成25年度は8件発生したが、いずれも適切に対応し、書類封入時に書類・封筒、相互の内容確認を再度徹底すること等、再発防止策を講じた。</p> <p>平成23年度(9件)のうち1件は、情報処理システムの帳票作成条件の誤設定による文書誤送付(252人分)であるが、その後情報処理システムにおけるチェック機能の追加、検証作業の実施体制の見直し等の再発防止策を講じたため、平成24年度以降は同様の個人情報漏えいは発生しなかった。</p> <p>○役職員の意識向上 コンプライアンスの推進・個人情報保護の徹底を図るため、各年度において、コンプライアンス等(コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修を同時に実施)研修を実施した。</p> <p>平成21年度は課長補佐職、平成22年度は各部等の長及び各支部長等、平成23年度は各課長等管理職、平成24年度以降は係長職に対し、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティの理解を深めるための研修を実施し、役職員の意識向上を図った。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	法人文書開示請求	2	1	1	3	6	保有個人情報開示請求	1	1	4	3	—	訂正請求	—	—	1	1	—	利用停止請求	1	—	2	—	—	<p>情報公開の適切な実施及び情報公開等に関する役職員の意識向上策の充実</p> <p><b>【評定2】</b></p> <p>情報公開及び個人情報保護に係る役職員の意識向上を図るため、情報公開を適切に実施するとともに、階層別研修を実施したことは評価できる。</p>
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																											
法人文書開示請求	2	1	1	3	6																											
保有個人情報開示請求	1	1	4	3	—																											
訂正請求	—	—	1	1	—																											
利用停止請求	1	—	2	—	—																											



【(小項目)1-1-2】	(2) 広報・広聴の充実	広報・広聴の状況																
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。</p>		<p>【<b>評定②</b>】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;"><b>A</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A		
H21	H22	H23	H24	H25														
A	A	A	A	A														
評価基準	実績	分析・評価																
<p>①機構における広報計画を各年度策定し、機構全体をあげて広報・広聴活動に取り組んでいるか。</p>	<p>○広報活動基本計画に基づく各種取組</p> <p>中期目標期間の各年度、機構各部等の長から指名された職員を構成員とする広報企画委員会において、広報活動基本計画を策定し、これに基づき国民に対し必要な情報をいち早くホームページ上に公開するなど、正確かつ迅速な情報提供を行った。</p> <p>○プレスリリース</p> <p>マスメディアに対して、以下のとおり、プレスリリースを行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレスリリース件数</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「JASSOの事業のご理解のために」の新設(ホームページ)</p> <p>本機構事業に関する理解促進の取組の一環として、事業に関する正しい情報や特長を、利用者の視点に立って分かりやすく説明する「JASSOの事業のご理解のために」をホームページのトップページに新設した。</p> <p>○奨学金ガイドブック</p> <p>中期目標期間の各年度、奨学金制度に関する情報を提供する高校生向けのパンフレット「奨学金ガイドブック」を作成・配布した。奨学金の種類や申込方法等を図やイラストを用いてわかりやすく解説すると共に、より多くの生徒に関心を持ってもらえるよう親しみやすい表紙デザインにする、大学等予約申込み前である3月を配布時期にする、高校生や保護者にとって理解しづらい機構の奨学金と一般的な教育ローンとの違いを解説する等改善した。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	プレスリリース件数	24	21	14	18	21	<p>広報・広聴活動の取組状況</p> <p>【<b>評定3</b>】</p> <p>広報企画委員会を設置し広報活動基本計画に基づき、機構全体で広報・広聴活動に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>奨学金制度の広報は高等教育への進学を希望する者が、経済的事情のため進学を断念することがないようにするために有効であり、奨学金に関する高校生向けパンフレットを更に改善のうえ発行し、制度の周知を図り、奨学金事業の意義とその必要性について国民の理解を深めるよう努めたことは評価できる。</p> <p>マスメディアの誤解に基づく報道については、引き続き、放置せず正確な情報を適宜提供していただきたい。</p>				
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度													
プレスリリース件数	24	21	14	18	21													

	<p>○広聴の実施</p> <p>広聴の対象を、従来の機構奨学生・留学生及び学校担当者等機構と何らかの接点がある者から、一般国民へ変更し、国民の視点からの機構及び機構の事業について、平成22年度に「日本学生支援機構の認知度調査」を実施し、平成23年度に調査結果をホームページ上に公表した。</p> <p>また、平成24年度は、前回調査では調査対象となっていなかった高校生にあたる年代(16歳から18歳)を調査対象に加え、広聴調査を実施し、平成25年度に調査結果をホームページ上に公表した。</p> <p>広聴の結果、奨学金ガイドブックの作成に際し、高等学校教員等から収集した意見を参考に、内容・デザインの見直しや配布時期の早期化を行った。ホームページについては、「文章表現のわかりやすさ」という点で改善の余地があることが判明したため、一部のページにおいて見出しや説明の表現を一般に理解しやすいものに改める等の改善を行った。</p>	
<p>②ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供しているか。ホームページについては、年間アクセス件数2,600万件以上を確保するとともに、利用者にとっての利便性向上を図っているか。</p>	<p>利用者に対し、機構の事業等に関する情報を迅速かつ正確に提供するよう努め、利用者の利便性向上を以下のとおり図った。</p> <p>○ホームページ機能の向上</p> <p>ホームページ上の多様な情報の中から、利用者が必要な情報を迅速かつ効率的に取得できるよう、新たなホームページ内検索システムを導入した。</p> <p>平成25年度は、トップページ及びカテゴリー分けのデザインを見直し、利用者を分かりやすくナビゲートできるようにリニューアルを実施した。</p> <p>○スカラネット・パーソナル</p> <p>平成22年度に、奨学生・返還者が自身の奨学金に関する基本情報を閲覧できるサービスとして、「スカラネット・パーソナル」をホームページ上に開設し、平成23年度には「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の届出用紙作成機能を追加し、平成25年度には繰上返還の申込の受付を開始した。</p> <p>○奨学金貸与・返還シミュレーション</p> <p>学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」をホームページ上で引き続き運用し、「ファイナンシャルプラン」をあら</p>	<p>ホームページ等電子媒体を活用した情報提供の状況</p> <p><b>【評定4】</b></p> <p>アクセシビリティに配慮しながら、ホームページでの迅速な情報提供を行い、さらに、新たなホームページ内検索システムの導入により、利便性の向上を図るなど、電子媒体による情報提供を充実させたことは評価できる。</p> <p>また、携帯電話によるウェブサイト利用者への情報提供及びメールマガジンによる奨学金事業に関する情報提供を継続的に実施したことも評価できる。</p>

	<p>かじめ設計できるようにした。</p> <p>○アクセシビリティの向上 利用者の需要に配慮した結果、外部(アライド・ブレインズ社、日経BPコンサルティング)から、A～Eの5段階評価でA評価を受けた。また、アクセシビリティ研修を機構内で開催した。</p> <p>○メールマガジン 毎年度、メールマガジンを学校の教職員を中心とする読者へ月2回(毎月15日・30日)、合計24回発信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。</p> <p>○モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジン 平成21年度に奨学金事業についてのモバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンを構築し、平成22年度以降、モバイルサイトの運営とともに、奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回(毎月5日)発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。</p> <p>○東日本大震災に関する情報提供 ホームページ上に、本機構及び関係機関の対応についての東日本大震災関係特設ページを開設し(平成23年3月)、情報提供を行った。また、東日本大震災により被災した学生等を対象とする大学・民間団体等が実施している奨学金制度に関する情報提供ページも開設し、随時更新を行った。</p>											
<p>●定量的指標(ホームページの年間アクセス件数)</p> <p>A 2,600万件以上 B 1,820万件以上2,600万件未満 C 1,820万件未満</p>	<p>○アクセス件数 各年度の実績は以下のとおりであり、すべて目標値を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="674 1214 1480 1299"> <thead> <tr> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46,235,211</td> <td>48,877,534</td> <td>48,081,321</td> <td>59,056,440</td> <td>63,225,950</td> </tr> </tbody> </table>	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	46,235,211	48,877,534	48,081,321	59,056,440	63,225,950	<p>ホームページの年間アクセス件数 <b>【評定5】</b> ホームページの内容が利用者の便宜のため改善されたこととあいまって、アクセス件数が目標を上回ると共に、多くの年度において前年度以上の数値を確保したことは評価できる。</p>
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度								
46,235,211	48,877,534	48,081,321	59,056,440	63,225,950								
<p>幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図っているか。</p>	<p>○広聴の実施 広聴の対象を、従来の機構奨学生・留学生及び学校担当者等機構と何らかの接点がある者から、一般国民へ変更し、国民の視点からの機構及び</p>	<p>広聴活動の実施状況 <b>【評定6】</b> 広聴の実施に際しては調査対象範囲を広げ、外部からの客</p>										

機構の事業について、平成22年度に「日本学生支援機構の認知度調査」を実施し、平成23年度に調査結果をホームページ上に公表した。

また、平成24年度は、前回調査では調査対象となっていなかった高校生にあたる年代(16歳から18歳)を調査対象に加え、広聴調査を実施し、平成25年度に調査結果をホームページ上に公表した。

広聴の結果、奨学金ガイドブックの作成に際し、高等学校教員等から収集した意見を参考に、内容・デザインの見直しや配布時期の早期化を行った。ホームページについては、「文章表現のわかりやすさ」という点で改善の余地があることが判明したため、一部のページにおいて見出しや説明の表現を一般に理解しやすいものに改める等の改善を行った。

[評定3再掲]

#### ○ご意見・ご要望窓口の設置

機構の事業に対する国民の意見を集約し、今後の業務改善の参考とするため、ホームページ上にご意見・ご要望窓口を開設し、投稿された意見については、役員及び各部署の長が出席する運営会議で報告し、関係部署に情報共有を図り、業務改善の参考とした。

観的な意見を収集したことは評価できる。ホームページに寄せられた意見等を関係する部署と情報共有して、業務改善につなげる工夫をしたことは評価できる。



<b>【(小項目)1-1-3】</b>	(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施	<b>【評定③】</b> <b>A</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価
<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施しているか。</p>	<p>○各種調査については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する」とされたことを踏まえ、留学生関係6調査の集約化、調査項目の厳選・見直し、調査工程の短縮化を実施した。各種調査の詳細は以下のとおりである。</p> <p>i) 学生生活調査          学生生活の経済状況等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として隔年で調査を実施した(平成22年度実施・23年度公表、平成24年度実施・25年度公表)。          平成22年度調査では、調査票の記載欄に注釈を挿入するなど内容をわかりやすく改善した。          平成24年度調査では、有識者による「学生生活調査実施検討委員会」の審議を踏まえ、公表資料に有識者による分析資料を追加するとともに、調査項目の見直しとして「学校の学生支援体制への満足度」「学生の不安や悩み」について項目を追加し、調査対象のサンプリング方法など、実施方法の改善を図った。          また、調査結果については、第1期中期目標期間中は調査実施翌々年度4月に公表していたが、第2期中期目標期間においては取りまとめスケジュール等を改善することで、調査実施翌年度3月以前に公表した。</p> <p>ii) 奨学事業実態調査          学校、地方自治体、団体等の行う奨学事業の事業内容等を把握するため実施した(平成20年度実施・21年度公表、平成23年度実施・24年度公表)。          平成20年度までは、予備調査を経て本調査を行う手順により従来4</p>	<p>調査研究の実施状況  <b>【評定③】</b>          各種調査は、学生の立場やその時々学生の諸状況を適切に把握し、事業実施上の施策に反映させることを可能にする取組として評価できる。</p> <p>i) 学生生活調査については、外部有識者による「学生生活調査実施検討委員会」の審議を踏まえ、新たに有識者による分析を加えるとともに、調査項目を見直すなど内容を充実させ、大学等の協力を得ながら実施しており、評価できる。</p> <p>ii) 奨学事業実態調査については、調査の実施間隔を短縮し、また調査結果を機構ホームページに掲載して広く周知したことは評価できる。</p>

	<p>年毎に実施していたが、調査の有用性を高めるため、予備調査を経ないで本調査を3年毎に行うよう実施手順を見直し、平成23年度に実施した。</p> <p>iii)外国人留学生在籍状況調査の実施 外国人留学生の在籍状況(5月1日現在)を把握するため、毎年実施し、当年度中に調査結果のプレスリリースを行うとともに、機構のホームページ上で公表した。なお、平成22年7月から、在留資格が「就学」の日本語教育機関の者についても在留資格が「留学」に一本化されたため、従来の留学生に加え調査対象とした。</p> <p>iv)米国における奨学金制度に関する調査 本機構の奨学金制度の改善に資するため、平成20年度に実施した米国における奨学金制度に関する調査結果について、平成21年度に報告書を取りまとめホームページで公表した。また、調査に参加した客員研究員等により、本機構職員を対象に講演会を実施し、調査結果のフィードバックを行った。</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた対応 平成24年度は、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日、文部科学省)において調査分析機能の充実が提言されたことを踏まえ、本機構が実施する調査内容、体制等について検討を行うため、担当者連絡会議を開催し、論点を整理した。 平成25年度は、調査分析室を設置し、調査分析機能の充実に係る体制の強化とともに、以下について実施した。 (1)各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行うため、調査分析室定例会議を開催した(年間5回)。 (2)より柔軟な「所得連動返還型奨学金」の導入に向け、英国の奨学金制度の状況について訪問調査を実施した(平成26年3月)。 (3)過去に実施した調査データの散逸防止のため、適切な保管に向けた整理を行った。</p>	<p>iii)外国人留学生在籍状況調査については、着実に実施しており、評価できる。</p> <p>調査分析機能の充実に向け、調査分析室を設置し、定例会議を通じて各部の調査分析に係る情報の共有及び横断的な課題を検討する体制を整備したことは評価できる。 また、英国の調査を着実に実施するとともに、調査データの散逸防止のための整理を行ったので、評価できる。</p>
--	--	---

【(中項目)1-2】	2 奨学金貸与事業																		
【(小項目)1-2-1】	(1) 奨学金貸与の的確な実施				奨学金貸与の的確な実施状況														
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>教育の機会均等の観点から、能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ、以下の事業を推進する。</p> <p>①適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。</p>					【評定④】														
					<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
					H21	H22	H23	H24	H25										
A	A	A	A	A															
評価基準	実績				分析・評価														
<p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズを踏まえ、真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行っているか。</p>	<p>○家計基準の見直し</p> <p>平成21年度は、行政支出総点検会議「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して」(平成20年12月1日行政支出総点検会議)の指摘を受け、総務省家計調査における「1世帯当たり1ヶ月間の実収入(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)」の収入状況(約△10%)に基づき、平成11年度以降同額となっている収入基準額について10%の引き下げを行い、一方、平成11年度以降同額となっている特別控除額のうち、就学者控除については平成10年度以降の授業料上昇率、障害者控除額については「国民年金の障害基礎年金」に基づき見直しを行い、各々控除額を増額することとした。</p> <p>これらの見直しを反映した新たな家計基準については、平成23年度採用者から適用した。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■行政支出総点検会議「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して」(平成20年12月1日行政支出総点検会議)</p> <p>「現状では学生のほぼ3人に1人が受給しており、親の年収が相当程度高額である場合であっても貸与を受けられるという貸与基準について、貸与先の家庭状況の実態も踏まえ、早急に見直しの検討に着手すべき」</p> </div>				<p>学生ニーズ等を踏まえた奨学金貸与事業の実施状況</p> <p>【評定7】</p> <p>奨学生の生活実態や家計実態に応じてきめ細かな家計基準の見直しを行い、真に支援を必要としている者への対応を行ったため評価できる。</p> <p>経済的支援を必要とする家計状況が厳しい世帯の学生に対して、確実に採用したことは、貸与制度の本来の趣旨に合ったものであり、評価できる。</p>														

平成22年度は、「平成21年度男女共同参画白書」の報告、及び中央教育審議会大学分科会学生支援検討ワーキンググループによる「今後の学生に対する経済的支援方策の在り方について(論点整理)」(平成22年12月24日)における指摘を踏まえ、「主たる家計支持者一人」ではなく、「父と母双方の収入、またはこれに代わって家計を支えている者の収入」をもって奨学金貸与の選考を行うよう見直しを行った。

また、高等学校における授業料無償化及び就学支援金制度の創設に伴い、高等学校に通う生徒を持つ家庭における学費負担が軽減していることを踏まえ、高等学校の就学者控除額について見直しを行った。

これらの見直しを反映した新たな家計基準は、平成23年度在学採用者から適用した。

■「平成21年度男女共同参画白書」

・「共働き世帯が年々増加している」

■中央教育審議会大学分科会学生支援検討ワーキンググループによる「今後の学生に対する経済的支援方策の在り方について(論点整理)」(平成22年12月24日)

・「家計基準について、主たる給与所得者とする取扱を改め、共働きの父母合計収入状況を踏まえた家計基準に変更する事が必要である」

平成23年度は、大学院の家計基準については、平成4年度から「本人の収入」として実施しており、「本人の収入」とは、定職(配偶者の定職収入を含む)、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他収入の合計額としていたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告や、大学関係者との意見交換会等において機構に寄せられた意見に基づき、平成24年度から配偶者の定職収入に対して給与所得控除を行う方法により改善を図った。

■中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告(平成21年4月)

・「家計基準においては、自宅通学生の場合、親の所得は対象と



ならず本人のみの所得が対象となるため、高額所得者の子弟であっても奨学金の貸与が受けられるが、共働きで勤務していたが退職して法科大学院に入学した社会人学生は、本人及び配偶者の所得の合算額が対象となるため、それほど所得が多くなっても奨学金の貸与を受けられないといった事態が生じている。」

■ 社団法人日本私立大学連盟(平成23年7月)

- ・「定職のある配偶者がいる場合、家計基準額を上回ってしまう。本人の収入のみを家計基準の対象とするか、家計基準額を引き下げて欲しい。」

平成24年度は、平成25年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行い、平成26年度入学の予約採用者から適用予定である。

[見直し内容]

- (1) 収入基準額を20%引き下げ(無利子奨学金)
- (2) 両親共に給与所得世帯の場合の従たる家計支持者について、給与所得控除額を引き下げ(税法上の控除額と同額とする)(無利子・有利子奨学金)
- (3) 就学者(小中高校生)に係る特別控除額を引き上げ(これまでの学校教育費相当分の控除額に学校外活動費相当分を加算)(無利子・有利子奨学金)

■ 平成25年度文教・科学技術予算のポイント(平成25年1月、財務省)

「無利子奨学金の貸与基準については、物価や教育費の動向を勘案し定期的に見直しているが、今回は、多子世帯へ配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるよう見直し(私大・4人世帯の場合。年収955万円⇒907万円)」

平成25年度は、平成26年度事業予算の策定にかかる文部科学省・財務省との協議内容及び奨学生の家計の実態の分析等を踏まえ、多子世帯に配慮しつつ、所得の低い世帯へ重点的に貸与できるように以下のとおり見直しを行った。(平成27年度入学の予約採用者から適用予定)

[見直し内容]

- (1)主たる家計支持者にかかる給与所得者の給与所得控除額を引き下げ(控除の上限額を54万円引き下げ)
- (2)無利子奨学金において、子供が2人を超える世帯について、申込者本人の就学者控除額を引き上げ(有利子奨学金と同様、子供が2人を超えた人数につき、本人の就学者控除額を加算)

○所得連動返還型無利子奨学金制度

学生等が安心して教育を受けられる環境を整備するため、家計の厳しい世帯(年収300万円以下)の学生等に対し、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返還型無利子奨学金制度」を創設し、平成24年度採用者から適用し、条件を満たした被推薦者を確実に採用した。

〈第一種(所得連動)採用者数〉

(単位:人)

区分	第一種採用者	うち所得連動	所得連動の割合
平成24年度	109,098	33,050	30.3%
平成25年度	126,741	46,595	36.8%

※第一種基準適格者のうち、所得連動の適用対象者については全員を採用した。

○東日本大震災への対応

東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、平成23年度は、大学等予約採用における第一種奨学金受付期間の追加、定期採用における受付期限の延長、緊急・応急採用における貸与始期・終期の取扱いの改善、被災により修業年限の終期を超えて在学する者(内定取消等)へ配慮し在学期間中は第二種奨学金の貸与を認めること等の措置を講じた。

平成24年度以降は、東日本大震災の被災世帯の学生等で推薦基準を満たす者を「第一種奨学生(震災復興枠)」として全員採用した。

①適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行っているか。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入しているか。

■「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

・「在学中の適格認定制度等を活用し、学業成績等を踏まえた奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に依頼するとともに、奨学金の貸与の停止、奨学生としての資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に行う。」

■財政制度等審議会 財政投融资分科会(平成23年11月15日)

・「採用した学生の適格性について毎年、大学等を通じて、学業成績等をチェックし、基準に基づき奨学金の廃止等を決定する適格認定の審査は極めて重要と考える。

また、この適格認定は奨学生の適格性の確認の機会であると同時に、「借りすぎ防止」や「返還意識の涵養」を図る重要な審査と位置づけられており、将来的な延滞者を可能な限り小さくしていく取組みにもなることから、各大学において厳格な審査がなされているかどうかを見極めるとともに、審査の充実に向けた取組が必要である。」

適格認定の実施状況

【評定8】

真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を要請したことは評価できる。

貸与の目的は、支援を行って学業に励む者を支援することにあるので、適格認定を実施することは評価できる。

また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入し、各学校に指導を依頼したことは評価できる。

○適格認定による奨学生処置状況

奨学生としてふさわしくない者に対しては、奨学生としての資格の廃止等の措置を行った。

(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	845,461 件中	885,899 件中	914,922 件中	929,520 件中	943,809 件中
奨学金廃止 (学業成績不振者等)	8,857 (1.0%)	9,765 (1.1%)	10,846 (1.2%)	9,726 (1.0%)	12,677 (1.3%)
奨学金停止 (学業成績不振者等)	10,806 (1.3%)	11,491 (1.3%)	12,187 (1.3%)	11,988 (1.3%)	11,044 (1.2%)
警告 (学修評価が著しく劣る者等)	11,196 (1.3%)	11,799 (1.3%)	12,329 (1.3%)	12,368 (1.3%)	13,624 (1.4%)
激励 (学修評価が劣る者)	34,455 (4.1%)	33,820 (3.8%)	36,086 (3.9%)	34,930 (3.8%)	34,645 (3.7%)
合計	65,314 (7.7%)	66,875 (7.5%)	71,448 (7.8%)	69,012 (7.4%)	71,990 (7.6%)

○適格認定基準の周知

(1)適格認定の実施方法等については、大学等に詳細な通知文を送付するとともに、適格認定の基準について一層の周知を図った。また、重要性については、奨学業務連絡協議会等で重ねて周知を図った。

(2)平成22年度は、過去2年間の適格認定処置件数等をもとに抽出した学校に対し、適格認定(「指導」を含む。)の実施状況調査を行い、一部不適切な基準の設置が見られた学校に対し、フォローアップ調査を行い、基準が定められたことを確認した。

平成23年度は、平成22年度適格認定対象者数等をもとに抽出した学校(41校)に対し、実施状況調査を行い、調査対象校に対して個別の助言を行った。

平成24年度は、「財政制度等審議会財政投融资分科会」(平成23年11月15日)において適格認定の厳格化を求められたことを受け、平成23年度適格認定で「警告」認定を受けた全件(12,329件)に対し、学校において機構の適格基準に沿った「警告」認定が行われているか全件調査を実施した。

平成25年度は、学校における「適格基準の細目」の適用状況及び学校指導の実態等を確認するため、平成24年度適格認定による「警告」及び「激励」認定者について調査を実施した。また、平成23年度、平成24年度適格認定処置者に対して実施した実態調査の結果を踏まえ、適格認定がより適正に実施され、実効性を持つものとして機能するよう、「適格基準の細目」の内容を明確にするとともに、処置後の指導方法について充実を図った。

上記調査において把握した学校が誤りやすい点や注意点等を、毎年度、「適格認定の厳格な実施について(依頼)」により、全学校に対して注意喚起を行い適格認定の目的及び基準等について一層の周知を図った。

○奨学生への修学上の指導の徹底

「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)における「学生の意識の醸成を図るべき」との指摘を踏まえ、平成21年度から、奨学生に直近1年間の収入・支出金額を入力させ、その収支差を学校において確認のうえ、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額を指導できる仕組みを導入し、各学



	<p>校に指導を依頼した。</p> <p>平成22年度以降、各学校で実施した「適切な貸与月額を選択するための『指導』」結果について、各年度において奨学金事務担当者用ホームページで公表し、更に、一部抽出した学校に「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め、個別の助言を行うとともに、本確認により把握した「指導」実施において学校が誤りやすい点や注意点等について全学校に通知した。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-2-2】

(2)返還金の回収強化

返還金の回収状況

【評定⑤】

A

H21	H22	H23	H24	H25
B	B	B	B	A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ確かな現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にする 것을 目指し、返還金の回収促進策を推進する。

その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

①学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。

②返還金回収の促進

返還金回収強化の対策を促進する。

また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを 目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

③機関保証制度の運用

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。

評価基準

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にすることを 目指し、以下の返還金の回収促進策を推進しているか。

●定量的指標(総回収率)

A 82%以上

実績

○総回収率

総回収率は、平成22年度までは各年度の目標値を下回っていたが、平成24年度は82.1%となり、中期目標を既に達成し、平成25年度は82.8%に達した。また、新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努めた。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
(参考) 総回収率目標	80.1%	80.7%	81.3%	81.7%	82%
総回収率	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	82.8%

分析・評価

総回収率

【評定9】

回収困難な過去の奨学生からの債権回収のため、回収促進策を的確に実施する等回収に尽力した結果、総回収率は82.8%となり、目標である82%を達成したことは評価できる。なお、回収が目標を上回った原因を調査し、今後の参考にすることが望ましい。

B 81.7%以上82%未満

C 81.7%未満

当年度分	94.1%	94.7%	95.2%	95.6%	96.0%
延滞分	13.9%	14.6%	14.5%	13.8%	14.0%

〈参考〉全体の回収率

(単位:百万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
要回収額	398,331	438,387	473,836	515,533	557,768
回収額	318,615	353,235	386,214	423,033	462,102
回収率	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	82.8%

■「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

・「(回収業務について)抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図る。」

■「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(奨学金の返還促進に関する有識者会議(平成20年6月10日))

・回収方策の見直し等の検討を進め、ここで取りまとめた報告書を踏まえ諸施策を実施。

〈参考〉繰上返還額を考慮した場合の回収率

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

(単位:億円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
繰上額	537	583	651	733	814
回収率	82.4%	82.9%	83.7%	84.3%	85.0%

※上表は、各年度において、前年度以前の繰上返還額を当初の返還予定時期に分類し、各期に要返還額、返還額を配賦して積算した。

●定量的指標(新規返還者に係る回収率)

- A 95.0%以上
- B 94.4%以上95.0%未満
- C 94.4%未満

また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図っているか。

なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制しているか。

○新規返還者の回収率

実績は以下のとおりである。

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要回収額	18,431	18,836	19,674	21,521	22,836
回収額	17,693	18,165	19,018	20,831	22,150
回収率	96.0%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%

○返還促進策等検証委員会(平成21年度から平成24年度)

返還促進方策の効果等を検証し、中期計画に記載の総回収率の妥当性に係る検証の在り方を検討するため、返還金の回収・分析に関して識見を有する外部有識者及び金融関係者等により構成される「返還促進策等検証委員会」を平成21年度に設置し、中期目標期間中の各年度、返還促進策等の効果等の妥当性の検証を継続して行うため外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を参考に審議を行い、報告書を取りまとめた。

当該委員会の報告等を踏まえ、機構ホームページを活用した情報提供の充実、減額返還制度の導入、学校との連携により在学中からの返還意識の涵養及び在学猶予制度の周知及び住所調査や督促に係る情報提供等の実施等の改善を行った。

○「総回収率82%」の妥当性

平成23年度までに検証し、「平成23年度返還促進策等検証委員会報告書」において、以下のとおり取りまとめた。

[平成23年度返還促進策等検証委員会報告書(概要)]

1. 「総回収率82%」の妥当性について

(1) 「総回収率」という指標の妥当性

回収金を奨学金の原資に充てていることから、総回収率という指標は、機構の業務に沿ったものと言いうことができると考える。しかしながら、総回収率の指標には限界があるため、機構の返還業務の指標として「総回収率」以外の指標も併用することが最低限必要であると考えます。

(2) 「82%」の妥当性

総回収率は平成19年度79.2%であったが、その後年々改善され、

新規返還者に係る回収率

【評定10】

新規返還者の回収率は、97.0%となり、目標である95.0%を達成していることは評価できる。

回収状況の把握・分析等の実施状況

【評定11】

毎年度、外部有識者で構成された委員会において、返還金回収状況の定量的な把握・分析を行うとともに、返還促進策の取組の効果を検証し、次年度の取組を効果的に行うよう改善を進めたことは評価できる。

また、平成23年度までに「総回収率」の妥当性について検証し、延滞債権の削減に努めたことは評価できる。



平成22年度においては、目標値80.7%のところわずかに及ばない80.6%となっている。

また、外部シンクタンクの試算によれば、現在の回収施策の効果を高めに見込んで、目標最終年度である平成25年度には82%を実現できるという見通しが報告されている。以上のことから、「82%」という数値は、機構が目標とする数値としては妥当であったと考えられる。

#### ○債権管理・回収等検証委員会(平成25年度)

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日、文部科学省)において、「債権管理・回収等の業務については第三者機関である債権回収検証委員会(仮称)を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」旨が指摘されたことから、「返還促進策等検証委員会」を発展的に解消し、奨学金事業の健全性を確保するため、債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的として、新たに「債権管理・回収等検証委員会」を設置した。(平成25年3月)

本委員会では、債権管理の適切性や回収促進策の効果等の妥当性について、外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を踏まえて審議を行い、報告書を取りまとめた。

平成25年度は、設置初年度として、改めて機構の奨学金債権の現状についての説明を行った結果、その管理体制及び回収状況は適切であると結論づけられた。

#### ○総回収率

総回収率は、平成22年度までは各年度の目標値を下回っていたが、平成24年度は82.1%となり、中期目標を既に達成し、平成25年度は82.8%に達した。また、新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努め、延滞債権に対する新たな財政負担の増加の抑制に努めた。

[評定9参照]

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
(参考)総回収率目標	80.1%	80.7%	81.3%	81.7%	82%
総回収率	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	82.8%
当年度分	94.1%	94.7%	95.2%	95.6%	96.0%
延滞分	13.9%	14.6%	14.5%	13.8%	14.0%

①学校との連携強化

ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図っているか。

○返還誓約書の確実な徴取のための取組

平成22年度採用者から、返還誓約書の提出時期を貸与終了時から採用時へと早期化し、平成22年度以降は、学校と連携をとり、採用後6月経過した返還誓約書未提出者に対し奨学金振込を保留した。また、返還誓約書の受付・点検等の業務については、外部委託による審査期間を短縮することにより効率的に行った。

○返還意識の徹底のための取組

(1) 一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、一般社団法人私立大学連盟、日本私立大学協会、全国学校法人立専門学校協会のそれぞれの総会に機構理事長又は奨学金事業担当理事もしくは奨学事業本部長が出席し、奨学金の現状を説明し、各大学の卒業生の回収率等の情報を提供するとともに、学籍管理の徹底、適格認定の適切な実施、返還に関する学生への指導の充実等に関する協力を要請した。また、一般社団法人私立大学連盟及び日本私立大学協会との意見交換会を毎年度行った。

(2) 学校と連携して奨学金貸与業務の的確な実施を図るため、各学長・校長宛に機構理事長から、「奨学金の貸与等の実績について(報告)」を通知し、学籍管理や返還指導の徹底を依頼した。更に、貸与終了後、在学猶予期間を経て返還を開始した者の返還の状況を改善するため、在学生への在学猶予制度の周知の徹底とともに、在学猶予期間終了者に対し返還が開始されることの周知を行い、学校と連携し、これらの者が延滞となることの防止を図った。

○その他学校との連携強化のための取組

(1) 学校事務担当者(初任者)研修会の実施

平成22年度から、各年4月以降新たに奨学金事務担当となった者を主

学校との連携の実施状況

**【評定12】**

奨学金返還の意義を学生に浸透させるため、大学等と協力して返還誓約書を確実に徴取し、未提出者には一括保留する措置を講じ、的確な奨学金貸与業務を行ったことは評価できる。

国立大学協会、日本私立大学連盟等の総会に機構理事長又は奨学事業本部長が出席して協力要請を行い、奨学金実務を担う学校職員に対する研修会の回数を増やし学校担当者の返還重要性への理解に努めるなど、積極的な広報・周知を行い、学生等の返還意識の向上に向けて、大学等と連携した返還意識の徹底や、回収率の向上を図る取組みを実施したことは評価できる。

な対象とした研修会を開催し、事務処理等に係る説明を行うとともに、奨学生としての自覚の強化や返還意識の涵養を図ることについて依頼した。

区分	開催地	出席校数	出席人数
平成22年度	東京、兵庫	計828校	
平成23年度	東京、大阪、福岡	計776校	計833人
平成24年度	仙台、東京、大阪、福岡	計931校	計1,039人
平成25年度	東京、名古屋、京都、福岡	計971校	計1,069人

(2) 初任者研修会や奨学業務連絡協議会等における学校からの要望等を踏まえシステムの改善を図るなど、学校の事務負担の軽減に努めた。

○学校事務担当者(初任者)採用業務研修会の実施

平成23年度以降、各学校における奨学金採用事務の実施時期に合わせ、奨学生採用業務に特化した研修会を開催し、採用事務に関する留意事項と併せて在学期間中の学生に対する返還指導の重要性についても説明した。

区分	開催地	出席校数	出席人数
平成23年度	東京	計685校	計692人
平成24年度	東京、大阪	計572校	計618人
平成25年度	東京、大阪	計632校	計690人

イ. 大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請しているか。

○返還金回収方策の広報・周知

毎年度、学校担当者用ホームページに返還説明会、奨学業務連絡協議会、初任者研修会、採用業務研修会等の各資料や卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。

また、各学校宛に、過去5年以内の自校の貸与終了者に係る延滞率・延滞者数等を参考として提示した「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」及び奨学金の返還に関して適宜通知することにより、一層の協力を要請した。

○奨学業務連絡協議会の実施

大学等の奨学金担当者に対して、奨学事務に関する方針、予算、採用

計画及び制度、事務処理の変更点に加え、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明した。

(単位:校)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象校	3,885	3,905	3,700	3,833	3,835
出席校数	2,358	2,213	2,300	2,406	2,460
出席率	60.7%	56.7%	62.2%	62.8%	64.1%

ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹底を図っているか。

○返還説明会用マニュアル等の充実

平成21年度は、返還説明会における指導の徹底を図るため「返還説明会用事務マニュアル」の改訂版を作成し、大学等へ配付した。平成22年度は、「返還を始める皆さんへ」(DVD)を新たに作製し、各学校へ配付し、返還開始予定者等が閲覧できるようホームページに掲載した。平成23年度以降は、制度変更等に伴いマニュアル及びDVDを改訂し、これらを活用するよう学校へ依頼し、奨学生に対する返還中の手続きや返還の重要性の周知を図った。

○返還説明会への機構職員の派遣

返還説明会への機構職員の派遣にあたっては、満期予定者数・延滞率・延滞件数・返還誓約書未提出件数を指標として派遣先を選定した。

(単位:校、人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
派遣校数	282	293	296	297	298
派遣職員(延べ)数	318	324	354	371	369

エ. 大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高めているか。

○学校別内示数の算定

平成21年度に、延滞率の比重を大学等第一種奨学金において従来の10%から30%に、第二種奨学金においては従来の10%から20%に高めたうえで積算を行い各学校へ配分した。平成22年度以降は、引き続き、延滞率の比重を高めた積算方法により各学校へ配分した。

○延滞率の改善が進まない学校名の公表

公表のあり方等について文部科学省と調整を行った結果、次期中期目

標期間において、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行うこととなった。

また、各学校長宛に、貸与実績、延滞状況を「奨学金の貸与等の実績について」(平成26年1月24日付)により報告したが、更に、「奨学金の貸与等の実績について」の取扱について」(平成26年3月31日)を各学校奨学金事務担当課長宛に送付し、上記報告を確実に学校長等の責任者に届けるよう依頼し、学校から奨学生に対し、返還意識の涵養を指導するよう促した。

学校名の公表実施にあたっては、「延滞率の改善が進まない学校」のみを公表するのではなく、各大学等と連携した返還支援の取り組みの強化施策の成果及び結果とともに、全ての大学等を対象に公表することとしている。なお、具体的な公表の情報については検討中である。

②返還金回収の促進

ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上としているか。

●定量的指標(新規返還開始者のリレー口座加入率)

- A 95.0%以上
- B 94.4%以上95.0%未満
- C 94.4%未満

●定量的指標(全体のリレー口座加入率)

- A 80.0%以上
- B 79.0%以上80.0%未満
- C 79.0%未満

○新規返還開始者に係るリレー口座加入率

平成22年3月満期者から、リレー口座加入時期について更なる早期化を図り、従前の2~3月から12月末とした。更に、学校に対して口座未加入者への個別指導を依頼し、リレー口座加入の徹底に努めた。新規返還者に係るリレー口座加入率は以下のとおりである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総合	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%	99.7%
無利子	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	99.8%
有利子	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%	99.7%

○返還者全体に係るリレー口座加入率

全体のリレー口座加入率は以下のとおりである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総合	93.0%	94.4%	95.7%	96.5%	96.9%
無利子	91.1%	92.8%	94.5%	95.6%	96.2%
有利子	94.9%	95.9%	96.7%	97.2%	97.4%

新規返還開始者のリレー口座加入率

**【評定13】**

各学校に個別指導を依頼する等、学校側と連携して加入率向上に努めており、新規返還者のリレー口座加入率が目標の95%に対して99.7%と高く維持されていることは評価できる。

全体のリレー口座加入率

**【評定14】**

返還者全体のリレー口座加入率は96.9%となり、目標の80%を大きく上回っていることは評価できる。

イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図っているか。

○初期延滞債権に係る回収業務

平成21年度は、平成21年度予算執行調査(平成21年7月3日財務省主計局)における「初期延滞の督促強化を図るべき」との指摘及び「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)における「既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大」との指摘を踏まえ、平成21年10月以降の新規延滞者のうち平成22年2月及び3月に振替不能4回目(延滞3ヶ月以上)となった初期延滞者に係る回収業務について順次サービサーに委託した。また、延滞者により確実に効果的な督促を行うため、回収業務委託においては、平成21年度から住所調査業務を委託内容に追加し、平成22年度以降も引き続き実施した。

初期延滞債権の回収委託実施状況は以下のとおりであった。

(毎年度3月末現在)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
委託件数(件)	6,318	55,731	70,296	75,000	73,693
請求金額(千円)	347,730	3,679,870	5,130,645	5,771,804	5,784,127
回収件数(件)	1,422 (22.5%)	29,391 (52.7%)	31,367 (44.6%)	32,807 (43.7%)	30,659 (41.6%)
回収金額(千円)	76,900 (22.1%)	1,498,590 (40.7%)	1,739,094 (33.9%)	1,901,698 (32.9%)	1,808,744 (31.3%)
猶予件数(件)	77 (1.2%)	1,882 (3.4%)	2,969 (4.2%)	4,403 (5.9%)	4,352 (5.9%)
合計(件)	1,499 (23.7%)	31,273 (56.1%)	34,336 (48.8%)	37,210 (49.6%)	35,011 (47.5%)

※件数は、債権数である。

※「請求金額」とは、当初委託請求金額に毎月の増減額を加算した委託期間中の請求金額の合計である。

※「回収金額」とは、債権回収会社に入金された金額の合計であり、委託期間中に直接機構に入金された金額は含まない。

※「回収金額」は、債権回収会社に委託した金額を上限として算出しているため、委託した金額以上の入金は含まれない。

〈東日本大震災への対応〉

平成23年5月末より、サービサーが自主規制で発送できなかった回収委託中の者で東日本大震災の災害救助法適用地域住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送(6,759件)した。また、

早期における督促の実施状況

【評定15】

東日本大震災の被災者への配慮を行いつつ、外部委託による督促・回収業務を適切に実施していることは評価できる。早い段階で、借りた金は返すという社会においてあたりまえのルールを自覚させ、延滞を放置することなく速やかな債権回収を図ることは評価できる。回収業務の委託にあたっては、奨学生に関する個人情報の管理や回収業務の適正に関して、委託した業者に対する管理監督が望まれる。



12月より、東北3県を除いた地域の状況確認を開始し、更に同月下旬より、沿岸部及び原発被災地を除いた地域の状況確認後適宜対応し、平成24年度以降も引き続き同様に対応した。

○督促架電の実施

平成21年9月以前の延滞発生者については振替不能6回目まで督促架電していたが、平成21年10月以降、回収委託実施前に延滞を解消することを目指し、振替不能1回目から3回目までの者に対して、外部委託により督促架電を実施した。

(単位:件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
架電件数	1,239,815	1,199,571	1,276,023	1,301,666	1,502,785

※件数は、債権数である。

〈東日本大震災への対応〉

登録住所が東日本大震災における被災地域となっている者については、本人から連絡があった者を除き督促架電の対象外としていたが、電話による状況確認を平成23年12月より実施し、確認後、適宜対応した。

ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図っているか。

○法的処理の実施

「財政融資資金融通先等実地監査」(平成20年5月21日財務省理財局通知)において指摘された法的処理の執行体制の構築や処理方針の策定を踏まえ、平成21年度に法的処理の事務処理マニュアルを改訂し、法務課と支部との役割分担の明確化及び法務課の支部に対する指揮命令系統の明確化を実施した。また、「法的処理実施計画」及び「延滞債権に係る法的処理の方針について」を策定し、これらを踏まえ法的処理を実施した。

(1) 初期延滞債権

「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(平成20年6月10日奨学金の返還促進に関する有識者会議)及び「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)における法的処理の早期化に係る指摘を踏まえ、平成21年度(平成22年2月)から、振替不能回数4回目となり延滞3ヶ月以上となった者に対して順次回収委託業務を実施し、当初委託期間中(5ヶ月間)に滞納解

法的処理の実施状況

**【評定16】**

法的処理実施計画を策定し、これに基づいて適切に処理を行ったことは評価できる。

債権の回収は最終的には法的問題であるので、法に従った処理を着実に行ったことは評価できる。

また、東日本大震災の被災地居住者に対して、状況確認を行いながら配慮ある対応をしたことは評価できる。



消せず、入金のあるものについては引き続き回収委託業務を行った。原則としてこれらの取組によってもなお延滞9ヶ月以上となった者に対して、平成22年8月以降順次「支払督促申立予告」から法的処理を実施し、早期化した。

(2) 中・長期延滞債権の回収委託と連携した取組

「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成22年3月31日財務省理財局)において指摘された時効の管理について、時効の中断に向け時効到来債権を含め延滞9年以上の長期延滞債権で過年度において「支払督促申立予告」を実施済みの債権を含め、平成22年4月以降、順次「支払督促申立予告」または「支払督促申立」から法的処理を実施した。

平成23年度は、延滞2年半以上8年以下かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続して実施した。また、時効の中断に向け、延滞8年以上の長期延滞債権で過年度において「支払督促申立予告」を実施済みの債権を含め、4月以降、順次「支払督促申立予告」または「支払督促申立」から法的処理を実施した。

平成24年度は、延滞3年以上8年未満かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施し、応答がなく延滞7年半以上(回収委託後入金なし)となったものを対象に法的処理を実施した。また、時効の中断に向け、平成23年度実施分から、延滞7年半以上かつ7年半以上入金の無いものへと法的処理を早期化するとともに、未入金期間が短期間のものについては、延滞10年以上かつ5年以上入金が無いものについて法的処理を実施した。

平成25年度は、延滞3年以上8年未満かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施し、応答がなく延滞7年以上(回収委託後入金なし)となったものを対象に法的処理を実施した。

また、時効の中断に向け、平成24年度実施分から、延滞7年以上かつ7年以上入金の無いものへ法的処理を早期化するとともに、未入金期間が短期間のものについても返還を促すため、延滞9年以上かつ5年以上入金が無いものについて法的処理を実施した。

〈東日本大震災への対応〉

サービスが自主規制で発送できなかった回収委託中の者で東日本大震災の災害救助法適用地域住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送した。平成23年12月より東北3県を除いた状況確認を開始し、同月下旬より沿岸部、原発被災地を除いた地域の状況確認を実施し適宜対応した。

(3) 法的処理実施状況

(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
支払督促申立予告	28,175	5,827	12,426	13,965	15,575
支払督促申立	7,713	7,390	10,005	9,583	9,043
仮執行宣言付支払督促申立	2,061	2,686	2,754	2,459	2,553
強制執行予告	1,436	2,133	3,683	3,147	4,069
強制執行申立	123	269	355	457	546
強制執行	28	85	135	326	291
和解	2,944	3,983	4,960	5,672	5,525

※件数は、債権数である。

〈東日本大震災への対応〉

発生直後から被災地域の返還者に対して支払督促申立予告を停止した。

エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させているか。

○延滞者の実態調査の実施

平成21年度及び平成22年度は、請求書発送時に、アンケート用紙と返信用封筒を同封して実施したところ、回答率が想定値(5%)に達しなかった。

平成23年度以降は、従来延滞6ヶ月以上の者の請求書発送時に同封していたアンケート用紙を延滞3ヶ月以上の者に単独での発送に変更し、記名式で実施し、期日までに回答のないものについては督促を行ったところ、アンケートの回収率は向上した。

調査結果については従来公表していなかったが、平成19年度実施分から毎年度公表した。

延滞者の実態調査の実施状況

【評定17】

記名式のアンケート調査を実施し、実態の把握に努めるとともに、アンケート調査をもとに回収強化のための取組に反映させていることは評価できる。

(単位:件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者	67,243	89,555	19,120	19,301	19,431
回答者	3,553	3,956	4,163	3,873	4,116
回答率	5.3%	4.4%	21.8%	20.1%	21.2%

○回収強化のための取組への反映

返還期限猶予制度を知らない者が多いことが判明したため、機構ホームページ上で「返還期限猶予Q&A」など制度について詳しく掲載する等、制度の周知に努めた。

また、延滞者の中には返還期限猶予制度を知らない者もいることや、返還期限猶予制度を知った時期が卒業後であった者が多いと判明したため、各学校に対し、「奨学金貸与終了者に係る猶予手続きの徹底について」を送付し在学中の返還期限猶予制度周知について改めて依頼し、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供を開始し返還説明会に参加させること等指導の強化を依頼した。

オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図っているか。

○役場照会の迅速化

(1) 役場からの回答処理及び返戻の登録(照会文書の作成)について、システム改修により、住所データ登載期間及び照会票作成期間を短縮し、住所調査業務の迅速化を図った。また、役場への住所照会業務の外部委託を開始し、住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図った。

(2) 平成21年度は、「学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者住所の把握について」(平成21年10月23日会計検査院)による改善処置要求(住所不明者を直ちに調査する体制及び債務者の出身大学等との連携強化を図ったりするなどの体制整備)等を踏まえ、返還者の住所情報等についてよりの確に把握するため、各学校に対して卒業生の住所把握状況等についての情報提供を依頼した(平成22年3月)。

平成22年度以降は、返還者の住所情報等を把握するため、学校に卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から必要な卒業生の住所情報の提供を受け調査を行い、判明した新住所を登録した。

住所調査の実施状況

**【評定18】**

住所不明者に対する追跡調査の迅速化とともに、一層の徹底を図り、住所不明者数を減少させたことは評価できる。

(3) 役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者について、平成24年度以降、電話番号情報を全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に照会し、電話番号に変更がない者及び変更した電話番号が確認できた者に架電し、判明した新住所を登録した。また、平成25年度は、住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者の携帯電話にSMS(ショートメール)を一斉送信して、機構への住所確認の連絡を求めた。

カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用しているか。

○個人信用情報機関の活用状況

平成21年度採用者から「個人信用情報の取扱いに関する同意書」(以下「同意書」という。)の提出を採用の要件とした。同意書を提出し、個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対して、複数回の文書送付及び架電により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに、返還期限猶予の制度を周知することによって、初期延滞の抑制を図った。文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3ヶ月以上となった者について、平成22年4月から個人信用情報機関に情報を登録した。

(単位:件)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録件数	4,469	6,908	9,871	13,047

※登録件数は債権数であり人員ではない。

個人信用情報機関の活用状況

【評定19】

対象となる延滞者に対して返還期限猶予制度の周知を図る等十分に注意喚起を行ったうえで個人信用情報機関への情報登録を実施することにより、延滞の抑止及び延滞者の多重債務化の防止を図ったため評価できる。

キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応しているか。

○コールセンターの運用

平成21年度(平成21年10月)より民間委託によるコールセンターを設置し、返還相談体制の強化・充実を図ったところ、従来2割程度だった応答率が受託業者との緊密な連携により改善された。

(単位:件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
着信数	436,439	799,681	755,382	731,818	743,456
応答数	276,765	677,846	679,390	672,111	680,285
応答率	63.4%	84.8%	89.9%	91.8%	91.5%

※応答率＝応答数÷着信数

※平成21年度は、平成21年10月～平成22年3月までの実績である。

返還相談への対応状況

【評定20】

返還相談体制強化のため、民間受託業者との綿密な連絡・連携を引き続き実施してコールセンターを適切に運営し、応答率が90%台の高い水準に到達したことは評価できる。また、満足度調査についても良好な結果が得られていることは評価できる。

また、受託業者が平成22年度以降実施した満足度調査の結果は、以下のとおり、応対満足度(5点満点評価)において概ね良好な評価を得ており、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応している。

- ・平成22年度:5点が74.4%、4点が19.7%
- ・平成23年度:5点が75.0%、4点が19.1%
- ・平成24年度:5点が75.8%、4点が17.4%
- ・平成25年度:5点が76.7%、4点が11.4%

③大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努めているか。

【平成23年度までの指標】

●定量的指標(大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況)

- A 221億円以下
- B 221億円超272億円以下
- C 272億円超

○大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況

「「勸告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「平成21年度予算の編成等に関する建議」(平成20年11月26日財政制度等審議会)、「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月1日行政支出総点検会議)、「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成20年度)」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)及び「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの評価結果」(平成21年11月25日実施行政刷新会議)等を踏まえ、平成23年度までに半減を目指すこととした大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額について、平成21年度以降、返還金回収方策の強化等を図った。

平成23年度終了時点では目標値には達しなかったが、着実に削減した。平成24年度以降も引き続き回収委託等により返還金回収方策の強化を図った結果、平成25年度は延滞額216億円となり、平成19年度から242億円(52.7%)を削減することができた。

各年度の実績は以下のとおりである。

(単位:億円、%)

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
19年度末 3ヶ月以上 延滞額	計画	458	399	336	272	221	—	—
	実績	458	380	338	304	265	240	216
対前年度 削減率	計画	—	12.9	15.8	19.0	18.8	—	—
	実績	—	17.0	11.1	10.1	12.8	9.4	10.0

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞額の削減状況

【評定21】

返還金延滞者に対する機構の継続的な回収努力により、延滞額、延滞件数共に着実に削減されており、また、要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合及び3ヶ月以上延滞債権の実人員が改善されていることは、評価できる。今後もなお継続して削減に努力されることが望まれる。

○大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞件数の状況  
延滞件数については平成19年度末の131,237件から43,404件(対平成19年度比66.9%減)に削減した。

(単位:件)

区分	19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
19年度末延滞件数	131,327	93,894	65,102	54,867	48,740	43,404
対19年度削減割合	—	28.5%減	50.4%減	58.2%減	62.9%減	66.9%減

○要返還債権額に占める3月以上延滞債権額の割合及び3月以上延滞債権の実人員については、総合的に改善した。

〈参考1〉要返還債権額に占める3月以上延滞債権額の状況

(単位:億円)

区分	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	
総合	要返還債権額	40,139	44,179	48,204	52,547	56,878
	3月以上延滞債権額	2,629	2,660	2,647	2,682	2,639
	割合	6.5%	6.0%	5.5%	5.1%	4.6%
第一種	要返還債権額	16,146	16,467	16,803	17,024	17,379
	3月以上延滞債権額	1,143	1,082	1,012	964	898
	割合	7.1%	6.6%	6.0%	5.7%	5.2%
第二種	要返還債権額	23,993	27,712	31,401	35,522	39,499
	3月以上延滞債権額	1,486	1,577	1,636	1,718	1,741
	割合	6.2%	5.7%	5.2%	4.8%	4.4%

〈参考2〉3月以上延滞債権の実人員の状況

(単位:人)

区分	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
総合	210,685	207,831	197,241	194,153	187,374
第一種	132,787	126,150	113,389	107,064	99,900
第二種	77,898	81,681	83,852	87,089	87,474

④機関保証制度の運用

ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化しているか。

○機関保証制度の周知

大学等と連携し、学校を通じてリーフレット及び広報チラシを奨学金の希望者に配布し、更に保証機関と連携し、保証機関のホームページ上で当年度保証料及び適用する貸与利率や代位弁済後の手続き等について掲載することにより、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

機関保証の選択状況は、以下のとおりであった。

(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
選択者数	第一種	43,770	47,884	57,081	59,349	68,657
	第二種	129,983	153,774	162,185	159,566	160,503
	全体	173,753	201,658	219,266	218,915	229,160
選択率	第一種	34.13%	40.36%	41.17%	42.06%	44.07%
	第二種	41.66%	47.49%	48.54%	48.69%	49.95%
	全体	39.47%	45.58%	46.38%	46.70%	48.03%

※保証の変更者は含まない。

○機関保証制度新規返還者の回収率

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要回収額	4,683	6,293	7,651	8,940	9,979
回収金	4,378	5,953	7,292	8,537	9,565
回収率	93.5%	94.6%	95.3%	95.5%	95.9%

○要返還者に対する無延滞者の占める割合(機関保証制度加入者)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
割合	78.2%	81.5%	84.1%	85.8%	86.9%

○機関保証制度加入者への督促強化

訪問督促や居住確認等を含む回収業務をサービスへ委託することにより、機関保証制度加入者への督促を強化した。

○訪問督促・居住確認等

訪問督促・居住確認の結果、延滞者本人と会うことができなかった等の理由で、本人居住が確認できなかった場合は、機構において市区町村

機関保証制度の運用状況

**【評定22】**

大学等と連携し、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図ったことは評価できる。

サービスへの訪問委託、居住確認等業務委託を実施し、確実に代位弁済請求するよう努めたので評価できる。



イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求しているか。

役場から住民票を徴収する等により、延滞者本人の居住状態を把握した。

○代位弁済履行状況

平成22年度は、「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成22年3月31日財務省理財局）において、「既に債務者に対して期限の利益を喪失させている債権であるにもかかわらず、代位弁済請求の直前の日に、再度、「期限の利益剥奪通知書」を送付するとともに、当該通知を行った日をもって期限の利益を喪失したのものとして代位弁済請求額（延滞金等）を算定し、協会へ請求を行っている」との指摘を踏まえ、期限の利益の剥奪及び保証機関への代位弁済請求の手続きについては見直しを行い、それまでのマニュアルの問題点を整理し、改訂作業を行った上で、奨学事業部門全員に対して研修を行い、周知徹底を図った。

また、延滞者に対して、延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満までの間はサービサーに回収を委託する他、催告書（期限の利益剥奪予告）には、保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで督促強化を図り、催告書を送付しても応答のない者を対象として、サービサーによる訪問督促・居住確認等業務を実施し、確実に代位弁済請求できるよう努めた。

（単位：件、億円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	1,929	3,382	3,899	4,227	5,456
金額	31.3	57.9	73.5	83.9	113.5

※金額は、元金、利息、延滞金の合計である。

ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証しているか。

○機関保証制度の健全性確保のための状況把握

外部シンクタンクに機関保証制度の財政収支シミュレーションについて将来推計の分析を依頼し、各年度において、現状の保証料等のスキームで収支相償が実現できる結果を得た旨の報告書を取りまとめた。

○「妥当性」の検証

「「勧告の報告性」の指摘事項を反映した見直し案」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度

機関保証の妥当性の検証状況

**【評定23】**

機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証したため評価できる。



検証委員会」において、中期目標期間中の各年度、外部シンクタンクによる分析結果等について審議を行い、報告書を取りまとめた。

⑤高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努めているか。

○高等学校奨学金回収状況

高等学校奨学金についても、大学等と同様に、延滞者に係る回収委託について民間委託する等の返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努めた。

実績は以下のとおりであった。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当年度分	85.8%	86.4%	87.2%	87.9%	88.6%
延滞分	9.5%	10.1%	10.6%	10.2%	9.9%

高等学校奨学金の回収状況

**【評定24】**

当年度分の回収率が改善しているので評価できる。

【(小項目)1-2-3】

(3) 情報提供等の充実

情報提供等の状況

【評定⑥】

A

H21	H22	H23	H24	H25
B	A	A	A	A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

①情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

②諸手続きの厳正化

より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務の一層の厳正化を図る。

評価基準

実績

分析・評価

①情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行っているか。また、奨学生等に対する利便性の向上を図るため、情報システムの整備を図っているか。

○ホームページにおける奨学金情報等の充実状況

[一般向けホームページ]

(1) 一般向けホームページにおける質疑応答集の掲載状況

奨学金情報の提供においては、FAQ項目の追加、カテゴリ別及び照会内容別に一覧表示する等検索しやすさに配慮した。各年度に掲載した項目数は以下のとおりであった。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
項目数	184項目	269項目	359項目	368項目	378項目

奨学金関連のホームページアクセス件数は以下のとおりであった。

(単位:件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数	17,832,914	19,194,688	25,371,400	31,889,402	36,725,453

(2) 平成21年度(平成22年1月末)より、ホームページ上に、奨学金貸与・返還シミュレーション機能を搭載し、利用者へのサービスの向上を図った。

(3) 奨学生ガイダンスビデオ及び新たに返還を開始する者向けのガイダンスビデオをホームページから配信することにより、より一層の情報提供の充実を図った。また、奨学金希望者、奨学生、新たに返還を開始する者向けの動画一覧ページを作成するとともに、奨学金情報トップページにバナーを作成し、利用者が動画のページを検索しやすいように改善した。

(4) 新卒者向けの返還期限猶予、高等学校卒業程度認定試験合格者向

情報提供の実施状況

【評定25】

ホームページによる奨学金情報の提供においては、掲載内容の充実や利便性を高めるため、積極的に情報提供を行った結果、アクセス件数が毎年度増加したことは評価できる。奨学金業務システムの最適化を進め返還者や学校担当者への利便性の向上に努めたので評価できる。災害救助法が適用された地域の被災世帯の学生や返還者等に対し、迅速に情報提供を行ったため評価できる。

けの予約奨学金等について、新規にページを作成し、情報提供の充実を図った。また、振替不能(1~3回)になった者に延滞解消の手続きを迅速に周知するため、特設ページにおいて毎月返還振替日の翌営業日に更新を行うとともに、機構から返還者へ通知を発送する毎に、各通知の内容をホームページに掲載した。

(5) JASSOトップページ及び奨学金トップページに、住所変更等各種届出や返還振替日等のバナーを新たに掲載した。また、地方公共団体・奨学事業実施団体、各大学が実施する奨学金制度を掲載し、プレスリリースにより広く情報提供を行った。

〈東日本大震災対応〉

東日本大震災特設ページについて、随時、情報を更新し、被災者への情報提供の充実を図った。また、ホームページ上に東日本大震災等により被災した学生等を対象とする大学・民間団体等が実施している奨学金制度に関する情報提供ページを開設し随時更新を行った。

[学校担当者向けホームページ]

(1) 学生の奨学金に対する理解と延滞防止に役立てるために、各学校奨学金担当者に対する事例調査を実施した結果を好事例集として取りまとめた資料を、学校担当者向けホームページに掲載した。

(2) 「奨学業務連絡協議会」の資料を閲覧可能とするとともに、返還説明会や初任者研修会等で質問の多かった事項をFAQとして掲載し、情報提供の充実を図った。

(3) 学校担当者向けホームページ内に「検索」機能を導入するとともに、学校担当者が利用している情報を平成23年度のアクセス数に基づき解析を実施し、必要な情報を迅速に利用できるようデザイン変更を行う等利便性を高めた。また、スカラネット・パーソナルへの登録について、学校担当者が奨学生等へ指導しやすくなるよう「体験デモサイト」を掲載した。

○奨学業務システムの最適化

(1) 奨学金業務システム最適化の一環として、平成22年度より、奨学生や返還者が自身の奨学金に関する情報や登録されている個人情報等が閲覧可能な奨学金貸与・返還情報提供サービスであるスカラネット・パーソナルを開設し、奨学生及び返還者に対するサービスの向上を図った。また、「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」のダウン

	<p>ロード機能、返還者本人の「転居・改姓・勤務先変更等」、「繰上返還」の届出機能を追加し、返還者の利便性の向上を図った。</p> <p>(2) 学校からの要望等を踏まえ、学校での奨学生最新情報(奨学生一覧)、進学届提出状況の確認機能の充実、人的保証から機関保証へ変更する場合の切替時保証料の試算機能の新設などのシステムの改善を図った。更に、在学猶予中の者のデータダウンロード機能や新規満期者のリレー口座加入手続状況のデータダウンロード機能をスカラネット・アカデミー(学校担当者用奨学金業務システム)に追加し、学校の事務負担の軽減や情報提供の充実に努めた。</p> <p>○災害救助法適用に係る情報</p> <p>(1) 緊急採用(応急採用)情報  災害救助法が適用された災害に際し、緊急採用(応急採用)についてホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図り、大学等に推薦依頼の通知を行った。</p> <p>(2) 減額返還・返還期限猶予手続きの案内  災害により返還が困難となった場合の減額返還・奨学金返還期限猶予の手続き方法について、ホームページにより迅速に情報提供を行うとともに、学校に対してもメールマガジンにより減額返還・返還期限猶予制度の情報提供を行った。</p> <p>〈東日本大震災対応〉  平成23年度は、「被災地直行壁新聞」及び東北3県(宮城・岩手・福島)のラジオ局によるCM放送により周知した。また、平成23年度以降、東日本大震災特設ページについて、被災者への情報提供の充実に努めた。</p>	
<p>②諸手続きの厳正化  より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底しているか。</p>	<p>○マニュアル等の整備・改善  「財政融資資金融資先等実施監査について」(平成20年5月21日財務省理財局長通知)の指摘を踏まえ、事務処理の統一化・厳格化を図るため、事務処理マニュアルについては適宜見直しを行った。  適用基準の明確化、法務課と各支部との役割分担の明確化を図り、返還に関する事務処理体系を明確にし、これに伴い関連マニュアルについても見直しを行い、改訂等に先立ち奨学金関係部署(各支部を含む。)の全職員を対象に研修を実施し、適正な業務実施に努めた。また、東日本大震災への対応として「災害対応マニュアル」を追加し、関係職員に</p>	<p>諸手続きの厳正化の状況  <b>【評定26】</b>  事務処理マニュアルの見直しや職員への研修を行い、適正な業務実施に努めたため評価できる。</p>

	<p>周知するとともに、被災者等に係る返還期限猶予の審査業務を適切に実施した。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-2-4】 (4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 【評定⑦】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】  
 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

**評価基準** **実績** **分析・評価**

奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用しているか。

○減額返還制度の運用  
 経済的理由により返還困難である者への更なる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図るため、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額(返還期間の延長)を認める「減額返還制度」を平成22年度に創設し(平成23年1月)、制度の概要、手続方法及びQ&Aをホームページに掲載し、制度の周知に努めた。また、平成22年度に定めた業務方法書及び減額返還事務処理マニュアルに基づき、制度の適確な運用を図った。  
 平成22年度以降の承認件数は次のとおりである。

(単位:件)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
承認件数	900	5,987	10,664	14,079

※平成22年度は、平成23年1月～3月までの実績である。

○返還期限猶予制度の運用  
 (1)返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等の適切な運用を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
在学猶予	121,808	136,276	140,973	142,599	149,331
一般猶予	67,552	91,492	108,362	114,938	121,803
病氣中	7,061	8,335	8,443	8,970	9,622
災害	15	101	2,813	1,123	769
入学準備	852	1,064	1,106	827	598

返還猶予・減額返還及び免除制度の運用状況  
**【評定⑦】**  
 減額返還制度や返還期限猶予制度を適切に運用しているため評価できる。東日本大震災の被災者が返還期限猶予を申請しやすいよう柔軟に対応し利便性の向上を図ったため評価できる。  
 また、特に優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、認定委員会の議を経て法令及び基準に基づき適切に認定が行われたため評価できる。

生活保護	1,475	2,092	3,843	4,613	5,564
生活困窮	58,149	79,900	92,157	99,405	105,250
合計	189,360	227,768	249,335	257,537	271,134

- (2) 返還期限猶予願処理の迅速化に努め、平成22年度においては、一般的な申請内容で申請から承認又は不備返送まで概ね2か月程度かかっていた処理を年度末には1か月程度に縮めた。平成23年度以降は、猶予申請から承認又は不備返送までを概ね1～3週間で処理を行った。
- (3) 災害により返還が困難となった場合の奨学金返還期限猶予の手続き方法、経済困難を事由とする返還期限猶予に係る収入(所得)金額の目安について、ホームページ等に掲載する等、適用基準の更なる具体化・明確化を図り、制度の周知に努めた。

〈東日本大震災への対応〉

平成23年度は、返還期限の猶予に関する施行細則を改定し、東日本大震災による災害猶予対象者について明確にした。また、震災発生翌年度以降も経済困難な状況は継続すると想定されることから、「罹災が継続していること」の定義を明確にするなど災害猶予2年目への対応を行った。更に、返還が困難となった場合の奨学金返還期限猶予の手続き方法等についてホームページ等に掲載し、引き続き制度の周知に努めると共に、「東日本大震災災害対応マニュアル」に基づいて対応した。また、甚大なる被害に鑑み、奨学金返還期限猶予の申請手続きについて、証明書の後日提出を認める等被災者が申請しやすいよう柔軟に対応し利便性の向上を図った。

平成24年度以降も、上記の対応を継続した。

返還免除に関しても制度の適確な運用を図っているか。

○特に優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度の運用

- (1) 業績優秀者返還免除認定委員会の認定に基づき適切に運用した。
- (2) 手続きの簡素化により、申請及び推薦手続き並びに審査処理の効率化を図った。また、返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学、学内選考手続きに問題のある大学については第1回認定委員会までに修正指導を行った。更に、平成23年度以

降、貸与終了者が少ない大学については、奨学生でない学生も含めた広い範囲の中で業績を評価するよう各大学に指導した。

(3) 大学における推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を毎年度各大学に提供したが、平成24年度以降、大学からの要望に対応し、提供回数を従来の3回から5回とした。

〈東日本大震災への対応〉

平成23年度は、東日本大震災の影響について被災地の大学に状況確認し、推薦期限に遅れて推薦となる大学については事前に推薦予定数(3大学、316名)を確認し、震災の影響を受けなかった他大学からの推薦者とあわせて第1回認定委員会で免除認定について審議した。その結果、推薦書類が本機構に到着次第、審査し、不備がないことが確認できた時点で、免除を認定した。

○貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況

(単位:人)

区分	貸与終了者数	推薦者数	免除者数	うち 全額免除	うち 半額免除
平成21年度	31,946	9,579	9,579	3,191	6,388
修士課程	24,181	7,250	7,250	2,416	4,834
専門職大学院課程	2,433	712	712	237	475
博士課程	5,332	1,617	1,617	538	1,079
平成22年度	29,527	8,805	8,805	2,934	5,871
修士課程	22,345	6,656	6,656	2,218	4,438
専門職大学院課程	2,604	766	766	255	511
博士課程	4,578	1,383	1,383	461	922
平成23年度	32,925	9,866	9,866	3,288	6,578
修士課程	25,975	7,774	7,774	2,591	5,183
専門職大学院課程	2,743	811	811	270	541
博士課程	4,207	1,281	1,281	427	854
平成24年度	30,298	9,048	9,048	3,016	6,032
修士課程	23,630	7,047	7,047	2,349	4,698
専門職大学院課程	2,513	744	744	248	496
博士課程	4,155	1,257	1,257	419	838



平成25年度	32,289	9,670	9,670	3,223	6,447
修士課程	25,844	7,728	7,728	2,576	5,152
専門職大学院課程	2,279	673	673	224	449
博士課程	4,166	1,269	1,269	423	846

※上表は、前年度貸与終了者について、当年度委員会で認定したものである。

【(中項目)1-3】	<b>3 留学生支援事業</b> <b>「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。</b>																
【(小項目)1-3-1】	(1)留学生の質の確保への留意	【評定⑧】															
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等に基づく推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。 (1)留学生に対する支援 大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。 また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。		<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="5" style="font-size:2em;">A</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	A					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
A																	
H21	H22	H23	H24	H25													
A	A	A	A	A													
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>															
留学生への学資金の支給については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、留学生の質の確保に留意して行っているか。	○留学生の質の確保のための取組状況 文部科学省外国人留学生学習奨励費の学資金の支給に際し、留学生の質を確保するため、以下の事業を実施した。  (1)大学等における成績評価係数の活用 受給者の条件として、大学等の成績を、優:3、良:2、可:1とし、機構の計算式に当てはめて算出し、平成21年度に、学部レベル及び大学院レベルについて、支給対象者の成績評価係数を変更した。平成21年度以降は、変更した成績評価係数を用いた。 [学部レベル]平成20年度:1.5以上→平成21年度:2.0以上 [大学院レベル]平成20年度:1.8以上→平成21年度:2.3以上  (2)日本留学試験成績優秀者に対する複数年給付 日本留学試験の海外実施国それぞれにおいて、科目選択区分(8種)ごとに成績1位を取得して、学習奨励費の給付予約者となり、大学等に入学した学部等の学生を学習奨励費の給付延伸対象者とし、毎年度成績評価を確認した上で、給付期間を標準修学年限まで延伸可能とした。	留学生の質の確保のための取組状況 <b>【評定⑧】</b> 学習奨励費の採用及び給付予約の延伸を行うに当たり、日本留学試験や大学等における成績を資料として活用し、必要な施策をとったことは、留学生の質の確保に供しているの で評価できる。															

【(小項目)1-3-2】	(2)外国人留学生に対する支援	【評定⑨】																								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>[再掲]</p> <p>「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等に基づく推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。</p> <p>(1)留学生に対する支援</p> <p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。</p> <p>また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。</p>		<b>A</b>																								
		H21	H22	H23	H24	H25																				
		A	A	A	A	A																				
<p><b>評価基準</b></p> <p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給しているか。</p> <p>私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給しているか。</p> <p>私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分しているか。</p>	<p><b>実績</b></p> <p>○国費外国人留学生制度にかかる給与の支給</p> <p>国費外国人留学生に対する給与(奨学金)給付等の支給業務を行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="683 742 1467 829"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給実績</td> <td>10,768</td> <td>10,867</td> <td>9,716</td> <td>9,219</td> <td>8,931</td> </tr> </tbody> </table> <p>○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度の実施</p> <p>(※平成25年度より、「私費外国人留学生学習奨励費」から改称)</p> <p>大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して、学習奨励費を支給した。</p> <p>〈支援内容〉奨学金月額:大学院レベル65,000円、学部レベル48,000円</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="683 1109 1467 1197"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用実績</td> <td>27,974</td> <td>12,831</td> <td>13,421</td> <td>12,155</td> <td>11,301</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度は、補正予算分12,619人を含む。</p> <p>※平成23年度は、災害被災者追加採用862人を含む。</p> <p>○大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)、大学の世界展開力強化事業採択校及び国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム採択校への重点配分</p> <p>学習奨励費受給者の質の向上に向けて、下記の事業採択大学及びプ</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	支給実績	10,768	10,867	9,716	9,219	8,931	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	採用実績	27,974	12,831	13,421	12,155	11,301	<p><b>分析・評価</b></p> <p>外国人留学生に対する支援の状況</p> <p>【評定⑨】</p> <p>国費外国人留学生制度、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度により、外国人留学生の受入れに対する支援の拡充及び円滑な実施に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>また、学習奨励費においては、日本留学試験の成績優秀者や、渡日前入学許可者を対象とした大学推薦による予約制度を実施することで、適切に対処しているため、評価できる。</p> <p>私費留学生に対する奨学金給付や渡日前の入学許可は、留学生制度の円滑な運営、ひいては教育のグローバル化に資する取組であり、取組の安定性を含め評価できる。</p> <p>国際化を進める「採択校」に優先的に配分することは妥当な方策であるが、それ以外の大学の留学生にとって不利な結果とならないよう配慮することが望まれる。</p>
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																					
支給実績	10,768	10,867	9,716	9,219	8,931																					
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																					
採用実績	27,974	12,831	13,421	12,155	11,301																					

プログラムに対して、特別枠として重点配分した。

(1)大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)  
(13校)

(開始年度:平成21年度)

(2)大学世界展開力強化事業

①「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援事業(16校)

(開始年度:平成24年度)

②米国大学等との協働教育創造支援事業(11校)

(開始年度:平成24年度)

③ASEAN諸国等大学間交流形成支援事業(15校)

(開始年度:平成25年度)

(3)国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム(平成24年度7  
大学11プログラム、平成25年度26大学41プログラム)

(開始年度:平成24年度)

○文部科学省外国人留学生学習奨励費の活用状況等調査等の実施

大学等での学習奨励費の活用状況等を把握するため、平成22年度から毎年「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度活用状況等調査」を実施した。

調査の結果、受給者は、学習奨励費を受給するようになって勉強時間が増え、学業に専念することができたと回答する者が多く、大学等からは、学習奨励費は学費滞納の防止や学習奨励費を得るために勉学意欲の向上につながっているという回答を多く得た。

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度にかかる成果検証

■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、学習奨励費受給者の卒業後の進路状況調査及び学習奨励費活用状況等調査の結果の検証や、今後の成果検証の手法、制度の今後の運用やあり方について検証を行うこととなった。

「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」の成果検証を踏まえ、学習奨励費受給者を長期間にわたりフォローアップするための調査を実施するなどの取り組みを行ったことは評価できる。

重点配分については大学の国際通用力の向上に資するものであり、大学の教育機能向上という点からも評価できる。国からの奨学金を受けているという受給者のモチベーション向上のために制度名を変更したことは評価できる。

平成23年度、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員

会」を設置し、委員会を開催して、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の見直しについて、検証結果を取りまとめた。

〔検証結果〕

日本の高等教育機関における教育的効果や留学生政策のため、学習奨励費の存在意義、必要性は極めて高いとの結論を得た。

○文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度にかかる成果検証結果を踏まえた取組

平成23年度に実施した「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」の成果検証を踏まえ、平成24年度以降、以下の取組みを行った。

- ①学習奨励費受給者に対し、長期間にわたるフォローアップが重要であり、定期的に進路状況等の追跡調査を行うことが必要との検証結果を踏まえ、平成24年度以降、「学習奨励費受給者のうち最終年次者の卒業後進路状況のフォローアップ調査」を実施した。
- ②学習奨励費受給者の質の向上に向けて、平成21年度より大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択拠点校への重点配分を行った。更に、平成24年度より大学の世界展開力強化事業(「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創造支援)に対し重点配分し、25年度にはASEAN諸国等と大学間交流形成支援事業も対象に追加した。また、平成24年度より国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム採択校への重点配分も開始し、引き続き、平成25年度も実施した。
- ③国からの奨学金を受けているという受給者のモチベーション向上を目指すため、平成25年度より「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」から「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」に名称を変更した。

■「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、学習奨励費受給者の卒業後の進路状況調査及び学習奨励費活用状況等調査の結果の検証や、今後の成果検証の手法、制度の今後の運用やあり方について検証を行うこととなった。

これを踏まえ、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」を設置し、委員会を開催して、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の見直しについて、検証結果をとりまとめた。(平成24年3月)

[検証結果]

日本の高等教育機関における教育的効果や留学生政策のため、学習奨励費の存在意義、必要性は極めて高いとの結論を得た。

○留学生交流支援制度(短期受入れ)の実施

我が国の大学等が、諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れた場合、当該留学生に対し奨学金を支給した。

※平成24年度までは、3ヶ月以上1年以内の期間受け入れ

(1)各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラム等を対象とした特別枠又はプログラム枠(プログラム申請・採択型の支給)として採択し、平成21年度から平成24年度においては、その他を一般枠として採用した。

(2)グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、平成21年度から平成24年度においては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択拠点校(13校)に対し、1校あたり10名の枠(計130名)を配分した。また、平成25年度においては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)の24プログラムに対し624名の枠、大学の世界展開力強化事業の40プログラムに対し954名の枠をそれぞれ配分した。

〈支援内容〉奨学金月額: 80,000円、

留学準備金: 80,000円(平成21年度及び平成22年度のみ)

(単位: 人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
採用実績	4,242	1,978	2,888	1,504	5,448

※平成21年度は、補正予算分2,273名を含む。

○留学生交流支援制度(ショートステイ)の実施

平成23年度に制度を創設し、平成23年度及び平成24年度において、3

留学生交流支援制度(短期受入れ、ショートステイ)により、外国人留学生の受入れに対する支援の拡充及び円滑な実施に取り組んでいることは評価できる。

重点枠を設定し、グローバル化の取組を進める大学等に対して学資金を配分したことは、グローバル化を一層推進する観点から評価できる。

なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に活用しているか。

か月未満の学生受入れに対するプログラムへの支援を実施した。なお、本制度は、「行政事業レビュー(公開プロセス)」(平成24年6月20日文科科学省)を踏まえ、平成24年度をもって廃止した。

〈支援内容〉奨学金月額:80,000円

区分		学校数	プログラム数	受入れ採用人数
平成23年度	受入れ・派遣	104大学等	262プログラム	2,530人
	受入れ	95大学等	158プログラム	2,602人
平成24年度	受入れ・派遣	118大学等	326プログラム	4,230人
	受入れ	105大学等	169プログラム	3,528人

※平成23年度は、東日本大震災被災地域の復興支援に係るプログラム及び被災地域の大学等を優先的に採択する追加募集を実施した。

○私費外国人留学生生活実態調査の実施

私費留学生の経済的状況を把握するため、平成21年度、平成23年度、平成25年度と隔年で実施し、それぞれ平成22年度、平成24年度に機構ホームページで公表するとともに、概要を作成し、調査協力機関に送付した(平成25年度実施分は平成26年度に公表予定)。

○平成21年度補正予算の執行

平成21年度に措置された補正予算については、私費外国人留学生等学習奨励費及び留学生交流支援制度(短期受入れ)に活用し、平成20年度に比し2倍程度の対象者にそれぞれを支給した。

(単位:人)

区分	平成21年度			平成20年度
	合計	(当初)	(補正)	
私費外国人留学生等学習奨励費	27,974	15,355	12,619	13,078
留学生交流支援制度(短期受入れ)	4,242	1,969	2,273	1,981

**【(小項目)1-3-3】****(3)日本人留学生に対する支援****【評定⑩】****A****【法人の達成すべき目標(計画)の概要】****[再掲]**

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等に基づく推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

**(1)留学生に対する支援**

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。

また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A



評価基準	実績	分析・評価												
<p>大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金の支給を行っているか。</p>	<p>○留学生交流支援制度(短期派遣)の実施</p> <p>我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、奨学金支給した。</p> <p>※平成24年度までは、3ヶ月以上1年以内の期間派遣</p> <p>(1)各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラム等を対象とした特別枠又はプログラム枠(プログラム申請・採択型の支給)として採択し、平成21年度から平成24年度においては、その他を一般枠として採用した。</p> <p>(2)グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、平成21年度から平成24年度においては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択拠点校(13校)に対し、1校あたり5名の枠(計65名)を配分した。平成24年度においては、大学の世界展開力強化事業の2プログラムに対し3名の枠、グローバル人材育成推進事業の23大学に対し395名の枠を、平成25年度においては、大学の世界展開力強化事業の45プログラムに対し1,101名の枠、グローバル人材育成推進事業の94プログラムに対し3,968名の枠をそれぞれ配分した。</p> <p>〈支援内容〉</p> <p>奨学金月額：(平成21年度～平成24年度)80,000円 (平成25年度)60,000円～100,000円 (留学先地域により異なる)</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="723 1150 1482 1233"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用実績</td> <td>2,661</td> <td>825</td> <td>1,635</td> <td>2,488</td> <td>9,593</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度は、補正予算分1,823名を含む。</p> <p>○留学生交流支援制度(ショートビジット)の実施</p> <p>平成23年度に制度を創設し、平成23年度及び平成24年度において、3か月未満の学生派遣に対するプログラムへの支援を実施した。</p> <p>また、平成24年度においては、グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、グローバル人材育成推進事業37大学44プログラムに対</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	採用実績	2,661	825	1,635	2,488	9,593	<p>日本人留学生に対する支援の状況</p> <p><b>【評定⑩】</b></p> <p>留学生交流支援制度(短期派遣、ショートビジット、長期派遣)により、日本人留学生の派遣に対する支援の拡充及び円滑な実施に取り組んだことは評価できる。</p> <p>重点枠を設定し、グローバル化の取組を進める大学等に対して学資金を配分したことは、高等教育のグローバル化を一層推進する観点から評価できる。</p>
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度									
採用実績	2,661	825	1,635	2,488	9,593									

し、3,227名の枠を配分した。

なお、本制度は、「行政事業レビュー(公開プロセス)」(平成24年6月20日  
 文部科学省)を踏まえ、平成24年度をもって廃止した。

〈支援内容〉奨学金月額:80,000円

区分		学校数	プログラム数	派遣採用人数
平成23年度	受入れ・派遣	104大学等	262プログラム	3,239人
	派遣	198大学等	580プログラム	13,255人
平成24年度	受入れ・派遣	118大学等	326プログラム	4,638人
	派遣	137大学等	273プログラム	6,683人

※平成23年度は、東日本大震災被災地域の復興支援に係るプログラム及び被災地域の大学等を優先的に採択する追加募集を実施した。

※平成24年度は、上記の重点枠を含まない。

○留学生交流支援制度(長期派遣)の実施

諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して学資金の支給を以下のとおり行った。

〈支援内容〉

(参考:平成25年度)奨学金月額:89,000円~148,000円

授業料実費:上限2,500,000円

※奨学金月額及び授業料実費は毎年度予算の状況により変更。

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
採用実績	57	45	30	91	43
継続支援者数	—	52	78	87	126

【(小項目)1-3-4】	(4)外国人留学生に対する宿舎の支援	外国人留学生に対する宿舎の支援状況				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 外国人留学生に対する宿舎の支援		【評定⑩】 <b>A</b>				
①国際交流会館等の運営		H21	H22	H23	H24	H25
国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための安全性の確保やサービスの向上を図るとともに、地域の国際交流拠点として地域との交流事業を推進する。		A	B	A	A	A
国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。						
なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。						
②留学生借り上げ宿舎等への支援						
外国人留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと、及び大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。						
地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対する助成は、平成21年度をもって廃止する。						

評価基準	実績	分析・評価
①国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舎を提供しているか。その際、居室の最大限の有効活用を図っているか。	○国際交流会館等の運営 外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舎の提供を目的として、国際交流会館等の運営を行った。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度までに廃止する」とされたことから、平成23年度に一般競争入札によって、仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島の各国際交流会館を当該地域の大学(国立大学法人及び学校法人)へ売却した。  平成24年3月末で学生の退去を進めていたところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により	居室の有効利用状況 【評定27】 左記のとおり、閣議決定を踏まえて対応し、全ての国際交流会館等において、居室の最大限の有効活用を図ったことから評価できる。 国際交流会館の設置は、外国人留学生が様々な教育的又は研究的目的をもって来日し、安心安全、低廉な学習環境の確保をする上で重要な役割を果たしてきたことも踏まえ、今後の方策を検討することが望まれる。

売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とこととされた。

〔※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結〕することとされた。

このことを踏まえ、平成23年度末までに売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却等に向けて引き続き協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舎として居室の提供を行った。

利用大学の運営へのより主体的な関与を得るため、平成23年度は、大学等に対し機構が居室を貸し出し、当該大学等から学生等に居室を配分する「貸出利用方式」を新設し、金沢、兵庫及び福岡の各国際交流会館、東京国際交流館において利用大学等との連携・協力を得て運営した。

平成24年度は、東京国際交流館においては、大学推薦方式による入居資格に学部留学生(研究生を含む)、大学が実施する学生受入プログラム(インターンシップを含む)に参加し教育を受ける外国人学生、及び大学に所属する日本人学生(学部3年生相当以上)を新たに追加した。

札幌、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館においては、大学推薦方式の募集対象を大学等に所属する日本人学生、外国人研究者で研究実績が優れている者まで入居資格を拡大する等、居室の最大限の有効活用を図った。

#### ○宿舎の入居率

中期目標期間における国際交流会館等の平均入居率は、以下のとおりである(入居のない居室には、入居者退去後の修繕・整備期間として確保されたものや、身障者用居室として確保されたもの等を含む)。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平均入居率	85.9%	86.3%	69.1%	50.9%	81.3%

※平成24年度は、閣議決定を踏まえ、入居希望の多い4月期に向けた入居募集が遅れたが、一定の入居率を確保した。

○利用大学数の状況

中期目標期間における利用大学数は、以下のとおりである。

(単位:校)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用大学数	140	172	157	89	95

※平成24年度は、閣議決定を踏まえ、入居希望の多い4月期に向けた入居募集が遅れたが、一定の大学数を確保した。

○入居者の満足度

全会館等の入居者に対してアンケートを実施し、会館での生活全般についての満足度に関して以下のとおり回答を得た。

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	6・12月	6・12月	6月	12月	11月
満足度に関する設問の回答者数(a)	1,909	1,820	1,808	858	1,154
回答者のうち満足と答えた者(b)	1,824	1,720	1,750	838	1,123
満足と答えた者の割合(b/a)	96%	95%	97%	98%	97%

※平成21年度及び平成22年度については、2回のアンケート平均値である。

※平成21年度は広島及び大阪第二国際交流会館、平成22年度は広島、大阪第二及び兵庫国際交流会館を除く。

入居者の満足度

**【評定28】**

国際交流会館等において実施した入居者アンケートにおいて、回答者数が増えていること、また会館での生活全般について満足と答えた者の割合が各年度において95%以上と高い評価を得たことは評価できる。

○来日1年以内の者に対する優先状況(平成23年度終了)

平成21年度から、来日1年以内の者を優先するため、国際交流会館の入居者選考において来日1年以内の者が優先順位の上位になるよう実施した。

なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた中期計画の変更により、来日1年以内の者に対する入居の優先については、平成24年度より計画から削除された。

平成21年度から平成23年度における実績は以下のとおりである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
来日1年以内の者の割合	48%	44%	40%

来日1年以内の者に対する優先状況

**【評定29】**

平成23年度まで入居者選考において来日1年以内の者に対し、優先して許可する措置を講じたことは評価できる。

②国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対処できるよう配慮して、受託者を選定し、きめ細かなサービスを提供しているか。

○受託者の選定状況

平成21年度及び平成22年度の国際交流会館等の管理・運営業務は、豊富なノウハウを有し、利用者及び施設の特性に応じたサービスの質を確保することができる公益財団法人日本国際教育支援協会に管理・運営業務を委託した。(平成21年度は市場化テストの対象となっている広島国際交流会館及び大阪第二国際交流会館を除く。平成22年度は同様に兵庫国際交流会館も除く。)

平成23年度以降は、より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者管理・運営業務を委託した。(平成23年度は、市場化テストの対象となっている大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館を除く。)

受託者の選定状況

**【評定30】**

国際交流会館等の管理・運営業務については、民間のノウハウを活用し効率的・効果的なサービスを提供するために市場化テストによる業務委託の実施や、より公正に効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、全ての国際交流会館等の管理・運営業務について競争入札により選定した受託者により業務委託を行っているので評価できる。

●定量的指標(レジデント・アシスタントの配置状況)

- A 全5会館に1名以上配置され、かつ4会館に2名以上配置
- B 全5会館に1名以上配置
- C 1名も配置していない会館がある

○レジデント・アシスタント(RA)の配置

宿舎での共同設備等の利用方法等の生活上の問題を中心に、就学上の問題、友人関係、進路等幅広く留学生の相談に応じるなど、入居者に対する相談活動や日常生活上の指導、助言等を行うため、RAを以下のとおり配置した。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	16会館中	15会館中	15会館中	5会館中	5会館中
2人以上配置	15会館	14会館	15会館	5会館	5会館
1人配置	1会館	1会館	0会館	0会館	0会館

※平成24年度以降は、金沢国際交流会館を除く。

レジデント・アシスタントの配置状況

**【評定31】**

入居者に対する相談活動や日常生活上の指導、助言等を行うため、国際交流会館等にレジデント・アシスタント(RA)を配置したことは非常に重要であり、評価できる。

金沢国際交流会館は、平成24年度以降、金沢大学及び北陸大学に対して居室の貸出利用方式により運営を行っているが、大学の運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえた結果、大学の方針により、機構として謝金を支払う形態でのRAを配置してはいるが、入居者を対象としたウェルカムパーティーや生花などの文化教室といった事業を実施するなど、入居者に対する様々な配慮を施し、きめ細かなサービスを提供している。

- 定量的指標(カウンセラーの配置状況)  
(平成23年度までの指標)
- A 全15会館に1名以上配置
- B 11会館から14会館に1名以上配置
- C 1名以上配置の会館が10会館以下

○カウンセラーの配置(平成23年度で終了)

平成21年度から平成23年度においては、臨床心理等に関して高度に専門的な知識及び経験を有するカウンセラーを1人以上配置し、入居者の日常生活における健康、勉学、友人関係、経済問題、進路等に関する相談に応じ、専門的な立場で助言及び援助等を行った。

なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた中期計画の変更により、カウンセラーの配置状況については、平成24年度より計画から削除された。

カウンセラーの配置状況は以下のとおりである。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	16会館中	15会館中	15会館中
1人配置	12会館	11会館	12会館
2人配置	2会館	2会館	1会館
4人配置	1会館	1会館	1会館
6人配置	1会館	1会館	1会館

カウンセラーの配置状況

**【評定32】**

平成23年度まで、入居者の日常生活における健康、勉学、友人関係、経済問題、進路等に関する相談に応じ、専門的な立場で助言及び援助等を行うため全国国際交流会館にカウンセラーを配置したことは評価できる。



③地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供しているか。また、国際交流会館等の会議室等附属施設を地域に積極的に開放し、交流・研修等の活動の場を提供しているか。

○先導的国際交流事業への参加機会の提供

先導的国際交流事業(主なもの)を(1)～(5)のように定義しており、以下の事業への参加機会を提供した。

- (1)地域の課題に取り組む事業(まちづくり、男女共同参画、少数弱者支援等)
- (2)地域の国際化に資する事業
- (3)公共性を有し、多文化共生に資する事業
- (4)国際的な課題(医療・地球環境問題・貧困)に取り組む事業
- (5)留学生の諸問題(就職支援・住宅問題等)に取り組む事業

平成21年度及び22年度は(2)・(5)、平成23年度は(2)、平成24年度は(1)、平成25年度は(4)をそれぞれ1件ずつ実施した。

○国際交流推進状況

国際交流会館等の施設を活用し、地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、入居者に以下のプログラム等への参加機会を提供した。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	16会館中	15会館中	15会館中	5会館中	5会館中
国際理解講座	2会館	5会館	6会館	3会館	3会館
日本文化紹介プログラム	9会館	8会館	7会館	3会館	4会館
文化祭等会館関連行事	10会館	8会館	8会館	5会館	5会館
スポーツ交流	6会館	5会館	4会館	1会館	1会館
各種文化教室等	6会館	6会館	6会館	2会館	2会館

国際交流事業の推進状況

**【評定33】**

地方公共団体、地域ボランティア団体等との連携・協力により、国際交流会館入居者に国際交流、日本理解を深めるプログラムを提供したことは評価できる。

地域との交流は留学生の教育の観点からも非常に重要であり、地域の特性を活かし、交流を進めていることは高く評価できる。



対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を中期目標期間中に年間平均50%以上としているか。

●定量的指標(国際交流会館等の施設の稼働率)

- A 50.0%以上
- B 48.5%以上50.0%未満
- C 48.5%未満

④国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止しているか。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講じているか。

○国際交流会館等の施設の稼働率

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における指摘を踏まえ、地域へ施設利用の促進を図るため、国際交流会館の附属施設(多目的ホール、会議施設等)について、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図った。

平成22年度は、東日本大震災の影響により各種イベントが自粛されたことにより稼働率が抑制され、目標に達しなかったが、平成23年度以降は、各会館における館生及びRAに対する施設利用の周知徹底及び利用ポスターの掲示等のPR、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図り、目標を達成した。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標	44.3%	45.7%	47.1%	48.5%	50.0%
実績	44.1%	44.8%	52.6%	56.9%	57.5%

※稼働率:同一施設の稼働日数を貸し出し可能日数で除したもの。

○国際交流会館等の売却

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度に大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島各国際交流会館については、当該地域の大学(国立大学法人及び学校法人)へ売却した。

一方、札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、一般競争入札の結果、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」とされた。

国際交流会館等の施設の稼働率

【評定34】

積極的な広報活動を行い、平成23年度以降は目標値を上回る稼働率を確保し、地域の交流拠点になったことは評価できる。

稼働率を様々な手段で引き上げ目標を達成したことは評価できる。

国際交流会館等の売却及び活用状況

【評定35】

平成23年度に一般競争入札によって、仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島各国際交流会館を当該地域の大学(国立大学法人及び学校法人)へ売却したことは評価できる。

また、平成25年度には、地権者との協議が整った札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館の売却のための一般競争入札を実施したことは評価できる。

やむを得ない事情により売却が困難となっていた札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るために「貸出利用方式」の新設、入居資格の緩和を行い施設の有効活用を図ったことは評価できる。

いずれも売却が難しい案件であり、今後は例えば売却以外の手法で有効活用すること等も視野に入れ、引き続き政府

※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。

方針に従い適切に対応することが望まれる。

このことを踏まえ、平成23年度末に売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却等に向けて引き続き協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舎として居室の提供を行った。

また、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るため、平成23年度は、大学等に対し機構が居室を貸し出し、当該大学等から学生等に居室を配分する「貸出利用方式」を新設し、金沢、兵庫及び福岡の各国際交流会館、東京国際交流館において利用大学等との連携・協力を得て運営した。

平成24年度は、東京国際交流館においては、大学推薦方式による入居資格に学部留学生(研究生を含む)、大学が実施する学生受入プログラム(インターンシップを含む)に参加し教育を受ける外国人学生、及び大学に所属する日本人学生(学部3年生相当以上)を新たに追加した。

札幌、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館においても、大学推薦方式の募集対象を大学等に所属する日本人学生、外国人研究者で研究実績が優れている者まで入居資格を拡大する等、居室の最大限の有効活用を図った。

平成25年度は、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館については、地権者の同意を得て、一般競争入札による売却を実施したが、参加申込者は得られなかった。

⑤留学生借上げ宿舎支援事業及び留学生宿舎建設奨励費事業を実施しているか。

○留学生借上げ宿舎支援事業

平成21年度は、平成20年度の実績を踏まえ、支援の対象となる留学生を渡日1年以内に入居を開始する者を優先した上で、国内からの進学者、入学後1年以内の留学生もしくは就学生(財団法人日本語教育振興協会の認定校に限る)とし、支援金の使途についても対象となるものを追加する等申請条件を見直し、平成22年度も実施した。

平成23年度以降は、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ)と連携した留学生借上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進した。また、平成23年度は、東日本大震災被災留学生を支援するため、災害被災者追加採用を実施した。

留学生借上げ宿舎支援事業の実施状況は以下のとおりである。

[平成21年度～平成22年度]

区分		借り上げ宿舎支援	ショートステイ支援
平成21年度	学校数	延べ124校	延べ13校
	宿舎数	2,066戸	216戸
	金額	135,266千円	4,294千円
平成22年度	学校数	延べ148校	延べ23校
	宿舎数	2,228戸	220世帯
	金額	151,486千円	4,322千円

[平成23年度～平成25年度]

区分		学習奨励費受給者等支援	留学生交流支援制度(短期受入れ)支援	ホームステイ支援
23年度	学校数	延べ92校	延べ4校	延べ14校
	宿舎数	1,248戸	55戸	151世帯
	金額	80,308千円	3,423千円	2,958千円
24年度	学校数	延べ105校	延べ10校	延べ12校
	宿舎数	1,714戸	105戸	174世帯
	金額	114,259千円	6,444千円	3,332千円
25年度	学校数	延べ123校	延べ6校	延べ23校
	宿舎数	1,972戸	62戸	192世帯
	金額	126,132千円	3,575千円	3,695千円

(※1)平成25年度に、「私費外国人留学生学習奨励費」給付制度を、「文部

留学生借上げ宿舎支援事業の実施状況

【評定36】

文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ)と連携した留学生借上げ宿舎支援事業を円滑に実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進するとともに、居住状況を適切に把握し、対応したことは評価できる。

今後、日本の大学の短期受入ニーズも高まることが予想され、借り上げ宿舎支援事業の充実が望まれる。

<p>また、助成対象の留学生宿舍の運営状況については、適切に把握し事業を実施しているか。</p> <p>留学生宿舍建設奨励費事業は、平成21年度に廃止しているか。</p>	<p>科学省外国人留学生学習奨励費」給付制度へ名称変更した。</p> <p>(※2)上表について、平成23年度に、「ショートステイ支援」を「ホームステイ支援」へ、「留学生交流支援制度(ショートステイ)支援」を「留学生交流支援制度(短期受入れ)支援」へ変更した。</p> <p>また、支援の対象となった宿舍については、居住状況を適切に把握するとともに、途中解約等により支援対象から外れた宿舍について、大学等に指導を行い、返金させた。</p> <p>○留学生宿舍建設奨励事業</p> <p>平成21年度は、留学生宿舍建設奨励事業審査会による事業計画書の審査の結果、補助対象者として選定された、岡山大学、熊本大学に対し、竣工を確認し、事業実績に基づき、建設奨励金42,736千円を交付した。</p> <p>なお、留学生宿舍建設奨励事業は平成21年度をもって廃止した。</p> <p>○助成対象の留学生宿舍の運営状況の把握等</p> <p>助成対象の留学生宿舍の運営状況は、補助金適正化法等に基づき適切に把握し、対応した。</p> <p>留学生宿舍建設奨励事業については、平成21年度は、平成20年度までに設置された全30大学等に宿舍の入居状況を確認した。</p> <p>事業は平成21年度をもって終了したが、平成22年度以降も大学等に対し、5月1日現在の宿舍の入居状況を文書で確認した。なお、別府大学留学生会館の廃止に伴い、補助金を国庫に返納した(平成23年11月)。</p>	
---	---	--

<b>【(小項目)1-3-5】</b>	(5)日本留学試験の実施	日本留学試験の実施状況				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b>		<b>【評定⑫】</b>				
<p>日本留学試験は、多くの大学等で外国人留学生の入学選抜の一環として利用されるよう、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施する。また、外国人留学生の受入れを積極的に推進するため、海外における新たな国・地域での試験実施について取り組むとともに、利用者の利便性の向上や一層の利用促進に取り組む。</p>		<span style="font-size: 2em;">A</span>				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	B	B	B

評価基準	実績	分析・評価
<p>①得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努めているか。</p>	<p>○適正な試験問題作成及び点検体制の強化</p> <p>日本語の問題作成委員(平成21年度1名)、得点等化(※)や結果分析を担当する非常勤職員(専門員)(平成21年度1名)、物理、生物、総合科目の英語版の試験問題の点検を担当する委員(平成22年度各1名)、総合科目の問題作成委員(平成22年度4名)、試験問題の分析や成績判定を行う試験小委員会管理・評価部会の調査員(平成23年度1名)、日本語科目作成委員(平成24年度2名)及び生物科目作成委員(平成25年度1名)をそれぞれ増員し、適正な試験問題作成及び点検体制の強化を図った。</p> <p>※「得点等化」とは、複数種類の試験について、その得点を素点ではなく、共通の尺度上の得点として表わして相互に比較できるようにするものである。</p> <p>時差のある海外で試験を実施しているため、試験問題の露出対策として、同一回次の試験において、複数種類の問題を準備し、実施した。</p> <p>平成22年度は、日本語科目の聴解・聴読解、読解及び記述の各領域の得点範囲及び試験時間を変更し、よりバランスのとれた領域構成とするために、聴解・聴読解の試験時間を短縮し、読解に長文及び複問形式(1つの文章に対して設問が複数ある)を導入する等内容を改定して実施した。改定前後の試験問題の難易度等を比較検証するため、本試験とは別に日本語科目のモニター試験を実施し、平成23年度にその結果について分析し、試験小委員会日本語部会に、データ上、問題は生じていないことを報告した。</p> <p>基礎学力科目(理科、総合科目、数学)のシラバス(出題範囲)は日本の高等学校の学習指導要領に基づいているため、高等学校において新し</p>	<p>試験の適正な実施及び質の向上等のための取組状況</p> <p><b>【評定37】</b></p> <p>適正な試験問題を作成するため、試験問題の作成・点検体制を強化するとともに、多言語化、コンピュータ試験及び英語科目導入についての検討を行ったことは評価できる。英語科目やコンピュータ試験の導入については当面導入しないと結論を得たが、今後の教育のグローバル化に伴い、必要に応じて引き続き検討していただきたい。</p>

い学習指導要領が実施されたことを踏まえ、基礎学力科目のシラバスを改訂することとし、平成24年度に改訂のスケジュール等を機構ホームページで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知した。  
平成25年度は、平成24年度に公表した改訂のスケジュールに基づき、理科及び数学のシラバスを改訂し、シラバス改訂版を本機構ホームページで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知した。

○実施体制等について大学等の意見聴取

質の向上を踏まえた日本留学試験の実施のため、日本語科目の改定案について、大学等関係機関に通知して意見を伺った他、日本語教育学会の総会、日本語学校教育研究大会等を利用して広報に努めた。  
不正行為者への対応がわかりにくい、地震等不足の事態への対応の記載が不十分等という試験実施協力大学の意見、日本語科目の改定を踏まえ、「試験監督等の要領」をより一層危機管理も念頭においた内容に改善し更新した。  
障害をもった応募者に対応するため、平成23年度以降、障害者と国内外の試験について造詣の深い有識者1名(平成25年度からは2名)に調査員を委嘱し、障害等の理由で特別措置の申し出があった応募者に対して、調査員の意見等を踏まえた特別措置を講じて本試験を実施した。

また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、英語科目の導入について検討しているか。

さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言語化やコンピュータ試験について検討を行っているか。

○英語科目の導入や試験問題の多言語化についての調査検討

平成21年度は、大学や関係委員にアンケート調査を実施するとともに、化学の試験問題について、中国語・韓国語に翻訳し、日本語版との内容の相違について専門家に点検を依頼した。また、数学の試験問題について、中国語(簡体字・繁体字)・韓国語に翻訳し、既存の日本語・英語の試験問題と併せ、出題言語別の試行試験を実施し、結果について分析した。

多言語化については、平成21年度に実施した調査、試行試験等の結果を踏まえて、平成22年度の日本留学試験実施委員会において、当面見送ることが妥当という結論を得た。

また、平成22年度は、国際化拠点事業(グローバル30大学)の教員と、平成23年度は大学のネットワーク形成推進事業(旧:国際化拠点事業)の教員等と意見交換するとともに、海外の実施協力機関や日本語教育機関に意向を伺った。

平成23年度は、大学を対象に外国人留学生入試に英語を課しているか

等のアンケート調査を実施し、平成24年度はアンケート調査結果等も参考に、有識者による英語科目のスキーム、シラバス(出題範囲)等の検討に着手した。

平成25年度は、有識者による英語科目のスキーム、シラバス(出題範囲)等の検討を実施し、検討の結果等を踏まえて、英語科目導入については、日本留学試験実施委員会において、当面見送ることが妥当という結論を得た。

#### ○コンピュータ試験に関する調査

平成21年度に、海外におけるコンピュータ試験の先行事例とコンピュータ試験の試験問題の漏洩対策に係る調査を実施した。

平成22年度及び平成23年度は、平成23年2月及び平成23年12月に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験に関し、同省と協議の上、試験問題の提供、受験者の確保、得点等化(複数種類の試験について、その得点を素点では無く、共通の尺度上の得点として表わして相互に比較できるようにする)の採点処理等で協力した。また、試験問題のアイテムバンク化(試験問題をデータベースに蓄積し、出題や分析の基準となるようシステム化を図る)について検討し、資料を収集した。

平成24年度は、上記文部科学省によるコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。

平成25年度は、平成24年度に実施した調査結果を分析し、その結果を踏まえて、日本留学試験実施委員会において、直ちに実用化に踏み切ることは困難という結論を得た。

②外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討しているか。

○海外実施に係る計画の策定状況

新たな海外における試験実施国・都市及び既存の実施国・都市の見直しを行うための検討方針及び今後の計画を記載した「海外実施計画」を策定した。

○新たな海外における試験実施国・都市の状況

日本語学習者、日本留学試験実施の要求状況等に鑑み、海外実施について検討した。

香港については、平成21年度に文部科学省及び外務省を通じて香港特別行政区政府に試験実施許可を申請したところ了解が得られ、平成22年6月に試行試験を実施し、11月以降本試験を実施した。香港における試験の広報の一環として、現地の大学や日本語教育機関の関係者を対象に、日本留学試験セミナーを開催した。

ネパール(カトマンズ)については、現地に出張し、日本留学同窓会、在ネパール日本国大使館、日本語教育機関等からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のためのインフラ整備状況等の現地調査を行ったところ、停電多発等の実施上の問題点を把握した。

○既存実施国・地域での実施状況

平成21年度は、平成20年度に現地情勢不安のため中止したスリランカ(コロンボ)における試験実施を再開した。平成22年度は、現地事情により平成21年度第2回実施を中止したミャンマー(ヤンゴン)における実施を再開した。平成23年度以降は、本機構が主催する日本留学フェア等、海外での広報などに努めた結果、インド、香港等一部の実施国・地域では受験者数が増えた。

海外実施に係る計画の策定状況

**【評定38】**

海外実施計画を策定するとともに、新たな試験実施国としてネパール(カトマンズ)での実施について検討していることは評価できる。

広報活動により、海外における一部の国・地域の受験者数が増加しており、評価できる。

海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることをしているか。

○年間受験者数

(単位:人)

区分	第1回	第2回	計
第1期中期目標期間における平均年間受験者数			36,554
平成21年度受験者数	21,461	22,935	44,396
平成22年度受験者数	23,294	23,397	46,691
平成23年度受験者数	19,579	18,592	38,171
平成24年度受験者数	16,032	15,736	31,795

年間受験者数

**【評定39】**

平成21年度及び平成22年度はいずれも年間受験者数が増加したが、外部要因である円高や東日本大震災等の理由により、平成23年度以降は減少したものの、広報活動による受験者数の回復に取り組んでおり、平成25年度においては受験者数の減少に歯止めがかかりつつあること、国外においては特定国に偏ることなく、多くの国に対して広報をしてい



平成25年度受験者数	15,613	15,497	31,110
第2期中期目標期間における平均年間受験者数	38,433		

平成21年度及び平成22年度は、多くの受験者数を確保し、いずれも対前年度を上回った。

平成23年度以降は、円高や東日本大震災等の影響のため、受験者の大半を占める日本国内の日本語教育機関の在籍者が減少したこと等の理由により、年間受験者数は減少したが、平成25年度においては、受験者の対前年度減少数が平成24年度の約1割程度にまで縮小した(平成25年度:685名減、平成24年度:6,376名減)。

海外においては広報が奏功し、香港等受験者が増加した国・地域もあった。

また、平成24年度以降は、国内外の受験者層の属性等の調査も行った上で、効果的な受験者数増の取組みを強化するために、「日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。

第2期中期目標期間における年間受験者数の平均(38,433名)は、中期計画どおり、第1期中期目標期間における年間受験者数の平均(36,554名)を上回った。

#### 〈東日本大震災対応〉

平成23年度は、平成22年度末に発生した東日本大震災の影響により、試験出願締切に間に合わない者が生じることを避けるため、国内の出願締切を一週間延長した。また、本来の試験日に受験できない被災者等に対し、受験の機会を失うことがないように、特別追試験日を設け、試験を実施した。更に、出願していたが、通常試験日及び特別追試験日ともに受験できない被災者等を対象に、受験料等の返金申請を受け付け、返金手続きを実施した。

ること、また、第2期中期目標期間の年間受験者数の平均は、中期計画どおり、第1期中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ったことは評価できる。

今後の受験者数増加のためにさらなる取組が望まれる。

○試験の利用促進のための取組状況

- (1) 従来、試験実施通知をしていなかった高等専門学校61校と国立高等専門学校機構に対し、試験の利用について案内し、平成22年度から、国立高等専門学校機構を通じて、高等専門学校が利用した。
- (2) 大学に対する試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。
- (3) 平成21年度から平成23年度は「日本留学試験を利用した渡日前入学促進パンフレット」、平成24年度以降は「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を作成し、試験実施通知の際に、大学、高等専門学校、専門学校、日本語教育機関等に悉皆的に配布したほか、各地域の国立基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議や、留学関係のイベント等において配付・説明し、大学等に対し、日本留学試験の利用、渡日前入学許可等の取組を促した。
- (4) 平成25年度から、新たに「日本語学校生のための専門学校進学相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。

〈参考〉日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数

(単位:校)

平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
78	90	93	94	96

※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。

試験の利用促進のための取組状況

**【評定40】**

試験の利用と渡日前入学許可の促進を図り、「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を作成し配布するなどの取り組みを実施した結果、渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。

今後とも一層の利用を促すための広報活動が重要である。

【(小項目)1-3-6】	(6)日本語教育センターにおける教育の実施	日本語教育センターにおける教育の実施状況 【評定⑬】 <b>A</b>				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>①先導的・モデル的な日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育のモデルとなる質の高い教育内容を提供する。また、日本語教育機関と高等教育機関との連携による教材開発、研修機会の提供等を積極的に実施する。</p> <p>②国の要請に迅速に応えるべく、日本語教育部門については、私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生を中心に受入れを行うとともに、効果的・効率的な事業の実施の観点から、その運営体制の見直しを行う。</p> <p>③地域の国際交流拠点としての機能の発揮、資産の有効活用の観点から、地域との連携による日本文化、事業等の理解を促進する取組等を実施する。</p>		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価				
<p>①日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践しているか。特に、カリキュラム・教材等の開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会の開催、外国人日本語教員に対する現職研修及び教材の提供等を推進しているか。</p>	<p>○カリキュラム・教材等の開発</p> <p>(1)効果的なカリキュラムの作成 大学院、学部、高専進学それぞれの、受験や進学後に求められる能力を短時間に効率よく習得できるよう配慮したカリキュラムを平成22年度に改訂した。</p> <p>(2)教材の開発</p> <p>①アラビア語圏の学生のための教材開発 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、アラビア語圏の大学進学者のための理科系専門用語集(数学・物理・化学・生物)を新たに作成し、授業に活用するとともに、市販した。また、「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(力学編)」を作成し授業に活用するとともに、アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成に着手した。</p> <p>②専修学校進学者のための教材開発 「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の補助教材を新たに作成し、解説等の整備を行い、市販に向けた改訂作業を行うとともに、別冊教材を完成させた。</p> <p>③基礎科目教材の開発 [数学科] 文科系留学生のための数学教材の試用版の作成及び改訂を行った。また、日本留学試験のシラバスと文科系の留学生のニーズを踏まえ、本センター作成の数学教材の内容を精選し、数学Ⅰ等の部分をコンパクトにまとめた教材に改訂した。平成24年度</p>	<p>質の高い教育の実践状況 【評定41】 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した、物理(力学編)の教材の作成や、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成により、アラビア語圏の学生向け教材を一層充実させたこと、並びに専修学校進学者を対象とした教材、数学、特に非漢字圏学生に対応した物理の基礎科目教材を一層充実させたことは、日本語教育のモデルとなる学習支援の観点から評価できる。 研究協議会の開催は評価できる。 また外国人日本語教員に対する現職研修の場として、台湾やタイ、ベトナム等の教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充実につながる取り組みとして評価できる。今後も実施対象の必要性や規模を検討の上、引き続き実施していただきたい。</p>				

以降は、高等学校における新指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に対応するため、数学教材を改訂した。

[社会科]

地理・歴史・政治・経済・現代社会のポイントを網羅的にまとめ、一冊で学習できる「総合科目サブノート」について、試用版を試用し、英訳付語彙リストの作成と改訂を行った。平成24年度は、非漢字圏の学生もより学習しやすいようにする等の観点から、構成を「地理・歴史・経済・政治・国際社会」に改めるとともに、内容も見直したほか、英訳付語彙リストを巻末に収めるなどの改訂を行った。

[物理科]

平成25年度は、高等専門学校進学者等の非漢字圏の学習者を対象とした補助教材としての「物理サブノート」を作成し、「絵を見て覚える物理用語集(力学)」に改称した。

④非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材の開発

課題遂行能力に重点を置き、新カリキュラムに沿って試用版を作成した。また、本センター独自のカリキュラムに基づき、大学等での学習上の課題遂行能力に重点を置いた、日本語の各技能について体系的に関連させて学習できる日本語中級教材7分冊(読解・聴解・文章表現、口頭表現、文法リスト・語彙リスト・漢字リスト)を作成、改訂した。平成25年度は、非漢字圏の高等専門学校進学者のための日本語副教材の作成に着手した。

○研究協議会の開催

外国人留学生のための日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を、毎年度東京及び大阪で開催し、成果の普及を図るため、実施概要報告を機構のホームページ上に掲載した。

○海外教員短期研修

各年度において、以下のとおり海外の教員を招聘し、日本語の指導方法等について研修を行った。また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

区分	国・大学	人数	日数
21年度	インドネシア(ダルマプルサダ大学)、 タイ(国立行政開発大学院大学)、 マレーシア(マラ工科大学国際教育センター)、 台湾(到遠管理学院)	各1名 計4名	5~6日
22年度	ベトナム(ドンズー日本語学校)	1名	5日
23年度	台湾(国立交通大学言語教育与研究中心 非常勤講師)、 タイ(タイ国立行政開発大学院大学講師)	各1名 計2名	6日
24年度	ミャンマー(ミャンマー元日本留学生協会日本 語センター講師)	1名	5日
25年度	ベトナム(貿易大学日本語学部基礎日本語学 科講師)、 台湾(台湾東海大学日本語言文化学系講師)	各1名 計2名	6日

②私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受け入れるとともに、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、日本語教育部門の運営体制の更なる見直しを行っているか。

●定量的指標(学生の受入状況)

私費外国人留学生の受入状況

- A 前年度以下の受入れ数
- B 前年度超かつ平成20年度実績以下の受入れ数
- C 平成20年度実績超の受入れ数

○学生の受入れに係る取組み

外国政府派遣留学生等の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等と綿密な連絡を取り、本センターの受入体制、指導、学習環境などについて積極的なアピールを行った。また、海外留学に注力しているサウジアラビアをはじめとする中東諸国からの留学生を獲得するため、平成23年度からサウジアラビアの「国際高等教育フェア」に参加した。

○国費・政府派遣・私費別受入れ数

私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、国費留学生及び外国政府派遣留学生を積極的に受け入れた。

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受入れ数(計)	455	388	290	327	302
(東京)	264	237	135	172	175
(大阪)	191	151	155	155	127
国費留学生(計)	121	112	58	80	105
	26.6%	28.9%	20.0%	24.5%	34.8%
(東京)	80	79	43	51	68
(大阪)	41	33	15	29	37
政府派遣留学生(計)	107	71	64	82	62
	23.5%	18.3%	22.1%	25.1%	20.5%
(東京)	78	52	18	44	48

学生の受入状況

【評定42】

私費外国人留学生の受入れについては、目標どおり受入数及び受入数全体に占める割合が縮小し、国費留学生や外国政府派遣留学生の受入れの合計については、受入数及び受入数全体に占める割合とも前年度を上回ったため、評価できる。

また非漢字圏からの学生を受け入れていることも評価できる。

(大阪)	29	19	46	38	14
私費留学生(計)	227	205	168	165	135
	49.9%	52.8%	57.9%	50.5%	44.7%
(東京)	106	106	74	77	59
(大阪)	121	99	94	88	76

● 定量的指標(卒業者の進学率(進学者数/進学希望者数))

- A 97.6%以上
- B 95.4%以上97.6%未満
- C 95.4%未満

○ 卒業者の進学率

進学希望者数のほぼ全員が以下のとおり進学した。

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
進学希望者数(A)	386	361	240	290	274
(東京)	220	220	140	148	174
(大阪)	166	141	100	142	100
進学者数(B)	381	357	237	288	272
(東京)	217	217	138	147	173
(大阪)	164	140	99	141	99
進学率(B/A)	98.7%	98.9%	98.8%	99.3%	99.3%
(東京)	98.6%	98.6%	98.6%	99.3%	99.4%
(大阪)	98.8%	99.3%	99.0%	99.3%	99.0%

〈参考〉定量的指標について

(1) A評定の97.6%: 第1期中期目標期間の平均値97.8%を第2期でも維持するために、平成22年度以降に平均的に達成する必要がある水準

※平成21年度98.7%のため、平成22年度以降、平均的に達成すべき水準は97.6%である。

(2) B評定の95.4%: 第1期中期目標期間における実績率の最低値(東京日本語教育センターの平成16年度実績率)

○ 運営体制の見直し

「「勸告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成20年度までに日本語教育部門の組織・運営体制の見直しを行い、研究開発機能の充実を図るため、カリキュラム・教材研究開発室を設置し、室長の下に、東京の高専

卒業者の進学率(進学者数/進学希望者数)

【評定43】

進学希望者のほぼ全員が進学でき、進学率が高位を保つとともに目標値を達成できたため、評価できる。

運営体制の見直し状況

【評定44】

東京・大阪両校の連携体制強化により、効果的な事業の実施及び教育の質の向上に努めたことは評価できる。

主任(心得)と大阪の教務主任(心得)が同開発室の研究主任を兼務する体制としたところ、教材開発の体制がより実践的となり、東京・大阪両センターの教材開発の進捗が一層管理しやすくなり、効率的に作業が進められた。更に、教材を両校で分担して作成するとともに、作成・改訂した教材を相互に活用するなどの連携強化を図り、両校の教育の質の向上に努めた。

また、これまで東京校・大阪校それぞれ独自に実施していた学生募集活動について、両校のPR等における連携を一層強化した。

以上により、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、組織・運営体制の改善を図った。

③卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにしているか。

●定量的指標(肯定的な評価の割合)

- A 80%以上
- B 56%以上80%未満
- C 56%未満

○修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、修了予定者に対するアンケート調査を実施した。4段階による満足度調査で、「満足」・「やや満足」の回答は、以下のとおりである。

(単位:%)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
日本語教育センターに対する満足度(平均)	97	93	97	92	97
(東京)	97	93	97	95	97
(大阪)	97	93	98	94	99

○アンケート結果を踏まえた改善

アンケートの結果、基礎科目を除くすべての項目について満足度80%以上であったことから、基礎科目の授業の充実を図るため、基礎科目の新たな教材(アラビア語圏の大学進学者のための理科系専門用語集、総合科目サブノート、文科系留学生のための数学教材)の作成に着手し、「留学生のための理科系専門用語辞典」として完成させ、市販し授業で活用した。

[評定41参照]

肯定的な評価の割合

**【評定45】**

修了予定者のアンケート調査では学校満足度が東京・大阪ともに92%以上であり、目標を達成しているため評価できる。

前年度に実施したアンケートの結果を踏まえて、アラビア語圏の学生のための教材の作成等を行ったことは評価できる。

④日本語教育センターの外国人留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を促進しているか。

○国際理解教育授業への参加状況

地域の小・中学校が実施する国際理解教育授業に対して、日本語教育センター在校生のほか、卒業生が参加・協力した。

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
東京	参加者(延べ)数	294人	199人	86人	102人	106人
	学校数	11校	8校	2校・3回	2校・3回	3校・4回
大阪	参加者(延べ)数	84人	35人	35人	52人	81人
	学校数	9校	8校	12校	12校	17校

○小・中・高・大学生・社会人との交流状況

小・中・高・大学生・社会人との交流会に在校生が参加した。

(単位:件、人)

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
東京	件数	17	16	18	56	87
	参加者(在校生延べ)数	852	856	319	751	1,228
大阪	件数	42	51	52	41	57
	参加者(在校生延べ)数	1,092	1,064	1,074	1,002	1,073

○ホームステイへの参加状況

ホームステイ受入団体等の協力を得て、以下のとおり、在校生がホームステイに参加し、日本人との交流を図った。

[東京]

平成21年度:79名(静岡県福田町等8か所)

平成22年度:70名(静岡県福田町等8か所)

平成23年度:9名(北海道北見市等4か所)

平成24年度:21名(北海道北見市等4か所)

平成25年度:28名(東京都内)

[大阪]

平成21年度:47名(愛知県豊根村等3か所)

平成22年度:5名(愛知県豊根村)

平成23年度:5名(愛知県豊根村)

平成24年度:5名(愛知県豊根村)

※平成21年度及び平成22年度はホームビジットを含む

日本理解促進のための取組状況

**【評定46】**

留学生の日本の文化や社会に対する理解を促進するための様々な地道な取組みを行ったことは評価できる。



⑤日本語教育センターの附属施設を地域に積極的に開放しているか。

○附属施設の貸出状況

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、東京日本語教育センターの保有資産の有効活用の方策について検討するよう指摘されたことを踏まえ、平成21年度から、教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO法人などに、学生ホール及び教室の貸し出しを行った。

平成23年度は、東日本大震災の影響及び節電の取組により、平成23年7月1日～9月30日の間、施設の貸し出しを停止したため、利用件数が減少したが、平成24年度以降、日頃交流がある近隣地域の学校等に、交流事業の促進と併せて施設利用のPRを行う等、効果的かつ積極的に周知を行い、施設の有効活用を図った。

(単位:件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学生ホール	1	33	20	58	91
教室	41	18	11	29	12
計	42	51	31	87	103

施設の有効活用状況

**【評定47】**

教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO法人などに、学生ホール及び教室の貸し出しを行い、施設の有効活用を図っており評価できる。

【(小項目)1-3-7】

(7)留学情報提供・相談機能の強化

留学情報提供・相談の状況

【評定⑭】

A

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

日本留学に係る情報発信機能等の強化及び日本人学生の海外留学を推進するため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供・相談の充実を図る。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

評価基準

①留学情報センター及び海外事務所等において、留学情報の収集・整理、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供及び留学相談を行っているか。また、ホームページアクセス件数を平成20年度実績以上としているか。なお、各年度において利用状況を分析し、留学情報提供・相談機能の強化のための方策を検討・実施しているか。  
留学情報センターは、平成22年度中に廃止しているか。

実績

○留学情報の収集・整理  
平成21年度及び平成22年度において、国内外の大学・教育機関の教育体制・教育内容、留学手続き方法、奨学金等に関する各種書籍、カタログ等の留学関連資料を収集し、日本・海外留学希望者に対して情報提供を行うとともに、留学手続きや奨学金等に関して留学相談を行った。  
なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、直接の留学相談窓口である留学情報センターを平成23年3月に廃止した。

■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「留学情報センター(東京・神戸)は廃止する」とされた。

平成23年度以降は、日本・海外留学希望者等へ国内外の大学・教育機関の教育体制・教育内容、留学手続き方法、奨学金その他留学関連情報を収集し機構ホームページ等を利用して積極的に情報を発信した。  
平成25年度は、海外留学に関する情報において、特に機構に対して問い合わせが多い海外留学奨学金情報の充実を目的として、海外留学奨学金検索サイトを構築した。

○出版物の作成

日本・海外留学に関する各種出版物を作成し、国内外の留学フェア等の際に配布するとともに、要望に基づき、国内外の大学等教育機関、在外公館、国際交流団体等に提供し、留学情報の普及に努めた。毎年度

分析・評価

留学情報の提供状況及びその改善状況

【評定48】

直接の留学相談窓口である留学情報センターは廃止したが、日本・海外留学希望者のために情報提供に努めたことは評価できる。

日本人向けの資料は発行部数は少ないが、機構ホームページで掲載・配布しているため評価できる。

作成した出版物は次のとおりである。

区分	出版物名	内容	
日本留学	Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	8か国語
	Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	7か国語
	日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文
海外留学	私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文
	海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文
共通	月刊「留学交流」	留学交流に関する専門誌	和文

※月刊「留学交流」は、平成22年度まで有料の雑誌として発行していたが、より多くの関係者に情報提供を行うため、平成23年度より、ウェブマガジン「留学交流」として、ウェブ上での無料公開に発行形態を改めた。

○留学生交流及び留学情報提供に関する調査

留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化、改善に役立てるため、次の調査を実施し、調査結果は機構のホームページ上で公表した。

- (1) 外国人留学生進路状況調査(毎年度)
- (2) 外国人留学生学位授与状況調査(毎年度)
- (3) 日本人学生留学状況調査(毎年度)
- (4) 外国人留学生年間短期受入れ状況調査(※平成21年度試行、平成22年度から実施)
- (5) 短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査(※平成21年度試行、平成22年度から実施)
- (6) 海外教育機関調査(スウェーデン)(平成21年度)
- (7) 海外教育機関調査(中国)(平成22年度)
- (8) 海外留学経験者の追跡調査(平成23年度)
- (9) 海外教育機関調査(インド)(平成24年度)
- (10) 海外教育機関調査(スペイン)(平成25年度)

〈東日本大震災対応〉

平成23年3月に、外国人留学生が震災等に係る正確な情報を得て冷静に対応できるよう、震災関連情報等についての電話相談窓口を開設し、土日祝日を含む毎日、日英2カ国語で対応した。

日本留学に係る情報については、他機関等との連携により日本留学希望者向けのポータルサイトを構築するとともに、情報発信機能を強化し、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開への協力及び留学交流担当者の人材養成を実施しているか。

#### ○日本留学ポータルサイトの充実

ウェブを通じた日本留学情報提供におけるワンストップサービスの展開を目指すため、平成21年度に構築した日本留学ポータルサイトを平成22年度に公開し、その後、更に迅速な更新作業を行えるよう、コンテンツの改修を行った。また、広報用しおりを作成し、海外の日本留学説明会等において配布するとともに、我が国の大学等に対してリンク設定依頼を行い、更なるリンク拡充に努めた。

#### 〈東日本大震災対応〉

日本留学ポータルサイトに相談窓口の開設について掲載するとともに、4カ国語(日、英、韓、中(簡体字・繁体字))にて震災に関する外国人向け情報のリンク集を掲載した。

#### ○ワンストップサービス展開への協力

海外の様々な場所で日本留学関係の資料を入手・閲覧できる機会を増やすという方針に基づき、日本留学促進資料の公開拠点(20の国・地域55ヶ所)として指定するアジア地域の大学、図書館等に引き続き日本留学関連資料を送付するとともに、要望に基づき、機構が作成した様々な言語の印刷物を海外の関係機関に提供した。

また、海外における日本留学希望者のためのワンストップサービス展開のため、平成22年度及び平成23年度はタイ(バンコク)及び中国(北京)、平成24年度以降はタイ(バンコク)に職員を長期出張させて現地での情報提供の強化を図った。

インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置する事務所においては、日本留学説明会の実施、留学相談、日本留学関係資料の閲覧、渡日前入学許可推進に係る事業(我が国の大学が行う入学試験会場の提供)等を行った。また、海外におけるわが国の大学情報のワンストップサービス展開の一環として、「英文大学情報検索システム」の改修を行った。

#### ○大学等の留学交流担当者養成のための研修の実施

我が国の大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識の修得及び適切な実務研修の機会を提供することを目的として、以下のとおり、「留学生交流実務担当教職員養成プログラム」を実施した。

区分	テーマ	開催地	来場者数
21年度	多様かつ多数の外国人留学生に対してどのように対応するのか？	東京・神戸 (各1回)	計73人
22年度	A:ポートフォリオ・アプローチによる留学生交流業務の振り返りと改善	東京・大阪 (合計3回)	計96人
	B:地方の大学における留学生受入れの現状と体制構築(地方からの発信)		
23年度	A:外国人留学生と震災	東京・大阪 (合計4回)	計298人
	B:帰国留学生のネットワーク構築		
24年度	A:大学等のリスク管理ー外国人留学生等の受入れに係る安全保障輸出管理ー	東京・大阪 (合計4回)	計263人
	B:留学生宿舎における生活指導事例		
25年度	講演会:外国人留学生のリクルーティング戦略ー海外向け広報戦略の立て方と実践方法ー 報告会:留学生交流拠点整備事業報告会	東京・大阪 (合計3回)	計235人

※平成22年度の東京会場は、東日本大震災の影響により1回中止

● 定量的指標(ホームページのアクセス件数)

- A 1,027万件以上
- B 719万件以上1,027万件未満
- C 719万件未満

○ ホームページのアクセス件数

日本留学への関心の回復に貢献できるよう、魅力的なホームページの構築及びユーザビリティの向上を図った。

[評定48参照]

その結果、中期目標期間の各年度において、以下のとおり、目標値である1,027万件を上回った。

(単位:件)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
12,077,137	12,786,012	11,472,545	13,775,510	13,577,189

ホームページのアクセス件数

【評定49】

日本留学に係る情報提供の充実は、留学に関心のある者ばかりでなく、日本への理解を深めるものであり、ホームページの充実等やユーザビリティ向上の努力により、目標を上回るアクセス件数を達成したことは評価できる。

②外国人を対象とした日本留学フェア及び日本留学に関する説明会、日本人を対象とした海外留学フェア及び海外留学に関する説明会を開催しているか。また、各種教育展、国内外の中等・高等教育機関、国際交流関係団体等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行っているか。

○ 日本留学フェア及び日本留学セミナーの実施

日本の大学等や関係機関の参加を得て、諸外国において「日本留学フェア」を実施し、日本の高等教育に関する情報及び個々の大学等の教育・研究上の特色等に関する最新で的確な情報をブース対応やセミナー形式により提供した。また、現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日本留学セミナー」を実施した。

上記フェア及びセミナーにおいて、日本留学試験実施機関等と連携のもと、日本留学試験模擬試験の実施や日本留学試験模擬試験問題の配

日本留学フェア等の実施状況

【評定50】

日本留学、海外留学双方について、国内外において各種イベントを多数実施又は参加することで留学情報の積極的な提供に尽力しており、評価できる。

海外留学フェアについては、より一層来場者が増えるよう実施方法等検討の上実施していただきたい。

付を行った。

(1) 日本留学フェア実施状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国・地域数	8か国・地域	9か国・地域	9か国・地域	8か国・地域	9か国・地域
都市数	15都市	15都市	15都市	13都市	15都市
参加大学等数(延べ)	1,060 大学・機関等	1,160 大学・機関等	1,158 大学・機関等	1,104 大学・機関等	1,389 大学・機関等
来場者数(合計)	28,753人	28,312人	23,871人	21,435人	27,954人

※参加大学等数は、実施国・地域毎の延べ参加数である。

(2) 日本留学セミナー実施状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国数	9か国	5か国	5か国	5か国	6か国
都市数	11都市	8都市	7都市	6都市	8都市
来場者数(合計)	4,030人	約2,760人	約3,520人	約2,350人	約3,175人

○海外留学フェア及び海外留学説明会の実施

海外留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や教育機関等のブース参加を得て、諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等の正確な情報を提供する「海外留学フェア」を実施した。

[海外留学フェア実施状況]

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催地	東京・神戸	東京・神戸	東京	東京	東京
来場者数(合計)	約550人	700人	582人	622人	407人

加えて、国別、目的別等にテーマを定め、海外留学経験者の経験談を中心とした小規模セミナーの「海外留学説明会」を、全国で実施した。

○国内外で他機関が実施する説明会等への積極的参加

日本留学に関しては、国土交通省が展開する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に基づく国際旅行博覧会や大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択大学が海外で実施する日本留学に関する説明会等に参加し、資料配布及び個別面談等による日本留学プロモーション活動を実施した。また、日本国内においても、大学等の要請

	<p>に基づき、日本留学に関する説明を行った。</p> <p>海外留学に関しては、大学が主催する留学フェアや国際交流団体等が主催するイベント等に、要請に基づいて参加し、海外留学に関する情報提供を行った。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-3-8】	(8)外国人留学生等の交流推進	外国人留学生等の交流の実施状況												
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		【評定⑮】												
<p>①外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。</p> <p>②東京国際交流館プラザ平成会議施設については、平成20年4月から実施している市場化テストの活用による経費の節減、稼働率の向上に努めるとともに、留学情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。</p>		A												
		H21	H22	H23	H24	H25								
		A	A	A	A	A								
評価基準	実績	分析・評価												
<p>①外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施しているか。</p>	<p>○国際大学交流セミナー 海外の大学から学生と教員を招き、日本の大学の学生と専門的な分野について意見を交換し、また交流親善を図ることを目的として、日本の大学と海外の大学が合同で約2週間にわたり開催するものであり、平成21年度から平成23年度において、機構と日本の7大学が共催して実施した。 なお、国際大学交流セミナーは、平成23年度をもって廃止した。</p> <table border="1" data-bbox="683 758 1467 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>共催大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>北海道大学、山梨大学、東京海洋大学、京都大学、神戸大学、福岡教育大学、鹿児島大学</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>筑波大学、福井大学、名古屋大学、三重大学、奈良先端科学技術大学院大学、愛媛大学、長崎大学</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>室蘭工業大学、信州大学、金沢大学、愛知県立大学、三重大学、広島大学、山口大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国人留学生国際交流事業 日本の大学と海外の大学が学生間の専門的な分野に関する活発な意見交換や地域との交流親善等を行うことにより、学生間の相互理解、異文化理解を図り、日本留学の促進とグローバル人材の育成を目的に、平成24年度においては、日本の7大学を採用して実施した。 なお、外国人留学生国際交流事業は、平成24年度のみ実施した。</p> <table border="1" data-bbox="683 1268 1467 1380"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大学名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>北海道大学、山形大学、三重大学、岡山大学、広島大学、九州大学、大分大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>○国際シンポジウム 東京国際交流館施設において、以下のとおり、国際シンポジウムを実施</p>	区分	共催大学	平成21年度	北海道大学、山梨大学、東京海洋大学、京都大学、神戸大学、福岡教育大学、鹿児島大学	平成22年度	筑波大学、福井大学、名古屋大学、三重大学、奈良先端科学技術大学院大学、愛媛大学、長崎大学	平成23年度	室蘭工業大学、信州大学、金沢大学、愛知県立大学、三重大学、広島大学、山口大学	区分	大学名	平成24年度	北海道大学、山形大学、三重大学、岡山大学、広島大学、九州大学、大分大学	<p>東京国際交流館における交流事業の実施状況</p> <p>【評定51】</p> <p>外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の推進を図るため、アンケート調査の結果を踏まえ、参加者のニーズに合わせた事業を実施できたことは評価できる。シンポジウム等の開催は評価できる。入居者による研究発表会は大事な試みであり、継続していただきたい。</p>
区分	共催大学													
平成21年度	北海道大学、山梨大学、東京海洋大学、京都大学、神戸大学、福岡教育大学、鹿児島大学													
平成22年度	筑波大学、福井大学、名古屋大学、三重大学、奈良先端科学技術大学院大学、愛媛大学、長崎大学													
平成23年度	室蘭工業大学、信州大学、金沢大学、愛知県立大学、三重大学、広島大学、山口大学													
区分	大学名													
平成24年度	北海道大学、山形大学、三重大学、岡山大学、広島大学、九州大学、大分大学													



した。

区分	タイトル	共催大学等
平成21年度	「留学生30万人計画」と日本語教育 —大学と予備教育の連携を考える—	名古屋外国語大学、大阪大学、関西大学(コンソーシアム)
平成22年度	東アジアのグローバリゼーションと大学教育の将来	武蔵大学
平成23年度	未来のスマート社会と先端科学議技術—3.11を乗り越えて—	早稲田大学
平成24年度	大学の国際戦略 —その評価手法と指標を考える—	明治大学
平成25年度	21世紀はアジアの世紀か? —環境問題、経済格差、人間の安全保障—	埼玉大学

また、講演会や、入居者による研究発表会も実施した。  
次年度以降の事業計画の策定にあたり、参考とするため、上記のプログラム終了毎にアンケートを実施した。

②東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用、一般競争入札等による民間委託により、年間稼働率(全体及び国際交流に係る催事それぞれ)を平成21～22年度については平成18年度実績以上を、平成23～25年度については平成20～22年度の3か年の実績平均値以上を確保しているか。

●定量的指標(プラザ平成会議施設の年間稼働率)

- A 平成20～22年度の3か年の実績平均値以上
- B 4区分のうち1区分が平成20～22年度の3か年の実績平均値未満
- C 4区分のうち2区分以上が平成20～22年度の3か年の実績平均値未満

○市場化テストの活用及び一般競争入札等による民間委託

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく「公共サービス改革基本方針」(平成18年12月22日閣議決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、東京国際交流館プラザ平成会議施設等の企画・管理・運営業務について、平成20年度から平成22年度までの間、平成19年度中に選定した受託者により業務を実施した。

平成23年度以降は、より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者運営業務を委託した。

○プラザ平成会議施設の年間稼働率

[平成21～22年度]

稼働率(機構利用除く)	指標 (18年度実績)	21年度	22年度
3階 国際交流会議場&メディアホール	8.0%以上	21.0%	19.8%
4階 会議室1～5	10.1%以上	19.7%	19.0%
稼働率のうち国際交流に係る催事	指標 (18年度実績)	21年度	22年度
3階 国際交流会議場&メディア	2.1%以上	3.9%	4.3%

プラザ平成会議施設の年間稼働率

**【評定52】**

平成20年度から平成22年度までの間、市場化テストにより選定した受託者により業務を実施し、また、平成23年度からは市場化テストの実施経験を踏まえた一般競争入札により受託者を選定し業務を実施し、毎年度、目標を上回る稼働率を達成したことは評価できる。

※会議施設の稼働率とは、以下の算定式により求められた比率をいう。

稼働率(%) =  
 利用回数累計(利用区分単位) ÷  
 (貸出対象施設数 × 利用区分 × 開館日数)

具体的には、会議施設毎に午前、午後、夜間の3区分 × 各室数(2室または5室) × 開館日数を分母とする。

アホール			
4階 会議室1~5	2.1%以上	3.9%	3.5%

[平成23~25年度]

稼働率(機構利用除く)	指標 (20~22年度実績の3か年平均)	23年度	24年度	25年度
3階 国際交流会議場&メディアホール	20.3%以上	30.7%	30.2%	36.1%
4階 会議室1~5	18.8%以上	25.1%	22.7%	24.5%
稼働率のうち国際交流に係る催事	指標 (20~22年度実績の3か年平均)	23年度	24年度	25年度
3階 国際交流会議場&メディアホール	5.3%以上	7.5%	6.3%	6.9%
4階 会議室1~5	4.0%以上	4.2%	4.2%	4.0%

平成23年度は、平成22年度末に東日本大震災の発生があったが、パンフレット・DVDを作成し、利用促進PRに取り組んだ。平成24年度は、会議施設については、平成23年度末をもって廃止する予定であったことから、平成23年度中に平成24年度利用の予約を受け付けることができなかったが、関係大学、在日外国公館への利用促進PRに取り組んだ。以上により、各年度全区分において目標を達成することができた。

■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)

留学生宿舎等(国際交流会館等)については、「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」

■「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)

「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」

■平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」

○プラザ平成会議施設の収支状況

(単位:千円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収入	58,148	56,453	70,867	66,930	73,872
支出	423,934	384,553	341,671	356,226	441,718
収入－支出	△365,786	△328,100	△270,804	△289,296	△367,847

○徴収料金

(単位:円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
会議施設 利用料金	53,878,182	49,124,899	66,170,393	57,902,116	69,584,836
研修宿泊室 宿泊料金	1,554,000	488,000	732,000	1,172,000	1,556,000
計	55,432,182	49,612,899	66,902,393	59,074,116	71,140,836
(確保される べき質)	年間31,600千円以上		年間51,200千円以上		

※徴収料金(光熱水料を除く。)とは、4月1日から翌年3月31日までを1年間とし、その期間内において会議施設等の利用があり、既に料金を徴収している、あるいは請求書を発行しているものの合計額から光熱水料等を差し引いた額のことである。

※平成21年度及び平成22年度の「確保されるべき質」は、平成19年11月に決定された東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業民間競争入札実施要項において「本事業の実施に当たり確保されるべき質」として受託者に求めた質のことである。

※平成23年度以降の「確保されるべき質」は、各年度における東京国際交流館プラザ平成会議施設等運營業務仕様書において「本事業の実施に当たり確保されるべき質」として受託者に求めた質のことである。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止しているか。

プラザ平成の留学情報センターが有する情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講じているか。

#### ○留学情報センターの廃止

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、留学情報センターを平成23年3月に廃止した。

「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)における指摘を踏まえ、第2期中期計画において、留学情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずることとした。

平成21年度は、売却を含めた資産活用方策の実施に向けた調査を行い、プラザ平成の単独での売却は困難である等の報告書を取りまとめた。

平成22年度は、留学生・研究者宿舎と一体で売却する方針を決定し、留学生・研究者宿舎の在館生が所属する大学を中心に複数の大学と売却交渉を行った。また、売却後の売却先による用途について東京都港湾局とも協議を行っていたところ、留学生・研究者宿舎の設置・運営については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」こととされた。

これを受け、文部科学省とも調整の上、プラザ平成及び留学生・研究者宿舎の一体的な売却に向け、大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施したが、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」こととされた。

※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。

売却も含めた資産の有効活用方策に向けての取組状況

#### 【評定53】

閣議決定を踏まえ、適切な措置を講じ、資産の有効活用を行ったことは評価できる。

これらのことを踏まえ、プラザ平成については、留学生・研究者宿舎との一体的な売却に向けて引き続き努力するとともに、売却又は廃止の進め方についての結論を得るまでの間、東京都の定める臨海副都心開発の基本方針や土地利用目的等を踏まえつつ、資産の有効活用の観点から、引き続き外部貸し出しを行うこととした。

【(小項目)1-3-9】	(9)外国人留学生の就職支援	<b>【評定⑯】</b> <b>A</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 外国人留学生の就職支援に資するため、大学等や企業、関係省庁等との連携を強化し、就職支援に係る取組を推進する。		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価
<p>国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報や企業説明会等への支援を関係機関等と連携して行っているか。</p> <p>また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進しているか。</p>	<p>○就職指導に関するガイダンス</p> <p>平成21年度は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職・採用活動について、それぞれのキャリアデザインに沿った就職支援が行われるよう、留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供するとともに、学校側、企業側が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の確保と就職指導の更なる充実を図ることを目的として、文部科学省、法務省、厚生労働省、経済産業省、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所の協力等を得て実施した。</p> <p>本ガイダンスは、下記「4 学生生活支援事業」「(2)学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施」の「全国就職指導ガイダンス」と、プログラム内容、参加者内訳等に重複している箇所があったため、平成22年度以降は一つのガイダンスとして整理のうえ本ガイダンスを廃止し、「全国就職指導ガイダンス」の中で、「外国人留学生の就職支援についてのセッション」として組み入れて実施し、来場者への資料として「留学生のための就活ガイド」を配付した。</p> <p>○外国人留学生就職活動準備セミナー</p> <p>大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生に対して留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、日本経済団体連合会等関係団体の後援を受け、また、東京外国人雇用サービスセンター等との緊密な連携により実施した。</p> <p>なお、外国人留学生就職活動準備セミナーは実施当初は先導的役割を担っていたが、近年は同様の民間企業によるセミナーが数多く実施されており、また当初の目的は達成されたことを踏まえ、平成24年度をもって廃止した。</p>	<p>外国人留学生の就職支援の実施状況</p> <p><b>【評定⑯】</b></p> <p>外国人留学生の就職支援を強化するために、関係機関との緊密な連携のもと、「全国就職指導ガイダンス」における「外国人留学生の就職支援についてのセッション」を拡充し、実施したことは評価できる。</p> <p>今後、留学生の増加とともにますます重要となる業務であり、一層の充実を図っていただきたい。</p>

(単位:人)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
開催地	東京		東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪
来場者数	352		650	517	471	364	443	189

○機構のメールマガジン(日本留学ネットワークメールマガジン)において東京外国人雇用サービスセンターのセミナーやイベント等の情報提供を関係機関等と連携して行った。

【(小項目)1-3-10】	(10)帰国外国人留学生に対するフォローアップ	<b>【評定⑰】</b> <b>A</b>																																										
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 留学生交流の意義を高めるため、外国人留学生の帰国後のフォローアップを充実する。		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A																												
H21	H22	H23	H24	H25																																								
A	A	A	A	A																																								
<b>評価基準</b> 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供しているか。  メールマガジンを通じて、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供しているか。	<b>実績</b> ○帰国外国人留学生短期研究制度 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本の大学(短期大学を除く)において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学数</td> <td>59大学</td> <td>59大学</td> <td>56大学</td> <td>48大学</td> <td>29大学</td> </tr> <tr> <td>国・地域数</td> <td>24か国・地域</td> <td>16か国・地域</td> <td>17か国・地域</td> <td>15か国・地域</td> <td>17か国・地域</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>75人</td> <td>59人</td> <td>56人</td> <td>48人</td> <td>49人</td> </tr> </tbody> </table> ○帰国外国人留学生研究指導事業 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学数</td> <td>22大学</td> <td>18大学</td> <td>15大学</td> <td>10大学</td> <td>9大学</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>25人</td> <td>20人</td> <td>17人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> </tbody> </table> ○Japan Alumni eNews(日本留学ネットワークメールマガジン) JASSOの留学生事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を、日・英2か国語で毎月配信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、ポスター及びリーフレットを大学、帰国留学生会、国際交流協会等へ送付した。	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	大学数	59大学	59大学	56大学	48大学	29大学	国・地域数	24か国・地域	16か国・地域	17か国・地域	15か国・地域	17か国・地域	採用者数	75人	59人	56人	48人	49人	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	大学数	22大学	18大学	15大学	10大学	9大学	採用者数	25人	20人	17人	10人	10人	<b>分析・評価</b> 帰国留学生に対するフォローアップの実施状況 <b>【評定⑰】</b> 各事業を適切に実施したことは評価できる。また、日本留学ネットワークメールマガジンの配信数が増加し、フォローアップが充実したことは評価できる。
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																							
大学数	59大学	59大学	56大学	48大学	29大学																																							
国・地域数	24か国・地域	16か国・地域	17か国・地域	15か国・地域	17か国・地域																																							
採用者数	75人	59人	56人	48人	49人																																							
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																							
大学数	22大学	18大学	15大学	10大学	9大学																																							
採用者数	25人	20人	17人	10人	10人																																							



(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
国・地域数	156か国・ 地域	164か国・ 地域	169か国・ 地域	169か国・ 地域	172か国・ 地域
配信数	11,956	24,555	33,821	39,529	44,814
年間合計配信数	123,657	216,736	361,621	411,826	529,722

【(中項目)1-4】	4 学生生活支援事業																		
【(小項目)1-4-1】	(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実																		
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 大学等の自主的な取組を促すため、学生生活支援に関する喫緊の重要課題、かつ、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携して実施する。					学生生活支援担当教職員に対する研修の状況 <b>【評定⑩】</b> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">A</div>														
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">H21</td> <td style="width: 20%;">H22</td> <td style="width: 20%;">H23</td> <td style="width: 20%;">H24</td> <td style="width: 20%;">H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
					H21	H22	H23	H24	H25										
A	A	A	A	A															
<div style="background-color: black; height: 20px; width: 100%;"></div>																			
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>				<b>分析・評価</b>														
大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施しているか。	<p>○研修事業の精選</p> <p>平成21年度は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、研修事業を「学生相談」「就職・キャリア支援」「留学生修学支援」「障害学生修学支援その他喫緊の重要課題」に精選するとともに、カリキュラムの改善等の研修内容の充実を図った。</p> <p>平成24年度以降は、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域に精選して実施し、より効果的な支援を行えるようカリキュラムを抜本的に改訂し、具体的な学習内容等を事前に明示するなどの事業内容の改善を図った。</p> <p>平成25年度は、把握した参加者や大学等のニーズをカリキュラム等の事業内容に反映させ、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域で研修会を実施したところ、参加者に対する満足度調査では、回答者の9割以上から肯定的な評価を得た。</p> <p>なお、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年12月16日、政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、平成26年度の研修事業については「学生相談・メンタルヘルス研修会」及び「就職・キャリア支援研修会」を廃止することとした。</p> <p>有料化については、平成24年度以降、「就職・キャリア支援研修会」の「専門コース」において実施し、またこれに係るアンケート調査を実施しその状況を検証した。</p>				学生生活支援担当教職員に対する研修の実施状況 <b>【評定54】</b> 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、研修事業の精選を進めるとともに、研修内容の改善・充実を図ったことは評価できる。 その時々の問題に即時に対応するため、学生支援に係る各種研修会について毎年の実施テーマが変化しているが、大学の担当者は数年おきに変わることから一貫して取り組む問題もあると思われるため、今後も研修会の実施テーマについては検討していただきたい。 「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域で研修会を実施し、大学等のニーズも把握して、事業内容に反映させる努力を行っているため、評価できる。														

■「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会)  
 「学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図るものとする。」

(i) 学生相談領域

○各領域別研修の実施状況

(i) 学生相談領域

(1) 全国大学保健管理研究集会(平成22年度で終了)

①目的:

学生が心身とも健康で、有意義な生活を送れるように、各大学において取り組んでいる保健管理の経験及び種々の問題に関する調査・研究の成果を発表・討議することにより、大学における保健管理の一層の充実と発展を図る。

②対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校等における保健管理業務の担当者及び研究者

区分	平成21年度	平成22年度
参加者数	692人	819人

(2) 学生の心の悩みに関する教職員研修会(旧名:学生支援合同フォーラム)(平成22年度で終了)

①目的:

精神科医やカウンセラー等の専門家による研究報告、事例研究と両者の相互理解を深め連携体制を築くための合同企画を実施し、大学等におけるメンタルヘルス及び学生相談に関する機会の充実を図る。

②対象:

学生の相談業務、メンタルヘルスの業務に関わる国公立大学・短期大学・高等専門学校等の教職員

区分	平成21年度	平成22年度
参加者数	382人	503人

(3)メンタルヘルス研究協議会(地区)(平成23年度で終了)

①目的:

学生のメンタルヘルスについて研究協議を行い、正しい知識の修得と理解を深め、メンタルヘルスに関する支援活動の啓発と普及を図る。

②対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

(単位:人)

地区	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北海道・東北	102	106	77
北関東・甲信越	60	56	71
東京	74	86	75
東海・北陸	103	104	73
近畿	93	100	71
中国・四国	59	60	57
九州	70	73	84

(4)学生相談インターカーセミナー(平成23年度で終了)

①目的:

相談窓口において初回面接を担当する者や日常の教育指導・窓口業務等において援助的に関わろうとする者に必要となる、学生の対応に際しての基本的な心構えや知識・留意点を修得させ、学生相談的対応の充実に資する。

②対象:国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	293	290	286

(5)学生相談・メンタルヘルス研修会(平成24年度から実施)

①目的:

大学等において、現代の学生の状況、メンタルヘルスに関する知見等を踏まえ、自校の教育目的に基づき、学内外の関係者と連携・協力しながら、学生の課題解決の支援を実施することができる教職員を養成する。また、自校の学生相談の充実に貢献することができる教職

(ii) 就職・キャリア支援領域

員を養成する。

②対象: 学生相談に関わる教職員

地区	平成24年度	平成25年度
東京	96人	98人
大阪	98人	102人

(ii) 就職・キャリア支援領域の研修会

(1) 就職・キャリア支援教職員研修会(基礎コース)(旧名: 就職・キャリア支援研修会)及び(専門コース)(平成23年度で終了)

①目的:

[基礎コース]

大学等における学生への総合的・実践的な就職・キャリア支援の充実を図るため、就職・キャリア支援担当者として必要となる基礎的な知識・技術を修得し、資質・能力の向上を目指す。

[専門コース]

大学等における学生への総合的・実践的な就職・キャリア支援の充実を図るため、就職・キャリア支援業務に関する企画またはマネジメントを行い、その中核を担う者として必要となる専門的な知識・技術を修得し、資質・能力の向上を目指す。

②対象: 国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

(単位: 人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎コース	119	117	117
専門コース		36	31

(2) 就職キャリア支援研修会[基礎コース]及び[専門コース](平成24年度から実施)

①目的:

学生を取り巻く社会状況と、キャリアや進路選択に関する現代の学生の特徴を理解し、就職・キャリア支援担当者としての実践力の向上を図る。また、自校の就職・キャリア支援の取組全体の整備・改善に貢献できる教職員の能力の向上を図る。

②対象:

[基礎コース]

就職支援業務またはキャリア支援業務に従事する者

(iii) 留学生修学支援領域

[専門コース]

就職・キャリア支援に関わる専門性の高い知識・技術の修得を希望する者であって、基礎コースを修了した者

(単位:人)

区分		平成24年度	平成25年度
基礎コース	東京	96	100
	大阪	96	98
専門コース		35	36

(iii) 留学生修学支援領域(平成23年度で終了)

(1) 留学生交流研究協議会(平成22年度で終了)

①目的:

大学等における留学生交流の充実に資するため、留学生の受入れ及び派遣に関する諸問題について、関係大学等の教員、幹部事務職員等により研究協議を行う。

②対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設等の教職員

区分	平成21年度	平成22年度
参加者数	434人	389人

(2) 留学生担当職員研修会(旧名:留学生担当者研修会)(平成23年度で終了)

①目的:

大学等において、留学生関係事務担当者(初任職員)に対し、留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修の機会を提供し、資質の向上を図ることにより、我が国における留学生交流体制の整備充実に資する。

②対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・準備教育施設等の職員

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	273	294	274

(iv)障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域

(iv)障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域

(1)障害学生修学支援教職員研修会(旧名:障害学生修学支援のための教職員研修会)(平成23年度で終了)

①目的:

学生支援担当者として、障害学生修学支援のために必要な障害者施策や関係法制度、障害理解、障害学生に関する支援業務等の基本的な知識及びスキルを修得することにより、教職員の能力の向上及び障害学生支援の充実に資することを目的とする。

②対象:国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	187	200	197

(2)大学生等における薬物乱用防止のための指導者研修会(平成21年度のみ)

①目的:

大学等の教職員を対象として、薬物乱用に関連する多方面からの講演を行い、基礎的な知識を習得させ、薬物乱用防止の啓発を図る。

②対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)の教職員

(単位:人)

地区	参加者数
北海道	59
東北	65
関東・甲信越	319
東海・北陸	141
近畿	274
中国・四国	116
九州・沖縄	129

(3)学生等の薬物乱用防止のための教職員研修会(平成22年度のみ)

①目的:

大学等の教職員を対象として、薬物乱用防止に関わる講演及び有益

な情報提供を行うとともに、学校内における薬物乱用防止についての学生指導方策について参加者間で意見交換を行い、各大学等における薬物乱用防止の取組みの促進を図る。

②対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の教職員

(単位：人)

地区	参加者数
北海道・東北	41
関東・甲信越	102
東海・北陸	41
近畿・中国・四国	97
九州・沖縄	49

(4)全国学生指導担当教職員研修会(旧名：全国学生指導研修会)(平成23年度で終了)

①目的：

学生指導に関する総合的研修として、講演や参加者相互の討議・情報交換等を通じて、学生指導の諸問題に関する参加者の見識を高め、各校における学生支援策の充実に資することを目的とする。

②対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の幹部教職員

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者数	302	200	190

(5)地区学生指導研修会(平成21年度で終了)

①目的：

学生指導業務を適正かつ円滑に処理するために必要な基本的知識等を習得することにより、学生指導職員としての資質の向上を図る。

②対象：国公立大学・短期大学・高等専門学校の事務職員

(単位：人)

地区	参加者数
北海道	46
東北	62
東京・関東甲信越	103
東海・北陸	78
近畿	141



中国・四国	77
九州	86

(6)障害学生支援研修会

①目的:

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員を養成する。

②対象:障害学生支援に関わる教職員

(単位:人)

区分		平成24年度	平成25年度
理解・実践プログラム	東京	97	97
	大阪	99	100
応用プログラム		50	56

○留学生修学支援領域の廃止

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、留学生支援領域は平成23年度をもって廃止した。

○各研修会における参加者満足度調査の結果

各年度の研修会全体の満足度平均は以下のとおりであり、高い評価を得ている。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
研修会全体の平均	94.9%	96.4%	97.4%	98.8%	99.5%

なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止しているか。

各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにしているか。

●定量的指標(参加者の満足度)

- A 80%以上
- B 56%以上80%未満
- C 56%未満

参加者の満足度

**【評定55】**

研修受講者から高い満足度を得られており評価できる。

【(小項目)1-4-2】	(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施状況 <b>【評定⑱】</b> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">A</div>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 学生生活支援に関する情報について、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、改善を図りつつ、収集・提供を行う。		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをはじめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行っているか。	学生生活支援に関する情報の収集・提供等を次のとおり実施した。  ○インターネットによる情報提供 当該年度における喫緊の課題として、「就職関係情報」、「消費者被害防止」、「新型インフルエンザ情報」、「薬物乱用の防止」等について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に係る的確な情報の発信に努めた。  ○冊子「大学と学生」 平成21年度及び平成22年度は、冊子「大学と学生」を毎月発行したが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、平成23年度で刊行を廃止し、平成24年度にバックナンバーを掲載した。  ○「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」の実施 平成22年度及び平成25年度において、大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況や課題について調査した。 平成22年度調査は、調査結果分析報告書「学生支援の現代的展開—平成22年度学生支援取組状況調査より—」を取りまとめ、平成23年度に機構ホームページ上で調査結果を掲載すること、大学等へ冊子を送付することにより、情報提供を行った。 平成25年度調査は、外部有識者による「学生支援の取組状況に関する調査協力者会議」の審議を踏まえ、不登校の学生に対する取組み等を調査項目に追加したほか一定の変更を行い実施した。 ※従来の「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状	学生生活支援に関する情報の収集・提供等の状況 <b>【評定56】</b> 全国就職指導ガイダンス等各事業において、大学等の多数の関係者が参加し、有益な情報やノウハウの取得等が行われたことにより、高い満足度が得られたこと、また、これらの事業や調査結果については、冊子の関係団体への送付や機構のホームページへの掲載等により周知したことは、機構に期待された事業であり、その充実・実施は大いに評価できる。				

況に関する調査」を、平成25年度より改称。

○「全国就職指導ガイダンス」の開催

①目的:

大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、就職問題懇談会「申合せ」及び日本経済団体連合会「倫理憲章」に基づいた適正な就職・採用活動について周知・徹底するとともに、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資する。

②対象:

大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体

平成25年度は年1回開催とした。(満足度91.8%)

[全国就職指導ガイダンスの参加者数]

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
第1回(東京)	939	958	979	928	971
第2回(神戸)	775	780	759	808	—

※平成23年度第1回においては、東日本大震災の影響による就職・採用活動の急激な変化に鑑み、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の特別ブースを設けるなど、政府の震災関連施策等の情報提供及び相談業務を併せて実施した。

○全国就職指導ガイダンスにおける外国人留学生就職支援セッション及び障害学生就職支援セッションの実施

平成22年度以降、「全国就職指導ガイダンス」と「外国人留学生就職ガイダンス」を統合し、全国就職指導ガイダンスにおいて、外国人留学生及び障害のある学生の就職支援についてのセッションを実施した。

[全国就職指導ガイダンスにおける各セッションの参加者数]

(単位:人)

区分		22年度	23年度	24年度	25年度
外国人留学生就職支援セッション	第1回	126	200	151	152
	第2回	158	103	155	—
障害学生就職支援セッション	第1回	133	139	150	207
	第2回	111	80	143	—

○「防災教育と学生ボランティア支援セミナー」の実施(平成23年度のみ)

①目的:

東日本大震災の経験から、ボランティア活動支援と防災教育という2つの視点を取上げることにより、学生の人間的成長支援という観点も含め、各大学等の学生支援の充実に資する。

②対象: 国公立大学・短期大学・高等専門学校教職員

③参加者: 223名

○「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」の実施(平成24年度から従来の事業を再編して実施)

当該セミナーの企画に当たっては、大学等の実情把握のための情報収集として、事前のアンケートを行い、テーマ設定等の検討を行った。

(1)平成24年度

①目的:

各大学等における学生生活にかかるリスクの把握と対応に関して、自殺・飲酒・カルトに関連する取組に焦点を当て、講演及び事例紹介を行うとともに、分科会において参加者間での意見交換を行い、各大学等の取組の促進を図る。

②対象:

国公立大学・短期大学・高等専門学校の理事・副学長等相当職、学生支援に携わる教員及び幹部職員(課長相当以上の職員)

③参加者: 191名(満足度97.8%)

(2)平成25年度

①目的:

各大学等において関心の高い課題となっている、学生生活に適應できずに、中途退学、休学、不登校となってしまう学生に対する取組に焦点を当てたセミナーを開催し、講演による情報提供、先

	<p>進事例等の紹介などを行うことにより、各大学等における学生支援の充実に資する。</p> <p>②対象： 国公立大学・短期大学・高等専門学校の理事・副学長相当職、学生支援に携わる教員および幹部職員（課長相当職以上）</p> <p>③参加者：421名（満足度95.1%）</p>	
<p>なお、学生支援情報データベースについては、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、その改善に努めているか。</p> <p>学生支援情報データベースについては、平成22年度中に廃止しているか。</p>	<p>○「学生支援情報データベース」(平成22年度廃止)</p> <p>学生支援データベースの改善を図ることを目的として、学生支援に積極的に取り組んでいる大学等約30校を訪問し、利用状況や要望など大学等のニーズの把握を行い、効率化・合理化・有用性の観点から、データベースの見直しを実施した。</p> <p>学生支援情報データベースを通じて、全国の大学等における学生生活支援の取組情報、学生支援窓口の情報等を収集・提供し、学生支援に係る情報の充実に努めたが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、学生支援情報データベースは平成22年12月をもって運用を停止した。</p> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、平成22年度中に、「学生支援情報データベースを廃止する」、「冊子『大学と学生』を廃止する」とされた。</p>	<p>学生支援情報データベースの改善状況</p> <p><b>【評定57】</b></p> <p>大学等のニーズを把握し、真に必要な情報の提供を行うべく、効率化・合理化・有用性の観点から、データベースの見直しに取り組んだことは評価できる。</p>

【(小項目)1-4-3】	(3)心身に障害のある者への支援	<b>【評定⑳】</b> <b>A</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 心身に障害のある者に関する大学等における支援状況及びニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価												
心身に障害のある者に関する、大学等への進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進しているか。	<p>○障害学生修学支援ネットワーク事業</p> <p>(1)障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会の開催          下記の拠点校・協力機関である大学・研究機関等の有識者から構成される「障害学生修学支援ネットワーク事業運営委員会」において、平成21年度から平成23年度までの間、ネットワーク事業の運営等について協議した。</p> <table border="1" data-bbox="712 699 1480 901"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大学・機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点校</td> <td>札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、富山大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学</td> </tr> <tr> <td>協力機関</td> <td>筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)障害学生修学支援ネットワーク相談事業の実施          ネットワーク拠点校による相談を実施し、大学等の障害学生支援担当者の相談に対応した。</p> <p>(3)障害のある学生の教育支援に関する調査研究の実施          拠点校等がより先進的な取組を行うことができるよう研究を進め、その成果を全国の大学等に還元することにより、教育支援の向上を目指すことを目的として、平成21年度は8大学、平成22年度は7大学に委託した。</p> <table border="1" data-bbox="712 1262 1480 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委託大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学、福岡教育大学</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)障害のある学生の就業力の支援に関する調査研究の実施</p>	区分	大学・機関名	拠点校	札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、富山大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学	協力機関	筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター	区分	委託大学	平成21年度	宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学、福岡教育大学	平成22年度	宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学	<p>心身に障害のある者への支援状況</p> <p><b>【評定⑳】</b>          障害学生修学支援実態調査(大学等への進学、在学、就職に関する障害学生の状況及びその支援状況の調査)について、文部科学省の要請を受け、項目の追加や変更等を随時行うとともに、回収率実質100%を維持し、障害学生の修学支援の充実に係るニーズの把握等を行ったことは、評価できる。          障害学生支援のためのシンポジウムやセミナー等、支援技術導入・向上のためのツール開発、調査研究等の障害学生支援ネットワーク事業を推進したことや、国際シンポジウムや事例研究会等を開催し、高等教育段階における障害のある学生に対する支援の充実に図ったことは評価できる。          シンポジウムやセミナー等の参加者に対する満足度調査で、概ね9割以上の満足度となる等高い評価を得たことは評価できる。</p>
区分	大学・機関名													
拠点校	札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、富山大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学													
協力機関	筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター													
区分	委託大学													
平成21年度	宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学、福岡教育大学													
平成22年度	宮城教育大学、筑波大学、筑波技術大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、広島大学													

平成22年度に、障害学生修学支援ネットワーク運営委員会に「障害のある学生の就業力の支援に関する調査研究専門部会」を設置し、この専門部会において調査項目を決定し、調査を行った。平成23年度に調査の結果を分析し報告書としてとりまとめ、全国の高等教育機関等に提供した。

(5) 支援技術導入・向上のためのツール開発

平成19年度、平成20年度に実施した「聴覚障害学生支援研究会」及び平成20年度に実施した「情報保障リーダーズ研修会」の成果を踏まえ、平成21年度に、各大学で聴覚障害学生支援のための支援技術を自主的・継続的に維持・向上していくためのツール(ノートテイク・PCテイク養成講座研修・講習・勉強会・反省会などの実施・運営に関する方法やマニュアルなど)を作成した。

(6) 障害学生修学支援ブロック別地域連携シンポジウムの実施

大学等間の連携を強化するとともに、大学等だけでなく地域の関係機関も含めた連携や障害学生修学支援の質の向上、全国的な支援のつながりを構築することを目指し、各拠点校の地域の高等教育機関関係者、高等学校関係者や企業等を対象としたブロック別シンポジウムを、拠点校を中心に平成22年度以降以下のとおり開催した。

(単位:人)

区分	ブロック	拠点校	参加者数
平成22年度	北海道地区	札幌学院大学	77
	近畿(大阪府・兵庫県・和歌山県)地区	関西学院大学	89
	九州・沖縄地区	福岡教育大学	71
平成23年度	中部地区	日本福祉大学	64
	北陸・甲信越地区	富山大学	46
	近畿(滋賀県・京都府・奈良県)地区	同志社大学	102
平成24年度	東北地区	宮城教育大学	53
	関東地区	筑波大学・筑波技術大学	184
	中国・四国地区	広島大学	89

(7) 平成25年度障害学生支援セミナー

大学等における障害学生に対する合理的配慮の提供義務等についての理解を促進するため、拠点校等と協力して障害学生支援セミナーを、平成25年度に以下のとおり開催した。(参加者数延べ1,203名)

(単位:人、%)

協力大学	参加者数	満足度
札幌学院大学	90	95.0
福岡教育大学・九州大学	64	100
関西学院大学	120	97.3
同志社大学	114	100
富山大学	82	94.1
筑波大学・筑波技術大学	148	96.0
日本福祉大学・愛知教育大学	100	89.4
富山大学	156	95.4
宮城教育大学	60	90.2
広島大学	57	89.2
関西学院大学	122	100
福岡教育大学・九州大学	90	87.3

(8) 障害学生支援に関する調査研究

平成25年度に、拠点校6大学の協力を得て、障害学生支援に関する調査研究を実施した。調査結果については平成26年度にホームページで公表する。

研究テーマは以下のとおりである。

- ①札幌学院大学(障害のある学生に対する就職支援と学内外の連携に関する調査研究～学生・卒業生・教職員を対象とする聞き取り調査～)
- ②宮城教育大学(全国の教育大学(教員養成大学)における発達障害学生支援の取り組みの現状と課題について)
- ③富山大学(高機能発達障害大学生に対する就労支援の在り方に関する実証的研究)
- ④日本福祉大学(障害学生の支援に関わる高大連携および入口支援の在り方に関する調査)
- ⑤関西学院大学(高校から大学への移行期における発達の变化と環境変化が学校適応に及ぼす影響について)
- ⑥広島大学(支援デザインの最適化～地域連携による支援リソースの共有)

○平成25年度高等教育における障害学生支援に関するシンポジウム  
高等教育段階における合理的配慮についての理解を深め、障害学生支



援の充実に資することを目的として、大学、短期大学及び高等専門学校の副学長(副校長)相当者等を対象としたシンポジウムを開催した(参加者数392名、満足度95.5%)。

本シンポジウムでは、文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」(平成24年12月21日)の合理的配慮等の記述や、米国、カナダや欧州における施策や先進的事例等を紹介した。

○共催事業の実施

障害学生修学支援ネットワーク事業の拠点校・協力機関との連携・協力により、機構と共催で開催した。

区分	研修名	主催等
平成21年度	第3回全国障害学生支援コーディネーター研修会	主催:筑波技術大学 後援:(独)国立特別支援教育総合研究所
	第4回視覚障害学生支援ワークショップ	主催:筑波技術大学
	聴覚障害学生支援技術講習会	主催:筑波技術大学
平成22年度	第1回東海地区障害学生高等教育支援交流会	共催:日本福祉大学
平成23・24年度	発達障がい学生支援研修会	共催:関西学院大学、ひょうご発達障害者支援センター

○障害学生修学支援事例研究会の実施(旧:障害学生修学支援セミナー)

平成21年度は、高等教育機関の修学環境の更なる整備・充実に資することを目的として、障害学生修学支援セミナーを開催し、参加者の課題解決につながる情報提供と更なる知識形成を図るため、社会で活躍している障害のある方の講演と課題ごとのグループディスカッションを実施した。

平成22年度以降は、大学等からの要望により、障害学生の修学支援の充実に資することを目的に、障害学生修学支援事例研究会として開催し、障害学生修学支援における課題について、専門的な見地から情報を提供し、また、個別事例について大学等の担当者が情報交換を行った。

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
参加者数	131	173	124	131	141

※対象者：大学・短期大学・高等専門学校において、障害学生支援を担当している教職員(参加申込時点で1年以上従事する者)

○関係機関の取組の情報提供

ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツの充実の一環として、大学等における取組事例を掲載した。

(単位:件)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
掲載件数	48	28	33	21	26

○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する目的で、毎年調査を実施し、結果を公表した。

平成22年度は、平成21年度まで紙媒体と電子媒体の2種の調査票で調査を実施していたものを、全て電子媒体に切り替えるとともに、調査の手引きを作成して、調査票集計の改善・効率化を図った。

平成24年度は、支援体制に関する項目を以下のとおり追加した。また、結果を公表するに当たり、実態や傾向がより分かるよう、各項目の結果の概要について、昨年度と比較するなど詳細に記述した。

[追加した項目]

- ・障害学生修学支援の主たる担当部署(者)の連絡先等
- ・障害学生修学支援に関する専門委員会等
- ・障害学生修学支援担当部署
- ・障害学生修学支援に関する規程等

平成25年度は、障害学生の入学に関する調査項目の見直しを以下のとおり行った。

①追加した項目

- ・入試要項等への障害学生配慮に関する記載状況
- ・入学者選抜において実施可能な配慮(特別措置)

- ・障害のある入学者を受け入れるための施設・設備の整備状況
- ・入学者選抜において実施した特別措置の内容(障害種別)

②変更した項目

- ・障害のある相談者・志願者・受験者・合格者・入学者数[障害種別・学校種別]

特別措置を行った受験者・合格者・入学者の数を課程別(通学制、通信制等)に調査していたものを、障害種別に相談者・志願者・受験者・合格者・入学者数を調査し、さらに受験者・合格者・入学者については、その内訳として特別措置を行った人数について調査することとした。

(単位:%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
回収率	100	100	100	99.9	100

※平成24年度は、閉校となる私立大学1校が未回答

○文部科学省障害学生受入促進研究委託事業

平成20年度に文部科学省が公募する「障害学生受入促進研究委託事業」に採択され、平成20年度から平成22年度までの3年間、障害のある生徒の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究を7大学に委託し、実施した。また、3年間の調査研究成果を、機構ホームページに公開した。

調査研究のテーマは以下のとおり。

- ①宮城教育大学(障害のある学生の進学促進・支援のための高大連携の在り方に関する調査研究)
- ②筑波大学(視覚障害学生、聴覚障害学生、運動障害学生の高校段階及び大学での支援の実態と支援の連続性に関わる調査研究)
- ③東京大学(障害のある学生への高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究)
- ④富山大学(高機能発達障害学生が望む高大連携の在り方と大学の受け入れ体制に関する実証的研究)
- ⑤同志社大学(障害のある生徒の大学での講義保障体験の有無による進学意欲の影響に関する比較調査)
- ⑥関西学院大学(障害のある生徒の進学促進・支援に関する高大連携の在り方について:近畿中・南部の大学へのアンケート調査結果報告書)

⑦広島大学(中等教育と高等教育を滑らかにつなぐ、最適な評価方法とユニバーサルな教育・情報支援の研究)

○障害学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動

(1)平成21年度に、新たに「教職員のための障害学生修学支援ガイド」及び「障害学生支援についての教職員研修プログラムDVD & Power Point」を作成した。

平成23年度は、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」について、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けての我が国の関連国内法の整備に係る状況等を踏まえ、障害のある学生への支援の基本的考え方として、今後、合理的配慮が重要になること等の視点を盛り込んで記述した。また、東日本大震災を契機にした災害時における障害のある学生への支援のあり方を加えるとともに、新たに精神障害の理解に必要な記述を加えるなどの見直しを行い、改訂版を作成した。

これらのガイド及びDVDは、全国就職指導ガイダンス、障害学生支援研修会、ホームページで周知し、活用の促進に努めた結果、各地で開催された障害学生支援に関する講演会等で活用された。

(2)「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の結果や機構における障害学生支援の取組等、障害学生修学支援に関する情報について、ホームページに掲載し、実態調査の冊子を大学等に送付するとともに、大学等における講演等で積極的に情報提供を行った。その結果、新聞や関係団体の資料等に広く掲載されるとともに、障害学生支援に関する論文や関係機関や団体の事業計画策定の参考として活用された。

○障害学生支援委員会

障害学生支援事業について、国の障害者支援施策に沿った適切な推進を図るための包括的な協議を行うため、平成25年度新たに「障害学生支援委員会」を開催し(平成26年3月)、平成25年度実施事業及び平成26年度以降実施予定の障害学生支援事業について協議した。

<b>【(中項目)1-5】</b>	<b>5 その他附帯業務</b>								
<b>【(小項目)1-5-1】</b>	<b>5 その他附帯業務</b>				<b>【評定⑳】</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。					H21	H22	H23	H24	H25
<b>評価基準</b>		<b>実績</b>			<b>分析・評価</b>				
平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力しているか。		○高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し、都道府県からの各種問い合わせに対応した。			高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況 <b>【評定㉑】</b> 高校奨学金事業について、都道府県からの各種問い合わせ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力できたので、評価できる。				

【(大項目)2】 II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【(中項目)2-1】 1 業務の効率化

【(小項目)2-1-1】 (1)一般管理費等の削減

一般管理費等の削減状況  
【**評定**②】 **A**

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】  
組織・業務の徹底した見直し、効率化に努め、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)は、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減する。  
また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。  
なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。  
併せて、役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。  
また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進める。

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

評価基準 実績 分析・評価

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、その9%以上を削減しているか。

○経費削減に係る取組  
光熱水費について、以下の事項等を周知及び実施することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、経費の抑制を図った。

区分	内容
冷暖房温度	クールビズ、ウォームビズの励行により適切に設定
パソコン	ディスプレイの省電力設定を行う、離席時の電源オフ等の徹底
プリンター	業務に影響しない範囲で稼働台数を削減
冷蔵庫	設定温度を調整
エレベーターの運転台数	業務に支障のない範囲で削減
廊下、ロビー等共用部分の照明	業務上必要最小限の範囲で点灯

一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況  
【**評定58**】  
毎年度、役職員の省エネルギーに関する意識の向上の促進に努めたので、評価できる。  
中期目標を上回る削減率を達成しており評価できる。

- 定量的指標(一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況)

- A 16億3,600万円以下
- B 16億3,600万円超17億円以下
- C 17億円超

外部委託も引き続き推進し、経費の抑制を図った。

[評定23参照]

- 一般管理費の削減状況

[中期目標期間終了時(平成25年度)の目標額: 16億3,600万円]

業務の効率化及び外部委託の推進により、一般管理費を削減し、目標額を達成した。

(単位: 千円)

区分	20年度 予算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算
一般管理費	591,300	694,581	547,472	490,486	610,187	611,136
人件費 (管理系)	1,356,502	1,058,253	1,093,969	1,089,013	1,021,877	1,016,852
合計	1,947,802	1,752,834	1,641,441	1,579,499	1,632,064	1,627,988
削減割合	—	△10.0%	△15.7%	△18.9%	△16.2%	△16.4%

※削減割合は、平成20年度予算に対するものである。

- 定量的指標(業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況)

- A 135億9,100万円以下
- B 135億9,100万円超138億5,900万円以下
- C 138億5,900万円超

- 事業費の削減状況

[中期目標期間終了時(平成25年度)の目標額: 135億9,100万円]

中期目標期間中に目標額を達成した。

(単位: 千円)

区分	20年度 予算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算
業務経費	11,436,399	10,717,686	10,218,481	9,165,852	7,827,400	8,278,823
人件費 (事業系)	3,498,640	3,282,959	3,192,575	3,091,943	3,053,280	3,059,814
合計	14,935,039	14,000,645	13,411,056	12,257,795	10,880,680	11,338,636
削減割合	—	△6.3%	△10.2%	△17.9%	△27.1%	△24.1%

※削減割合は、平成20年度予算に対するものである。

業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)削減の進捗状況

**【評定59】**

中期目標を上回る削減率を達成しており評価できる。



奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることにしているか。

○期首要回収額及び返還金回収事務処理費等

中期目標期間中の各年度において目標を達成した。

(単位:百万円)

区分	20年度 予算	21年度 実績	22年度 実績	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績
期首要回収額	341,677	—	—	—	—	557,768
各年度における平成25年度予算額(予定)	—	571,326	566,203	556,834	535,536	—
平成20年度予算に対する伸び率	—	67.2%	65.7%	63.0%	56.7%	63.2%
返還金回収事務処理費等	2,766	3,320	3,931	4,218	3,964	4,441
平成20年度予算に対する伸び率	—	20.0%	42.1%	52.5%	43.3%	60.5%

※「返還金回収事務処理費用等」には、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。

奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況

【評定60】

期首要回収額の伸び率を下回る費用の削減を図ったので、評価できる。

一般管理費及び業務経費のうち、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続しているか。

○人件費の削減状況

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)、「勧告の方向性」(平成18年11月27日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減した。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続し、平成24年度以降も引き続き平成17年度の人件費に比べて5%以上削減した。

(単位:万円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実績額	35億1,094	34億9,917	34億4,968	32億863	31億4,767
対前年度削減率	△1.2%	△0.3%	△1.4%	△7.0%	△1.9%
対17年度削減率	△17.5%	△17.7%	△18.9%	△24.6%	△26.0%

※平成17年度実績額:42億5,350万円

※中期目標期間の目標額(平成17年度実績額比5%減):40億4,100万円

人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況

【評定61】

実績のとおり、平成17年度の人件費に比べて26.0%削減することができており、目標を超える削減率を得られたため、評価できる。

実績のとおり、福利厚生費について必要な見直しを実施したため、評価できる。

●定量的指標(人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)の削減状況)

- A 40億4,100万円以下
- B 40億4,100万円超40億8,300万円以下
- C 40億8,300万円超



○福利厚生費の見直し状況

福利厚生費については、事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、年度ごとに検討を行った。

- (1)レクリエーション経費については、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、支出を行っていない。また、予算要求も行っていない。
- (2)レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)については、事業の内容及び経費について点検を実施し、引き続き積極的な経費節減に努めた。
- (3)「平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成21年12月9日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)による指摘事項を踏まえ、互助組織に対する法人支出を平成21年度末に廃止した。平成22年度以降、互助組織に対する法人からの支出は行っていない。包括補助を行っていた、レクリエーションに関連する事業、慶弔見舞金等の個人に対する給付に係る事業、福利代行サービス等に対する法人からの支出を平成21年度末に廃止した。
- (4)職員等に対する食券交付・実費支給などの給食費補助、および食堂運営等に係る事業に対する法人からの支出は行っていない。

併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行っているか。

職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進めているか。

#### ○給与体系の見直し

人事院勧告に基づき給与改定を実施した。平成24年度以降は、東日本大震災復興支援のための措置として、国家公務員の給与特例法に準じた役職員の給与等の減額を実施した。

#### ○ラスパイレス指数

本機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)については、以下のとおりである。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ラスパイレス指数	107.8	106.6	103.7	103.4	100.9

国に比べ給与水準が高くなっている理由としては、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域(東京都新宿区・目黒区など)に勤務する職員の比率が高いこと、②学歴別では、大学卒以上の職員数が短大・高校卒の職員数と比較して多く、国家公務員全体と比較して比率が高いこと等の理由による。

#### ○諸手当

役職手当以外の諸手当の内容等については、国と同様となっており、法人独自の諸手当はない。

役職手当については、国の場合と支給額の一部が異なるが、人事院規則9-17「俸給の特別調整額」で定められている「行政職俸給表(一)」における国の支給額を基準として、国における職務の級の下位にあたる支給額またはそれ以下としており、人件費の抑制を図っている。

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務をはじめとする各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減しているか。

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進し、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。

平成20年度及び平成21年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成22年度以降は任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し

#### 【評定62】

実績のとおり、国家公務員の給与水準に準拠することを基本方針とし、国家公務員の給与特例法に準じて役職員の給与等の減額を実施したので、評価できる。

(独)日本学生支援機構の職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)については、100.9となっているが、依然として国に比べて給与水準が高いことに対して、①地域別では、国家公務員に対して地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高いこと、②学歴別では、大学卒の職員数が短大卒・高校卒の職員数と比較して多い上に、中学卒の職員は該当者がいないことなど、給与水準の適切性の検証がなされており、評価できる。

職員数の削減状況

#### 【評定63】

実績のとおり、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、第2期中期計画どおり、第2期中期計画終了時にあたり、計画的な人員の削減が進んだことは評価できる。

なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期計画開始時の職員数(542名)と比べ、1割程度の職員数を削減(平成25年度末487名)することとしており、各年度において目標を達成した。

○役職員数(毎年度3月末現在)

(単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員数	7	7	7	7	7
常勤職員数	445	461	482	475	477

○円滑な事業実施のため、平成22年度以降は以下のとおり任期付き職員採用を行った。

(単位:人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
採用数	25	23	4	17

【(小項目)2-1-2】	(2) 外部委託等の推進	外部委託等の状況				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		【評定 <sup>23</sup> 】				
<p>効果的・効率的業務運営に資するため、奨学金の返還金回収業務をはじめとする各事業について競争入札による民間委託を推進する。国際交流会館等の管理運営業務については、市場化テストの実施状況、検証結果を踏まえつつ、民間競争入札を更に推進する。また、国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。</p> <p>なお、売却が困難な国際交流会館等については、「制度及び組織の見直しの基本方針」を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。</p>		A				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価																				
<p>①効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単純大量業務を中心に外部委託を進めているか。</p>	<p>○行政支出総点検会議の指摘(平成20年12月1日)及び「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日行政減量・効率化有識者会議)における「既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大を図るべき」との指摘等を踏まえ、外部委託を推進することにより延滞債権の回収業務の強化を図った。</p> <p>○確認書・返還誓約書等業務の委託状況 専門的かつ高度な判断を伴わない単純大量業務について、以下のとおり外部委託を実施した。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="672 1109 1478 1508"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>作業総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成21年度</td> <td>確認書の点検</td> <td>261,690</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検</td> <td>309,474</td> </tr> <tr> <td>個人信用情報の取扱いに関する同意書の点検等</td> <td>793,778</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成22年度</td> <td>確認書の点検</td> <td>317,990</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)</td> <td>310,530</td> </tr> <tr> <td>返還誓約書の点検(平成22年度採用者分)</td> <td>456,754</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>確認書の点検</td> <td>320,763</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	作業総件数	平成21年度	確認書の点検	261,690	返還誓約書の点検	309,474	個人信用情報の取扱いに関する同意書の点検等	793,778	平成22年度	確認書の点検	317,990	返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	310,530	返還誓約書の点検(平成22年度採用者分)	456,754	平成23年度	確認書の点検	320,763	<p>外部委託の実施状況 【評定64】 奨学金貸与業務における外部委託を着実に実施するとともに、返還回収業務の外部委託を計画的に実施し、回収促進を図ったことは評価できる。</p>
区分	内容	作業総件数																				
平成21年度	確認書の点検	261,690																				
	返還誓約書の点検	309,474																				
	個人信用情報の取扱いに関する同意書の点検等	793,778																				
平成22年度	確認書の点検	317,990																				
	返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	310,530																				
	返還誓約書の点検(平成22年度採用者分)	456,754																				
平成23年度	確認書の点検	320,763																				

	返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	218,099
	返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分)	472,746
平成24年度	確認書の点検	339,599
	返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	187,986
	返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分)	481,720
平成25年度	確認書の点検	327,472
	返還誓約書の点検(平成21年度以前採用者分)	12,376
	返還誓約書の点検(平成22年度以降採用者分)	493,181

※平成22年度以降の「確認書」とは、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」である。

奨学金の返還金回収業務においては、延滞債権のうち特に初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行っているか。また、中・長期の延滞債権の外部委託については計画的に実施しているか。

○返還金回収業務の委託状況

初期延滞債権について重点的に回収業務の外部委託を行い、また中・長期の延滞債権については返還金回収促進策を踏まえ、外部委託を実施した。外部委託の内容は以下のとおりである。

(単位:件)

内容	作業総件数	備考(実施期間)
平成21年度		
初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	1,239,815	
初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	3,051	平成22年2月~7月
	3,267	平成22年3月~8月
中長期延滞債権の回収委託 (延滞4ヶ月以上3年未満、6ヶ月入金なし)	27,484	
中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	23,042	
機関保証加入者の回収委託 (延滞13ヶ月以上)	2,413	
平成22年度		
初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	1,199,571	
初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	55,833	
中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	23,042	
中長期延滞債権の回収委託 (延滞4年以上8年以下、6ヶ月入金なし)	9,065	
機関保証加入者の回収委託	1,384	

	(延滞9ヶ月以上)		
平成23年度			
	初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	1,276,023	
	初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	70,296	
	中長期延滞債権の回収委託 (延滞4年以上8年以下、6ヶ月入金なし)	12,961	
	中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上4年未満、6ヶ月入金なし)	13,455	
	中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	15,020	
平成24年度			
	初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	1,301,666	
	初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	75,000	
	中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	14,423	平成24年2月～ 25年2月
		10,584	平成24年8月～ 26年2月
		8,802	平成25年2月～ 26年2月
平成25年度			
	初期延滞債権の督促架電 (延滞5ヶ月未満、一部延滞3ヶ月未満)	1,502,785	
	初期延滞債権の回収委託 (延滞3ヶ月以上)	73,693	
	中長期延滞債権の回収委託 (延滞3年以上8年未満、6ヶ月入金なし)	9,593	平成24年8月～ 26年2月
		8,426	平成25年2月～ 26年2月
		9,301	平成25年8月～ 27年2月
		8,100	平成26年2月～ 27年2月

返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

(単位:件)

区分	内容	作業総件数
平成23年度	初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託 継続分	2,954
	中長期延滞債権の回収委託委託継続分	12,621
平成24年度	初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託 継続分	8,400
	中長期延滞債権の回収委託委託継続分	8,514
平成25年度	初期延滞債権の回収委託(延滞3ヶ月以上)委託 継続分	9,266
	中長期延滞債権の回収委託委託継続分	8,924

②国際交流会館等の管理運營業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとしているか。

また、現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運營業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めることとし、このため、適切に受託者を選定、委託し、市場化テストの検証結果等を踏まえ、民間競争入札の更なる推進を図るとともに、老朽化した施設については順次廃止することとしているか。

○国際交流会館等の新設の廃止

国際交流会館等の管理運營業務については、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、新たに設置していない。

○国際交流会館等の管理運營業務

平成21年度及び平成22年度は、国際交流会館等の管理・運營業務について実績があり、豊富なノウハウを有し、利用者及び施設の特性に応じたサービスの質を確保することができる公益財団法人日本国際教育支援協会に管理・運營業務を委託した(市場化テスト対象の広島国際交流会館、大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館を除く。)

平成22年度は、市場化テストの実施状況を踏まえ、祖師谷国際交流会館、東京日本語教育センター留学生寮及び大阪日本語教育センター留学生寮の管理・運營業務(本体業務)については、7月から一般競争入札の落札者に管理・運營業務を委託した。

平成23年度以降は、一般競争入札により選定した事業者管理・運營業務を委託し、経費の削減に努めた(市場化テスト対象の大阪第二国際交流会館及び兵庫国際交流会館を除く。)

なお、市場化テストは、公正かつ効率的・効果的な運営を図る観点から、広島国際交流会館(平成20年度～22年度)、大阪第二国際交流会館(平成21年度～23年度)、兵庫国際交流会館(平成22年度・23年度)

管理運営委託の状況

**【評定65】**

公正かつ効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、売却が困難な国際交流会館等の管理・運營業務について競争入札による業務委託を行い、コスト削減に努力していることは十分に評価できる。売却が困難な国際交流会館等については、大学及び地方自治体等と協議を進めるなど、引き続き売却努力を続け、適切な対応を行っているので評価できる。



国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止しているか。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講じているか。

について実施し、経費の削減に努めた。この経験を踏まえ、売却が困難な国際交流会館等の管理・運営業務について競争入札による業務委託を行った。

[評定66参照]

#### ○国際交流会館等の売却

平成21年度は、京都国際交流会館について、一般競争入札を実施し、京都大学へ売却した。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度に大学・民間等を対象に施設売却についての一般競争入札を実施し、仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島各国際交流会館については、当該地域の大学(国立大学法人及び学校法人)へ売却した。

一方、札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流会館については、一般競争入札の結果、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」とされた。

※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。

このことを踏まえ、平成24年度以降は、平成23年度末に売却ができなかった会館等については、地元自治体及び大学等と売却に向けて引き続き協議を行うとともに、当面、廃止の進め方についての検討を行う間、資産の有効活用の観点から、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずることとし、今後の在り方等について大学及び地方自治体など関係機関との協議を積極的に行った。



平成25年度は、「独立行政法人等の改革に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について、今後の処理方針の検討に先立ち、平成26年2月より、一般競争入札の手続きを開始した。

■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

・現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。

○「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく「公共サービス改革基本方針」(平成18年12月22日閣議決定)を踏まえ、広島国際交流会館、大阪第二国際交流会館、兵庫国際交流会館は、それぞれ以下により管理・運営業務が実施された。

区分	実施時期	受託者
広島国際交流会館	平成20年度～平成22年度	広島国際交流会館管理・運営業務共同事業体 (構成事業者:財団法人日本国際教育支援協会(代表者)、東宝ビル管理株式会社)
大阪第二国際交流会館	平成21年度～平成23年度	大阪第二国際交流会館管理・運営業務共同事業体 (構成事業者:財団法人日本国際教育支援協会(代表者)、伸和サービス株式会社)
兵庫国際交流会館	平成22年度～平成23年度 (※)	日本管財株式会社

※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止することとされたことから、委託期間については、平成23年度で終了することとされた。

市場化テスト活用による民間委託実施状況の検証状況  
【評定66】

平成23年度まで実施した市場化テストの活用による民間委託の実施状況を検証しているので評価できる。

(1) 広島国際交流会館

- ①「確保されるべき質」については、評価対象となるアンケートの調査項目の全てにおいて、市場化テスト実施要項に記載された目標値（満足度）である80%をすべての年度で上回った。
- ②平成20年度及び平成21年度の実施状況について、確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び実施経費の状況のとりまとめを行い、機構市場化テスト評価委員会の意見を踏まえた実績評価を内閣府官民競争入札等管理委員会へ提出するとともに、機構ホームページで公表し、内閣府入札監理小委員会及び官民競争入札等管理委員会における審議を踏まえ、実施状況については評価できるとの結論を得た（平成22年6月）。
- ③平成22年度で市場化テストを終了し、平成22年度に実施した結果について、経費の削減状況や業務の質の確保及びさらなる効果的・効率的業務運営に係る提案の点検を行い、取りまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した（平成23年5月）。

(2) 大阪第二国際交流会館

- ①「確保されるべき質」は、評価対象となるアンケートの調査項目の全てにおいて、市場化テスト実施要項に記載された目標値（満足度）である80%をすべての年度で上回った。  
また、業務改善に向け、意見交換を含めてカウンセラーと2回、レジデント・アシスタント(RA)と12回のミーティングを実施し、さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案を1回行い、市場化テスト実施要項に記載された目標値（年度内に提案1回以上）を達成した。
- ②平成21年度の実施状況について、確保されるべき質の達成状況、業務の実施状況及び実施経費の状況のとりまとめを行い、機構市場化テスト評価委員会の意見を踏まえた実績評価を内閣府へ提出するとともに、機構ホームページで公表した（平成22年5月）。
- ③平成22年度で市場化テストを終了し、経費の削減状況や業務の質の確保及びさらなる効果的・効率的業務運営に係る提案の点検を行い、取りまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した（平成23年5月）。

(3) 兵庫国際交流会館

①「確保されるべき質」については、平成22年度及び平成23年度に、評価対象となるアンケートの調査項目の全てにおいて、市場化テスト実施要項に記載された目標値(満足度)である80%をすべての年度で上回った。

また、業務改善に向け、意見交換を含めてカウンセラーと24回、レジデント・アシスタント(RA)と12回のミーティングを実施し、さらなる効果的・効率的業務運営に係る提案を1回行い、市場化テスト実施要項に記載された目標値(年度内に提案1回以上)を達成した。

一方、政府による事業仕分け(平成22年4月28日)において、国際交流会館等留学生寄宿舍等の設置及び運営について「事業の廃止(ただし、現在の入居者に配慮すること)」とされたことを受け、平成24年3月以降の入居者の受入れが停止され新規入居者の募集・受入れ(入居期間2年間)ができなくなったことから入居者数が減少し、入居率及び共用施設の一時利用に係る施設稼働率については、市場化テスト実施要項に記載された目標値を下回った。

②平成22年度に実施した結果について、経費の削減状況や業務の質の確保及びさらなる効果的・効率的業務運営に係る提案の点検を行い、取りまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した(平成23年5月)。

③平成23年度で市場化テストを終了し、市場化テストによる1年度あたりの経費と、従来の実施に要した経費とを比較する等の検証を行った。また、平成23年度の市場化テストの実施状況をとりまとめた結果を内閣府へ報告するとともに、機構ホームページで公表した(平成24年5月)。

〈参考1〉市場化テストに係る落札額と従来の実施に要した経費との比較

(1) 広島国際交流会館の管理・運営業務

(単位:千円)

18年度経費① (※)	落札額 (20~22年度)	落札額② 1年度あたり	1年度あたりの経費③ ②×1.05(消費税分)	③-①
26,978	63,531	21,177	22,236	△4,747

(2)大阪第二国際交流会館の管理・運営業務

(単位:千円)

19年度経費① (※)	落札額 (21~23年度)	落札額② (1年度あたり)	1年度あたりの経費③ ②×1.05(消費税分)	③-①
26,797	60,363	20,121	21,127	△5,670

(3)兵庫国際交流会館の管理・運営業務

(単位:千円)

20年度経費① (※)	落札額 (22~24年度)	落札額② (1年度あたり)	1年度あたりの経費③ ②×1.05(消費税分)	③-①
51,743	126,342	42,114	44,220	△7,523

※人件費、物件費、委託費、常勤職員退職給付費用及び間接部門費の合計

<参考2>兵庫国際交流会館の入居率及び施設稼働率の状況

区分		平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成23年度 目標値
入居率		165人 83.5%	127人 64.2%	89.0%
施設稼働率	年間施設稼働率 平均	48.4%	48.2%	50.0%
	多目的ホールに 係る年間稼働率	30.1%	30.1%	31.0%

【(小項目)2-1-3】

(3)入札・契約の適正化

入札・契約の適正化の実施状況

【評定②4】

A

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。  
また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

評価基準

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図っているか。  
また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進しているか。

実績

- 一般競争入札及び契約の見直し等  
平成21年度は、「随意契約見直し計画」(平成19年12月)に基づき、競争性のある契約方式を着実に実施し、平成21年度に新たに生じた契約についても同計画を踏まえ、可能な限り競争性の高い方法で契約を行うよう努めた。  
平成22年度は、平成20年度に締結した随意契約等について、契約監視委員会による点検・見直しを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)を策定し、これに基づき、電気、ガス若しくは水等、その契約の性質または目的が競争を許さない場合等の真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行した。  
平成22年度以降、同計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等(一般競争入札、企画競争、公募)により調達した。
- 一者応札・一者応募への対応  
平成21年度は、「一者応札・一者応募に対する改善方策について」の策定及び公表(平成21年7月)に基づき、「企画競争による公募に係る実施要領」及び「総合評価を指定されていない調達において実施する総合評価落札方式実施要項」の改正(平成21年8月)を行い、競争性を確保するための措置として、競争参加者から提案書を提出させる競争入札及び企画競争による調達について、公告日から提案書の提出まで、原則として最低でも20日間の期間を確保することとした。  
平成22年度からは過去3年間、平成24年度からは2か年連続(2回連続を含む)して一者応札又は一者応募になった案件について、入札参加予定事業者に対する意見招請を行い、より多くの参加事業者を確保できるよう、調達仕様書の変更、参加条件の緩和を図った。

分析・評価

入札・契約の適正化に係る実施状況  
【評定67】  
真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等により調達を実施していること、及び一者応札・一者応募になった案件について、より多くの参加事業者を確保できるよう措置を講じてきたことは、評価できる。  
契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るために、適切に要項の見直しを実施してきたことは評価できる。

○入札及び契約の適正化

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を以下のとおり推進した。

平成21年度は、契約の透明性・公平性・効率性を確保する観点から「委託業務の再委託に関する取扱い基準」を制定した。

平成22年度は、「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」を制定し複数の事業者が等しく参加できるような仕様書の作成を進めるため、仕様書作成プロセスを明文化し、更に要領制定との整合性を図るため、総合評価落札方式の実施要項の改訂を行った。

平成23年度は、契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るため、「低入札価格調査取扱要項」を制定(平成23年5月)し、入札及び契約の適正化を推進した。また、「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」(平成22年8月)及び実施手順等を踏まえて、総合評価落札方式の実施要項に提案書に関する技術審査結果報告書の作成及び開封に関する記述の追加などの改正を行った(平成24年2月)。

平成24年度は、契約内容に適合した履行及び公正な秩序の確保を図るため、過去3年間継続して一者応札・一者応募となった調達を行う場合に設置することとしていた仕様策定委員会を、直近の過去2回の競争入札等において継続して一者応札・一者応募となった場合に設置するよう「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」の改正を行った(平成24年7月)。また、低入札価格調査制度の適切な活用のため、落札候補者に対して調査を行う場合には、当該候補者から人件費が明記された入札価格内訳書を徴収するよう「低入札価格調査取扱要項」の改正を行った(平成24年8月)。

平成25年度は、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性を確保するため、50万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を本機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを導入した(実施要領の制定:平成25年4月、実施:平成25年6月)。

また、企画競争の円滑な実施に向けて、公示及び公募要領の作成並びに公示から企画提案書等の提出期限までの日数を見直すため、「企画競争による公募に係る実施要領」の改正を行う(平成25年6月)とともに、政府調達案件への競争参加を希望する事業者の円滑な参入に向けて、競争参加資格の申請の場所及び提出期日を記載することを明記するなど、「政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」の改正を行った(平成26年2月)。

さらに、随意契約の適正化に向けて、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年4月23日閣議決定)に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するため、「契約事務取扱細則」第23条に規定する随意契約によることができる場合の条項に「慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受ける場合」を明文化した(平成26年1月)。

○契約件数及び契約金額の状況

(単位:千円)

区分	①平成21年度 実績		②見直し計画 平成22年4月公表		③平成24年度 実績		④平成25年度 実績		④と②の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある 契約	(66.6%) 247	(75.6%) 6,224,259	336	3,953,455	(75.1%) 181	(78.9%) 3,328,886	(72.1%) 196	(80.8%) 4,738,390	▲140	784,935
競争入札 等	(52.6%) 195	(62.8%) 5,173,326	258	3,385,253	(65.6%) 158	(63.1%) 2,663,453	(62.5%) 170	(68.0%) 3,986,121	▲88	600,868
企画競争、 公募	(14.0%) 52	(12.8%) 1,050,933	78	568,202	(9.5%) 23	(15.8%) 665,433	(9.6%) 26	(12.8%) 752,268	▲52	184,066
競争性のない 随意契約	(33.4%) 124	(24.4%) 2,007,879	63	1,315,858	(24.9%) 60	(21.1%) 892,313	(27.9%) 76	(19.2%) 1,123,141	13	▲192,717
合計	(100.0%) 371	(100.0%) 8,232,138	399	5,269,313	(100.0%) 241	(100.0%) 4,221,199	(100.0%) 272	(100.0%) 5,861,530	▲127	592,217

○契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成される「契約監視委員会」を設置し(平成21年12月)、平成20年度に締結した契約、平成19年度以前に締結された複数年契約、平成21年度末までに契約締結が予定されている調達案件のうち、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募について、点検・見直しを実施し、これを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。(平成22年4月)

平成22年度以降の各年度の契約監視委員会において、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づく見直し状況、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。また、「一者応札・一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確認され、次年度以降の取組についても承認された。

○「一者応札・一者応募」の状況

「一者応札・一者応募」については、平成23年度以降、機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、以下のとおり減少し、更なる競争性の確保が達成された。

(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一者応札・一者応募 (競争性のある契約件数 に占める割合)	64 (25.9%)	90 (34.2%)	58 (28.6%)	43 (23.8%)	45 (23.0%)
うち不落随意契約	5	5	7	4	4

随意契約の見直し状況

**【評定68】**

随意契約で実施していたものや一者応札、一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を推し進めるとともに、競争性の確保を図ってきたことは、評価できる。



【(小項目)2-1-4】	(4)業務・システムの最適化	【評定⑳】														
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>奨学金業務システムについて、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行う。</p>		<p style="font-size: 2em; margin: 0;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">H21</td> <td style="width: 20%;">H22</td> <td style="width: 20%;">H23</td> <td style="width: 20%;">H24</td> <td style="width: 20%;">H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24	H25												
A	A	A	A	A												
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>														
<p>業務運営の効率化・合理化を図る観点から、業務・システムの最適化を計画的に実施しているか。</p>	<p>○奨学金業務・システムの最適化</p> <p>「奨学金業務・システム最適化計画」(平成20年3月31日公表)に基づき、平成21年度及び平成22年度は最適化を進め、平成23年度は、新たに開発した奨学金業務システム運用を安定的に開始するため、業務・システム最適化検証委員会(平成23年11月～12月)、業務・システム最適化委員会(平成23年12月)を開催し、新システムへの切替えの最終確認を実施した。また、学校担当者向けシステム説明会も開催した。</p> <p>平成24年1月運用開始後は、初稼働の業務では開発業者にも立会い及び不具合等の発生時の対応を依頼する等、業務実施体制を更に整備し、想定外の事象が発生した際に迅速に対応できる体制をとった結果、概ね順調に運用することができた。</p> <p>○次世代システム</p> <p>機構内において、次世代システム検討準備委員会を開催し、次世代システムの主な検討事項である社会保障・税に関わる番号制度に関する情報共有及び検討すべき課題に関する協議を行うとともに、番号制度が現行制度に与える影響を調査するための調査・研究業務を実施した。また、内閣官房が調達した「社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究」に奨学金事業が対象となったことからヒアリング対応や資料提出等の協力を行うと共に、内閣官房が実施した政省令策定に向けた調査に協力する等、番号制度の詳細な制度及びシステム設計に関する情報収集を進めた。</p>	<p>業務・システムの最適化の実施状況</p> <p>【評定㉑】</p> <p>奨学金業務システムを順調に運用することができたため評価できる。</p> <p>次世代システムについては、導入に向けた検討準備委員会を開催するとともに、社会保障・税に関わる番号制度が導入された場合の影響調査を実施する等、必要な情報収集を行ったため評価できる。</p>														

<b>【(中項目)2-2】</b>	<b>2 組織の効果的な機能発揮</b>						
<b>【(小項目)2-2-1】</b>	(1)政策企画委員会		<b>【評定⑳】</b>				
<p><b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b></p> <p>機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効率的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた効率的な組織・運営体制を確立する。</p>			<b>A</b>				
			H21	H22	H23	H24	H25
			A	A	A	A	A
<b>評価基準</b>			<b>実績</b>		<b>分析・評価</b>		
<p>理事長の下に置く外部有識者から構成される政策企画委員会から、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について助言を得ているか。</p>	<p>○政策企画委員会の開催状況</p> <p>中期目標期間の各年度において、政策企画委員会を開催し、機構が実施する事業の状況と今後の展開について議論を行い、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について、外部有識者から客観的な視点に基づき意見をいただいた。また、委員会の開催後、議事録については機構のホームページに公開した。</p>		<p>政策企画委員会の運営状況</p> <p><b>【評定㉑】</b></p> <p>実績のとおり、委員会を開催し、機構の運営、業務の実施に関する重要事項について外部有識者より助言を得ることができたので、評価できる。</p>				

<b>【(小項目)2-2-2】</b>		(2)組織の見直し	<b>【評定⑳】</b>				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】			<b>A</b>				
[再掲]			H21	H22	H23	H24	H25
機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効率的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた効率的な組織・運営体制を確立する。			A	A	A	A	A
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>					
組織については、より効果的・効率的業務運営に資するよう、管理職も含め組織の簡素化を進めるとともに、必要な見直しを行っているか。当面、「留学生30万人計画」に留意しつつ、特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた見直しを行っているか。支部については、各地域において、大学等と連携しつつ、機構の事業を効果的に実施できるよう、支部の行う事業も含めて見直しを行っているか。	○組織の見直し 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期計画の進捗・達成状況、制度変更の諸事情等を適切に勘案し、効率的・効果的な組織を構築するため、管理職を含めた組織の簡素化を図るとともに、機構の事務事業の見直しや、行政改革等の指摘への対応状況、常勤職員と非常勤職員・派遣職員の役割分担等に留意しつつ、管理部門と事業部門を併せ、組織の見直しを実施した。 また、各事業部内において業務の移管・集約を行う等、より効果的・効率的な業務運営を図った。 奨学金業務については、返還金の回収強化に重点を置くため、平成21年度に「法務課」及び「機関保証業務課」を設置し、その後も返還業務の改善・効率や奨学金事業に関するガバナンスの強化のための見直しを実施した。 支部については、業務を奨学金の法的処理を中心とした返還金回収業務に重点化し、支部に属する事務所を廃止し整理した。	組織の見直し状況 <b>【評定㉑】</b> 業務の見直し等により、組織の簡素化を推進しつつ、行政改革等の指摘に対応した体制整備のため、各事業部内において業務の移管・集約を行う等、より効果的・効率的な業務運営を図ったので評価できる。					

<b>【(小項目)2-2-3】</b>		(3)業務改善の推進	<b>【評定⑳】</b>				
			<b>A</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b>			H21	H22	H23	H24	H25
[再掲] 機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効率的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた効率的な組織・運営体制を確立する。				A	A	A	A
			<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>					
組織の効果的な機能発揮を目的に、業務改善等について職員が積極的に提言できる仕組みを活用して、職員の意識の向上を図ることにより一層の業務改善の推進に努めているか。	<p>○「(5+1)S運動」の推進</p> <p>平成22年度は、機構理事長の指揮の下、「(5+1)S運動」について、機構内グループウェア掲示板に掲載するとともに、各職場においてもポスターを掲示することにより推進を図った。加えて、「(5+1)S運動」の一環として、「JASSOさわやか挨拶運動」を実施した。</p> <p>※「(5+1)S運動」とは、「責任」・「専門」・「先見」・「スピード」・「サービス(奉仕)」を意識して業務を遂行し、「信頼」に繋げる運動である。</p> <p>○「提言用メールボックス」</p> <p>平成23年度以降、職員のモチベーションを高めるため、業務改善等について職員が積極的に提言できる「提言用メールボックス」を設け、機構内グループウェア掲示板にて周知・募集を行った。投稿された提言は、関係部長等による検討を経て対応を決定し、運営会議へ報告の上、対応等を掲示板に掲載することにより、職員の意識の向上及び業務改善に向けた取組みの推進に努めた。</p> <p>また、平成25年度には、各部署において日々行われている業務改善の提案・検討・実施状況について調査を行ったところ、各部署で組織的に改善が行われており、意識の向上が図られていることを確認した。</p>	<p>業務改善の推進状況</p> <p><b>【評定㉑】</b></p> <p>職員の業務に対する意識向上や業務改善に努めており、評価できる。</p>					

【(中項目)2-3】	3 内部統制・ガバナンスの強化						
【(小項目)2-3-1】	(1) 適切な評価の実施		【評定⑳】				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を事業の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。</p>			<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</div>				
			H21	H22	H23	H24	H25
			A	A	A	A	A
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>					
<p>外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を事業の改善に活用しているか。評価の結果は、ホームページ等において公表しているか。</p>	<p>○機構評価委員会の開催状況</p> <p>中期目標期間の各年度において、厳格かつ客観的な評価に資するよう定量的な把握に努めつつとりまとめ自己評価を実施し、これを踏まえ、外部有識者による評価委員会(第1回)を開催し、業務実績の評価を行った。評価結果については、ホームページに公開した。</p> <p>また、評価委員会(第2回)を開催し、業務実績に係る評価の観点(評価指標)について審議のうえ決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用状況</p> <p>各年度の評価結果については各部にフィードバックのうえ、評価におけるPDCAサイクル(計画・実行・評価分析・改善のサイクル)に基づき、業務の現状・課題の把握・分析、改善方法の策定等の進捗状況把握を行った。そのうえで、評価結果における指摘事項が次年度業務にどのように反映され、改善が図られたかについて留意して、次年度業務実績に係る評価指標を策定した。</p> <p>なお、適切な評価の実施に資するため、独立行政法人制度の仕組みやPDCAサイクルの説明、当該サイクルの各段階における具体的な実施事項及び関連資料等を掲載した「評価の手引き」を改訂し、各部に提示し、周知を図った。</p>	<p>適切な評価の実施状況</p> <p>【評定⑳】</p> <p>自己評価を踏まえて外部有識者による評価を実施し、その結果をフィードバックして改善に活かしたことは評価できる。</p>					

<b>【(小項目)2-3-2】</b> (2)監査の実施		<b>【評定③〇】</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> <b>[再掲]</b> 業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を事業の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。		<b>A</b>				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、監事による監査を受けるとともに、業務執行部内から独立した監査室を設置し、監事監査及び内部監査の機能を強化しているか。	<p>○監査室の設置</p> 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備を一層強化するため、内部監査をはじめ、個人情報保護に関する統括、情報公開に関する業務、コンプライアンスの推進に関する業務等を一元的に実施し、各部等から独立した「監査室」を平成21年度に設置した(平成21年4月)。 <p>○監事事務局の設置</p> 監事機能の体制強化のため、監事の補佐を行い、監事の事務を整理する「監事事務局」を平成23年度に設置した(平成23年4月)。監事事務局は、監事の指示により、情報収集や資料作成などを行い、監事が実施する監査の補佐業務の更なる強化を図り、監事監査体制の強化に寄与した。 <p>○監事定期監査の実施</p> 各年度において、前年度に実施した各事業を対象とし、各事業に係る業務や会計経理が、中期計画及び年度計画に基づき法令その他の定め及び予算に従って適正かつ効率的・効果的に運営・処理されたかという観点から、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査として監事定期監査が実施された。 <p>○内部監査(業務監査・会計監査・自己査定監査)の実施</p> 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目標として内部監査を実施した。結果については、関係部署に対して通知し、改善状況報告を求めるとともに、役員及び各部等の長が出席する運営会議において報告を行った。 平成23年度以降は、「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業	<b>監査の実施状況</b> <b>【評定③〇】</b> 監事による監査については、全部署を対象とし、実地監査及び書面監査を実施するとともに、内部統制上極めて重要な事項に重点をおいて監査したことは評価できる。 また、内部監査として業務監査、会計監査、及び自己査定監査を実施し、機構内の特定課題を深く調査し、改善が必要と判断された業務に関してフォローアップを実施していることは評価できる。				

運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成22年9月2日文部科学省)の提言を踏まえ、内部監査は機構内の特定課題を深く調査し、課題改善につなげる機能を重視した。

①業務監査

業務とマニュアルの整合性及び個人情報保護・管理の状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

②会計監査

小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

③自己査定監査

「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」について、監査を実施した。

更に、各年度において、前年度に内部監査を実施した事項のうち、継続した監査の必要性が認められた事務処理等について、フォローアップを行い、改善状況の確認を行った。

<b>【(小項目)2-3-3】</b>		<b>(3)コンプライアンスの推進</b>		<b>【評定③1】</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> <b>[再掲]</b> 業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を事業の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。		<b>A</b>						
		H21	H22	H23	H24	H25		
		B	A	A	A	A		
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>						
奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、その他これらに附帯する業務について、法令及び規程等を遵守し、適切な運営を図っているか。このため、コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの一層の推進を図っているか。	○コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者2名を含む18名の委員で構成。)において「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を各年度策定するとともに、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的とし、様々な取組を実施した。 (1)コンプライアンス職員研修の実施 各年度において、新入職員に対しコンプライアンス研修を実施した。また、年度毎に階層別の研修も実施した。 (2)「日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修時の資料として配付し役職員に周知した。 (3)ホームページを通じて、コンプライアンスの推進について対外広報を行うとともに、職員に対する周知の徹底を図った。 (4)個人情報保護の徹底 個人情報の取り扱い等で注意すべきポイントをまとめた「個人情報保護に係る自己点検シート」について、職員一人ひとりに自己点検を実施させ、機構が保有する個人情報の保護に関する理解と意識の涵養を図った。また、「個人情報保護規程施行状況調査」を実施し、各部等における個人情報保護規程の施行状況の確認と点検を行い、意識の涵養を図った。	コンプライアンス推進の状況 <b>【評定③1】</b> コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともにコンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは、評価できる。						



【(小項目)2-3-4】 (4)随意契約の見直し		【評定③②】				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> <b>[再掲]</b> 業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を事業の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。		<b>A</b>				
		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するため、契約の不断の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図っているか。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進しているか。 [評定68参照]	<b>○契約監視委員会</b> 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者により構成される「契約監視委員会」を設置し(平成21年12月)、平成20年度に締結した契約、平成19年度以前に締結された複数年契約、平成21年度末までに契約締結が予定されている調達案件のうち、競争性のない随意契約および一者応札・一者応募について、点検・見直しを実施し、これを踏まえ、新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。(平成22年4月) 平成22年度以降の各年度の契約監視委員会において、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づく見直し状況、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」についての点検が行われた結果、適正に契約がなされていることが確認された。また、「一者応札・一者応募」に対する取組についても、「随意契約等見直し計画」に基づき適切に見直しが行われ、契約手続きが実施されていることが確認され、次年度以降の取組についても承認された。 [評定68参照]	<b>随意契約の見直し状況</b> <b>【評定③②】</b> 随意契約で実施していたものや一者応札、一者応募となっていたものについて、契約監視委員会の点検結果を踏まえて見直しを図り、積極的に一般競争入札等の実施を推し進めるとともに、競争性の確保を図ってきたことは、評価できる。				
	<b>○随意契約</b> 随意契約については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進するとともに、契約監視委員会において、適正な契約がなされていることが確認された。					

○「一者応札・一者応募」の状況

「一者応札・一者応募」については、平成23年度以降、機構ホームページにおいて仕様書等に対する意見招請等を踏まえて見直しを行った結果、以下のとおり減少し、更なる競争性の確保が達成された。

(単位:件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一者応札・一者応募 (競争性のある契約件数 に占める割合)	64 (25.9%)	90 (34.2%)	58 (28.6%)	43 (23.8%)	45 (23.0%)
うち不落随意契約	5	5	7	4	4

[評定68再掲]

【(大項目)3】	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画																												
【(中項目)3-1】																													
【(小項目)3-1-1】	(1)収入の確保等	【評定63】																											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1) 寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。</p> <p>(2) 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>(3) 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p> <p>(4) 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。</p> <p>(5) 保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。</p>		<p style="font-size: 24pt; margin: 0;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">H21</td> <td style="width: 20%;">H22</td> <td style="width: 20%;">H23</td> <td style="width: 20%;">H24</td> <td style="width: 20%;">H25</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A														
H21	H22	H23	H24	H25																									
A	A	A	A	A																									
評価基準	実績	分析・評価																											
①財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図っているか。	○中期目標期間の各年度において、財務諸表の公表にあたり、決算情報等の公表の充実を図るため、決算情報を簡潔に取りまとめた「決算の概要」を作成し、財務諸表とともにホームページでの公表を行った。	決算情報・セグメント情報の公表の状況 <b>【評定69】</b> 実績のとおり、決算情報の充実を図っており、評価できる。																											
②国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努めているか。保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保しているか。	○収入状況 <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">区分</th> <th style="background-color: #d9ead3;">21年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">22年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">23年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">24年度</th> <th style="background-color: #d9ead3;">25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>留学生宿舍収入</td> <td>1,052,986</td> <td>1,049,031</td> <td>885,720</td> <td>418,803</td> <td>646,348</td> </tr> <tr> <td>日本語学校収入</td> <td>407,984</td> <td>364,194</td> <td>286,900</td> <td>295,045</td> <td>281,928</td> </tr> <tr> <td>日本留学試験検定料収入</td> <td>388,523</td> <td>412,535</td> <td>357,577</td> <td>290,246</td> <td>308,709</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校のPRの連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めている。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	留学生宿舍収入	1,052,986	1,049,031	885,720	418,803	646,348	日本語学校収入	407,984	364,194	286,900	295,045	281,928	日本留学試験検定料収入	388,523	412,535	357,577	290,246	308,709	収入の確保状況 <b>【評定70】</b> 日本語教育センターについては、学生募集活動について東京・大阪両校のPRの連携の一層強化等による業務の効率化を図っており、効率的な予算執行に努めたので、評価できる。			
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																								
留学生宿舍収入	1,052,986	1,049,031	885,720	418,803	646,348																								
日本語学校収入	407,984	364,194	286,900	295,045	281,928																								
日本留学試験検定料収入	388,523	412,535	357,577	290,246	308,709																								

③広報活動と連携しながら、寄附金の受入れに努め、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について検討しているか。

○寄附金受入状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
件数(件)	1,157	1,348	1,287	1,321	1,415
金額(円)	94,477,014	113,564,095	177,890,377	106,782,475	203,005,898

中期目標期間の各年度において、積極的な寄附金募集のため、業績優秀者返還免除者への通知に寄附金リーフレットを同封したほか、返還特別免除者、奨学金返還完了者への通知に、寄附金の案内を記載して発送し、返還のてびきの巻末ページに「寄附金募集のご案内」を掲載し、寄附金に対する周知を図るとともに、ホームページ及び寄附金リーフレットに、寄附のより具体的な申込方法を掲載し利便性を図った。平成23年度は、ホームページから直接寄附金の申し込みができるよう申込ページを開設し、申出者の利便性を図った。

○優秀学生顕彰

寄附金を活用し、大学・短大・高等専門学校・専修学校(専門課程)を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献の分野で優れた業績を挙げた者を奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、中期目標期間の各年度、優秀学生顕彰を実施した。また、本顕彰についての広報(学校掲示用ポスター及びチラシの作成、学校奨学金事務担当者対象の奨学業務連絡協議会における周知)を行った。

(単位:人)

分野	応募者数	大賞	優秀賞	奨励賞	
平成21年度	学術	39	4	7	13
	文化・芸術	51	3	6	15
	スポーツ	104	5	13	18
	社会貢献	22	2	2	4
	計	216	14	28	50
平成22年度	学術	26	2	4	7
	文化・芸術	46	3	5	10
	スポーツ	38	3	6	9
	社会貢献	20	2	4	4
	計	130	10	19	30

寄附金事業の実施状況

【評定71】

寄附金の募集を積極的に行ったことは評価できる。寄附金事業としての優秀学生顕彰を実施して経済的困難者であっても優れた業績を挙げた者を表彰・援助したことは評価できる。

平成23年度	学術	17	4	3	4
	文化・芸術	39	1	8	6
	スポーツ	56	6	11	13
	社会貢献	12	2	0	2
	計	124	13	22	25
平成24年度	学術	19	4	3	4
	文化・芸術	31	2	1	6
	スポーツ	44	6	4	11
	社会貢献	12	1	1	1
	計	106	13	9	22
平成25年度	学術	17	4	1	5
	文化・芸術	28	3	6	5
	スポーツ	45	8	9	5
	社会貢献	8	1	0	2
	計	98	16	16	17

○留学生・奨学生地域交流事業

中期目標期間の各年度において、公益財団法人中島記念国際交流財団の助成金を活用し、地域における外国人留学生・日本人学生が合宿による交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的とした「留学生・奨学生地域交流集会」を育英友の会との共催により開催した。

(単位:人)

開催地区	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北海道	62	66	52	31	33
東北				20	悪天候により中止
関東	88	96	95	90	80
東海	42	49	36	38	35
北信越			17	19	
近畿	84	86	74	64	45
中国・四国	47	78	90	42	34
九州	51			38	26
合計	374	375	364	342	253

○新たな寄附金事業の検討

機構内にプロジェクトチームを立ち上げ、寄附金の活用についての議論を行い、平成23年度以降は、プロジェクトチームにおける議論を受けて、進学を希望する高校生に向けて分かりやすく奨学金制度を解説した「奨学金ガイドブック」を寄附金により作成するとともに、寄附金の活用及び新たな寄附金事業の創設(平成26年度中実施予定)について、関係部署及び関係機関と引き続き実施内容等を検討した。

新たな寄附金事業の検討状況

**【評定72】**

寄附金の活用として奨学金パンフレット「奨学金ガイドブック」を作成したことは評価できる。  
また、新たな寄附金事業の創設について関係部署及び関係機関と実施内容等を検討したことは評価できる。

④奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努めているか。

財投機関債の発行及び民間資金借入による自己調達資金の確保に努めた。

○財投機関債発行額

(単位:億円)

発行年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
発行額	1,170	1,600	1,700	1,800	1,800

○民間資金借入額実績(年度末残高)

(単位:億円)

借入年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
借入額	3,638	3,822	4,711	4,466	4,133

自己調達資金の確保状況

**【評定73】**

計画的に財投機関債を発行し、自己資金の確保に努めていることは評価できる。

【(小項目)3-1-2】 (2)奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		債権管理の実施状況 【評定34】 A																						
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。</p>		H21	H22	H23	H24	H25																		
		A	A	A	A	A																		
評価基準	実績	分析・評価																						
①独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行っているか。	平成20年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分に従い請求を行った。	適切な債権管理の実施状況 【評定74】 適切な債権管理を実施すべく、新たな会計基準に沿って変更した債務者区分に従って請求を行っていることは評価できる。																						
②貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上しているか。	<p>貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、平成20年度決算から独立行政法人会計基準に沿って変更した債務者区分による債権分類に基づく算定方法に従って計上した。</p> <p>〈中期目標期間の決算額〉</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>798</td> <td>781</td> <td>715</td> <td>688</td> <td>659</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>885</td> <td>961</td> <td>978</td> <td>1,030</td> <td>1,048</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	第一種	798	781	715	688	659	第二種	885	961	978	1,030	1,048	貸倒引当金の計上状況 【評定75】 平成20年度決算から変更した債権分類基準に従った貸倒引当金を計上したので評価できる。				
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																			
第一種	798	781	715	688	659																			
第二種	885	961	978	1,030	1,048																			

【(小項目)3-1-3】	(3) 予算	<b>【評定 35】</b> <b>A</b>				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 略		H21	H22	H23	H24	H25
		A	A	A	A	A

評価基準	実績	分析・評価																																																																																																																								
予算の執行状況	<p>各年度の実績額は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="633 646 1720 1508"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 決算</th> <th>22年度 決算</th> <th>23年度 決算</th> <th>24年度 決算</th> <th>25年度 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6"><b>収入</b></td> </tr> <tr> <td>借入金等</td> <td>1,191,620</td> <td>1,580,579</td> <td>1,655,650</td> <td>1,618,091</td> <td>1,519,610</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>26,172</td> <td>17,839</td> <td>15,755</td> <td>14,802</td> <td>13,922</td> </tr> <tr> <td>高等学校等奨学金事業交付金</td> <td>28,092</td> <td>27,044</td> <td>24,044</td> <td>20,037</td> <td>13,465</td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td>8,876</td> <td>8,276</td> <td>9,142</td> <td>10,372</td> <td>10,515</td> </tr> <tr> <td>  育英資金返還免除等補助金</td> <td>3,741</td> <td>4,057</td> <td>4,570</td> <td>5,040</td> <td>5,290</td> </tr> <tr> <td>  大学改革推進等補助金</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>  留学生交流支援事業費補助金</td> <td>4,166</td> <td>3,592</td> <td>4,372</td> <td>5,322</td> <td>5,225</td> </tr> <tr> <td>  奨学金業務システム開発費等補助金</td> <td>955</td> <td>611</td> <td>183</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>47</td> <td>—</td> <td>64</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td>652</td> <td>727</td> <td>297</td> <td>79</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>貸付回収金</td> <td>400,960</td> <td>456,651</td> <td>504,950</td> <td>558,216</td> <td>612,414</td> </tr> <tr> <td>貸付金利息等</td> <td>20,355</td> <td>24,557</td> <td>28,981</td> <td>33,467</td> <td>35,714</td> </tr> <tr> <td>政府補給金</td> <td>20,820</td> <td>15,451</td> <td>14,182</td> <td>2,949</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td>1,711</td> <td>1,682</td> <td>1,505</td> <td>895</td> <td>1,026</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>2,894</td> <td>3,367</td> <td>3,585</td> <td>3,496</td> <td>5,304</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,702,200</td> <td>2,136,173</td> <td>2,258,155</td> <td>2,262,405</td> <td>2,214,018</td> </tr> <tr> <td colspan="6"><b>支出</b></td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与事業費</td> <td>959,592</td> <td>1,011,815</td> <td>1,058,589</td> <td>1,081,519</td> <td>1,093,348</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	<b>収入</b>						借入金等	1,191,620	1,580,579	1,655,650	1,618,091	1,519,610	運営費交付金	26,172	17,839	15,755	14,802	13,922	高等学校等奨学金事業交付金	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465	国庫補助金	8,876	8,276	9,142	10,372	10,515	育英資金返還免除等補助金	3,741	4,057	4,570	5,040	5,290	大学改革推進等補助金	14	16	18	10	—	留学生交流支援事業費補助金	4,166	3,592	4,372	5,322	5,225	奨学金業務システム開発費等補助金	955	611	183	—	—	施設整備費補助金	47	—	64	—	—	受託収入	652	727	297	79	10	貸付回収金	400,960	456,651	504,950	558,216	612,414	貸付金利息等	20,355	24,557	28,981	33,467	35,714	政府補給金	20,820	15,451	14,182	2,949	2,040	事業収入	1,711	1,682	1,505	895	1,026	雑収入	2,894	3,367	3,585	3,496	5,304	計	1,702,200	2,136,173	2,258,155	2,262,405	2,214,018	<b>支出</b>						奨学金貸与事業費	959,592	1,011,815	1,058,589	1,081,519	1,093,348	<p>予算の執行状況 <b>【評定 35】</b> 概ね計画どおりの実績となっているので、評価できる。</p> <p>(単位:百万円)</p>
区分	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算																																																																																																																					
<b>収入</b>																																																																																																																										
借入金等	1,191,620	1,580,579	1,655,650	1,618,091	1,519,610																																																																																																																					
運営費交付金	26,172	17,839	15,755	14,802	13,922																																																																																																																					
高等学校等奨学金事業交付金	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465																																																																																																																					
国庫補助金	8,876	8,276	9,142	10,372	10,515																																																																																																																					
育英資金返還免除等補助金	3,741	4,057	4,570	5,040	5,290																																																																																																																					
大学改革推進等補助金	14	16	18	10	—																																																																																																																					
留学生交流支援事業費補助金	4,166	3,592	4,372	5,322	5,225																																																																																																																					
奨学金業務システム開発費等補助金	955	611	183	—	—																																																																																																																					
施設整備費補助金	47	—	64	—	—																																																																																																																					
受託収入	652	727	297	79	10																																																																																																																					
貸付回収金	400,960	456,651	504,950	558,216	612,414																																																																																																																					
貸付金利息等	20,355	24,557	28,981	33,467	35,714																																																																																																																					
政府補給金	20,820	15,451	14,182	2,949	2,040																																																																																																																					
事業収入	1,711	1,682	1,505	895	1,026																																																																																																																					
雑収入	2,894	3,367	3,585	3,496	5,304																																																																																																																					
計	1,702,200	2,136,173	2,258,155	2,262,405	2,214,018																																																																																																																					
<b>支出</b>																																																																																																																										
奨学金貸与事業費	959,592	1,011,815	1,058,589	1,081,519	1,093,348																																																																																																																					



一般管理費	2,603	2,520	2,361	2,321	2,327
うち、人件費(管理系)	1,058	1,094	1,089	1,022	1,017
物件費	1,545	1,426	1,272	1,299	1,310
業務経費	19,349	19,411	18,108	16,394	17,218
貸与事業を除く事業費	14,154	13,552	12,409	10,961	11,413
うち、人件費(事業系)	3,283	3,193	3,092	3,053	3,060
物件費	10,871	10,359	9,317	7,908	8,353
貸与事業業務経費	5,195	5,859	5,699	5,433	5,805
特殊経費	8,133	636	352	△111	99
高等学校等奨学金事業移管業務費	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465
借入金等償還	628,346	1,005,156	1,056,216	1,082,246	1,033,465
借入金等利息償還	37,860	38,814	38,975	37,760	37,035
施設整備費	47	—	64	—	—
大学改革推進等補助金経費	13	12	15	10	—
留学生交流支援事業費補助金経費	4,135	3,541	4,155	4,632	4,229
奨学金業務システム開発費等補助金経費	954	611	183	—	—
受託経費	652	727	297	79	10
計	1,689,774	2,110,288	2,203,358	2,244,886	2,201,196

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※運営費交付金収入及び特殊経費には、平成21年度補正予算(第1号)により「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置された、留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に係る予算が含まれている。

【(小項目)3-1-4】

(4)収支計画

【評定③⑥】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

略

H21

H22

H23

H24

H25

A

A

A

A

A

評価基準

実績

分析・評価

計画と実績の対比

各年度の実績額は以下のとおりである。

計画と実績の対比

【評定③⑥】

概ね計画どおりの実績となっているので、評価できる。

(単位:百万円)

区分	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算
費用の部					
経常費用	142,499	129,155	120,691	117,032	106,981
業務経費	139,296	125,908	116,989	113,706	103,640
一般管理費	2,687	2,565	2,430	2,173	2,128
減価償却費	516	682	1,271	1,153	1,213
財務費用	5	2	1	—	—
臨時損失	189	7	110	0	0
収益の部					
経常収益	142,786	132,248	124,766	120,575	111,779
運営費交付金収益	25,354	17,348	15,783	14,304	12,668
施設費収益	47	—	59	—	—
自己収入	25,007	29,285	33,672	37,504	41,747
受託収入	652	727	297	79	10
補助金等収益	48,349	44,129	41,808	31,454	22,462
財源措置予定額収益	42,993	40,333	31,857	36,573	34,203
資産見返負債戻入	383	426	1,290	661	689
財務収益	239	276	321	373	347
臨時利益	—	50	1,723	—	466
純利益	332	3,410	6,008	3,915	5,611

目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	332	3,410	6,008	3,915	5,611

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【(小項目)3-1-5】

(5)資金計画

【評定③7】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】  
略

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

評価基準

実績

分析・評価

計画と実績の対比

各年度の実績額は以下のとおりである。

計画と実績の対比

【評定③7】

概ね計画どおりの実績となっているので、評価できる。

(単位:百万円)

区分	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算
<b>資金支出</b>					
業務活動による支出	2,439,469	3,975,387	4,982,401	4,639,593	5,441,670
奨学金貸与	959,822	1,012,060	1,058,809	1,081,708	1,093,571
人件費支出	4,145	4,655	4,422	4,015	3,901
短期借入金の返済による支出	884,770	2,109,767	2,960,787	2,485,929	3,241,337
長期借入金の返済による支出	494,844	761,044	873,009	990,612	1,033,465
支払利息	37,864	38,816	38,976	37,760	37,035
高等学校等奨学金事業移管による支出	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465
その他の業務支出	29,932	22,000	22,355	19,532	18,897
投資活動による支出	7,476	8,963	33,213	57,404	53,597
財務活動による支出	284	361	674	6,421	524
次期中期目標期間への繰越金	79,655	99,338	125,895	108,801	126,927
<b>資金収入</b>					
業務活動による収入	2,454,677	4,002,714	5,036,392	4,657,309	5,456,979
政府交付金による収入	28,092	27,044	24,044	20,037	13,465
運営費交付金による収入	26,172	17,839	15,755	14,802	13,922
政府補給金による収入	20,820	15,451	14,182	2,949	2,040
国庫補助金による収入	8,876	8,276	9,142	10,372	10,515
貸付回収金による収入	401,114	456,927	505,102	558,363	612,582

短期借入による収入	884,770	2,109,767	2,960,787	2,485,929	3,241,337
長期借入による収入	1,057,946	1,336,248	1,472,211	1,526,217	1,519,371
貸付金利息	19,323	23,234	27,456	31,767	35,437
その他の業務収入	6,911	7,202	7,415	6,793	8,294
受託収入	652	727	297	79	16
投資活動による収入	5,476	1,680	6,454	29,015	56,938
施設整備費による収入	18	29	64	—	—
その他の投資収入	5,458	1,651	6,390	29,015	56,938
財務活動による収入	—	—	—	—	—
前期中期目標期間からの繰越金	66,731	79,655	99,338	125,895	108,801

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額																								
【(中項目)4-1】	短期借入金の限度額																								
【(小項目)4-1-1】	短期借入金の限度額																								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 —					<table border="1"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="1608 325 2186 368">【評定③⑧】</td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="1608 368 2186 411" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 411 1720 454">H21</td> <td data-bbox="1720 411 1832 454">H22</td> <td data-bbox="1832 411 1944 454">H23</td> <td data-bbox="1944 411 2056 454">H24</td> <td data-bbox="2056 411 2186 454">H25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 454 1720 497">A</td> <td data-bbox="1720 454 1832 497">A</td> <td data-bbox="1832 454 1944 497">A</td> <td data-bbox="1944 454 2056 497">A</td> <td data-bbox="2056 454 2186 497">A</td> </tr> </table>	【評定③⑧】					A					H21	H22	H23	H24	H25	A	A	A	A	A
【評定③⑧】																									
A																									
H21	H22	H23	H24	H25																					
A	A	A	A	A																					
評価基準	実績			分析・評価																					
<p>奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,400億円としているか。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、53億円としているか。</p>	<p>○中期目標期間において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は以下のとおりであり、限度額の範囲内であった。 (単位:億円)</p> <table border="1" data-bbox="678 699 1473 783"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大額</td> <td>3,411</td> <td>6,080</td> <td>6,952</td> <td>7,135</td> <td>7,169</td> </tr> </tbody> </table> <p>運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。</p>			区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最大額	3,411	6,080	6,952	7,135	7,169	<p>短期借入金の調達状況 【評定③⑧】 限度額の範囲内で調達できたので評価できる。</p>									
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																				
最大額	3,411	6,080	6,952	7,135	7,169																				

【(大項目)5】	V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画														
【(中項目)5-1】	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画														
【(小項目)5-1-1】	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画				【評定③9】										
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 —					A										
					<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">H21</td> <td style="width: 20%;">H22</td> <td style="width: 20%;">H23</td> <td style="width: 20%;">H24</td> <td style="width: 20%;">H25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	H25		A	A	A	A
H21	H22	H23	H24	H25											
	A	A	A	A											
<p><b>評価基準</b></p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止しているか。</p> <p>なお、売却が困難な国際交流会館等については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、引き続き売却に向けて努力しているか。</p> <p>国際交流会館等(13か所)の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付しているか。</p>	<p><b>実績</b></p> <p>○平成21年度に行った京都国際交流会館及び京都学生支援会館の譲渡について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条の規定により、不要財産の譲渡に相当するものとして文部科学大臣が定めた旨の通知(平成23年1月26日)を受けたため、不要財産の譲渡収入について国庫納付を行うために文部科学大臣へ認可申請を行い(平成23年3月15日)、文部科学大臣より認可を得(平成23年3月20日)、国庫納付の通知を受けた(平成23年3月31日)ことを踏まえ、国庫納付を行った(平成23年4月18日)。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡収入352,610,000円 (内、政府支出の比率に基づく額95,025,454円)</li> <li>・譲渡費用 なし</li> <li>・差引額 352,610,000円 (内、国庫納付額95,025,454円)</li> </ul> <p>○平成23年度に、競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等(仙台第一、仙台第二、駒場、祖師谷、大阪第一(1号館)、大阪第一(2号館)、大阪第二及び広島各国際交流会館)については、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)第46条の2第2項ただし書き並びに「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)第2条の5第1項及び第3項の定めるところにより、不要財産の譲渡収入による国庫納付を行うために文部科学大臣への報告を行い(平成24年3月30日)、政府支出の比率に応じて文部</p>	<p><b>分析・評価</b></p> <p>譲渡した国際交流会館等の譲渡収入に関する国庫納付等手続きの取組状況</p> <p>【評定③9】</p> <p>売却に係る取組を順次実施し、売却に向けた努力を行うとともに、譲渡収入について政府支出の比率に応じて国庫納付を行っており、評価できる。</p> <p>また、売却が困難な国際交流会館等については、大学及び地方自治体等と協議を進めるなど、引き続き売却努力を続け、適切な対応を行っているので評価できる。</p>													

科学大臣より国庫納付の通知を受け(平成24年3月30日)、国庫納付を行った(平成24年4月13日)。

〈参考〉

- ・譲渡収入6,390,087,450円  
(内、政府支出の比率に基づく額6,268,479,349円)
- ・譲渡費用344,851,788円  
(内、政府支出の比率に基づく額340,454,958円)
- ・差引額 6,045,235,662円  
(内、国庫納付額5,928,024,391円)

○札幌、金沢、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館及び東京国際交流館については、一般競争入札の結果、購入希望者が無かったところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされた。

〔※平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結〕することとされた。

このことを踏まえ、平成24年度は、平成23年度末に売却ができなかった会館等については、地元自治体及び大学等と売却に向けて引き続き協議を行った。

平成25年度は、「独立行政法人等の改革に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後の対処方針の検討に先立ち、譲渡希望者の有無を確認するために、売却に係る一般競争入札の実施に向けて、平成25年11月から平成26年1月にかけて不動産鑑定を実施した。また、各国際交流会館における個別財産の確認調査及び地権者への譲渡条件の承認等を踏まえて、平成26年2月から3月にかけて札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却に係る一般競争入札を実施したが、応札者はなかった。



■「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

- ・現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。

【(大項目)6】	VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画																		
【(中項目)6-1】	重要な財産の処分等に関する計画																		
【(小項目)6-1-1】	重要な財産の処分等に関する計画																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 —					<b>【評定④0】</b>  <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">A</span>														
評価基準	実績			分析・評価															
職員宿舎(高円寺、豊田、百合丘第2・第3、鳴子及び香里)については、売却により各宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源として いるか。	<p>○高円寺宿舎 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえて設置された「職員宿舎のあり方検討のためのプロジェクトチーム」の結論(売却により高円寺宿舎の貸倒引当金充当財源計上額(96,500,000円)に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行いその売却収入は当該貸倒引当金の財源とする。)に則って当該不動産の価格調査を平成21年度以降実施していたところ、複数の民間事業者より当該貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額での当該不動産の譲渡の希望があったため、平成22年度に一般競争入を実施し、平成23年3月に民間事業者に売却した。</p> <table border="1" data-bbox="685 943 1462 1115"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>引渡時期</th> <th>契約相手先</th> <th>売却金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高円寺宿舎 (東京都杉並区)</td> <td rowspan="3">平成23年3月</td> <td rowspan="3">民間事業者</td> <td>146,410,000円</td> </tr> <tr> <td>土地 141,160,000円</td> </tr> <tr> <td>建物 5,250,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">貸倒引当金充当財源計上額</td> <td>96,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○百合丘第2・第3宿舎、豊田宿舎 貸倒引当金充当財源計上額を上回る額での売却見込みが立った百合丘第2・第3宿舎と、単独では貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却見込みが乏しい豊田宿舎を一体的に売却する方向で、平成23年度に一般競争入札を実施し、平成24年4月に民間事業者に売却した。</p> <p>○鳴子宿舎、香里宿舎 機構ホームページに施設概要を公表し、不動産業者等からの照会への</p>			区分	引渡時期	契約相手先	売却金額	高円寺宿舎 (東京都杉並区)	平成23年3月	民間事業者	146,410,000円	土地 141,160,000円	建物 5,250,000円	貸倒引当金充当財源計上額			96,500,000円	閉鎖した職員宿舎の売却に向けた取組状況 <b>【評定④0】</b> 職員宿舎の売却に向けた取組を実施するとともに、中期計画等で定めた重要な財産の処分等に関する計画について、順次手続きを進め、貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額で処分を完了しており、評価できる。	
区分	引渡時期	契約相手先	売却金額																
高円寺宿舎 (東京都杉並区)	平成23年3月	民間事業者	146,410,000円																
			土地 141,160,000円																
			建物 5,250,000円																
貸倒引当金充当財源計上額			96,500,000円																

定、土地測量に着手するなど、売却に向けた取組を実施し売買契約を締結し、平成24年度において順次、売却を行った。

〈参考〉平成24年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎

区分	引渡時期	契約相手先	売却金額
豊田宿舎 (東京都日野市)	平成24年4月	民間事業者	126,000,000円
			土地 126,000,000円
			建物 0円
百合丘第2・第3宿舎 (神奈川県川崎市)	平成24年4月	民間事業者	616,165,000円
			土地 616,165,000円
			建物 0円
鳴子宿舎 (愛知県名古屋市)	平成24年8月	個人事業者	154,161,720円
			土地 151,011,720円
			建物 3,150,000円
香里宿舎 (大阪府枚方市)	平成25年3月	民間事業者	112,440,000円
			土地 112,440,000円
			建物 0円
売却金額の計			1,008,766,720円
貸倒引当金充当財源計上額の計			936,100,240円
差額			72,666,480円

○田代宿舎、さつき丘宿舎

平成24年3月末に用途廃止の手続きを行った田代及びさつき丘の両宿舎については、機構ホームページに施設概要を公表し、外部からの照会への対応を通じた情報収集や売却見込みの把握、不動産鑑定を実施するとともに、平成25年2月7日付で文部科学大臣より重要な財産の処分に係る認可を受けたことから、平成25年度において売却手続きを実施し、順次、売却を行った。

〈参考〉平成25年度中に売却・引渡しを完了した職員宿舎

区分	引渡時期	契約相手先	売却金額
田代宿舎 (愛知県名古屋市)	平成25年6月	民間事業者	16,072,550円
			土地 10,349,000円
			建物 5,723,550円
さつき丘宿舎 (大阪府枚方市)	平成25年7月	民間事業者	12,147,600円
			土地 9,048,000円
			建物 3,099,600円
売却金額の計			28,220,150円
貸倒引当金充当財源計上額の計			48,030,000円

【(大項目)7】	Ⅶ 剰余金の使途														
【(中項目)7-1】	剰余金の使途														
【(小項目)7-1-1】	剰余金の使途				【評定④】										
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】					—										
—					<table border="1"> <thead> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	H21	H22	H23	H24	H25	—	—	—	—	—
H21	H22	H23	H24	H25											
—	—	—	—	—											
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>			<b>分析・評価</b>											
決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てているか。	○剰余金の使用実績はなかった。			剰余金が発生したときの活用状況 【評定④】—											

<b>【(大項目)8】</b>	Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項													
<b>【(中項目)8-1】</b>	1 施設及び設備に関する計画													
<b>【(小項目)8-1-1】</b>	施設及び設備に関する計画				<b>【評定④2】</b>									
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 施設・整備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。					<b>A</b>									
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">H21</td> <td style="width: 20%;">H22</td> <td style="width: 20%;">H23</td> <td style="width: 20%;">H24</td> <td style="width: 20%;">H25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25
H21	H22	H23	H24	H25										
A	A	A	A	A										
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>		<b>分析・評価</b>											
<p>機構の業務を総合的かつ円滑に実施するため、経済合理性等を勘案しつつ、施設及び設備に関して都内事務所等の集約化を含めて検討し、必要となる施設の整備を推進しているか。国際交流会館等については、大学・民間等への売却又は廃止までその保全を適切に行っているか。</p>	<p>○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、市谷事務所を含む都内事務所の在り方について、機構内に設置した「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において、経済合理性等を勘案しつつ検討した結果、当面は、業務の円滑性等の観点から、現状維持することとし、必要に応じて見直しを進めていくという結論を得た。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、市谷事務所の在り方について検討し平成24年度中に一定の結論を得ることとされた。</p> </div> <p>○国際交流会館等に入居する外国人留学生の安全・安心のために、「施設保全マニュアル」を更新し(平成21年7月)、各支部等が所管する国際交流会館等について、マニュアルに基づいた点検等を適切に実施していることを現地調査等により確認した。</p> <p>また、東日本大震災により被災した国際交流会館等をはじめ、一部の修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p> <p>〈東日本大震災対応〉 平成23年度は震災復旧として、以下のとおり被災した国際交流会館等の修繕を行った。</p>		<p>施設整備の推進状況</p> <p><b>【評定76】</b> 実績のとおり、結論を得たので評価できる。</p> <hr/> <p>国際交流会館等の保全状況</p> <p><b>【評定77】</b> 国際交流会館等の施設の点検がマニュアルに基づいて適切に行われていることを現地調査等により確認するとともに、必要な保全を適切に行い入居者の安全・安心確保に努めたことは評価できる。</p>											

区分	内容
仙台第一国際交流会館	外壁のひび割れ、タイルのひび割れ、アルミサッシ及びガラスの破損、部屋の間仕切り壁の破損、屋外舗装の亀裂等の修繕
仙台第二国際交流会館	別館の渡り廊下のコンクリート剥落や亀裂等の修繕
東京国際交流館	電気温水器転倒による給湯設備等の支障、タイルのひび割れ等の修繕

【(中項目)8-2】 2 人事に関する計画

【(小項目)8-2-1】 (1)方針

【評定④3】  
A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】  
 機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図るとともに、各種事業の民間委託の推進や組織の簡素化を図ることで職員数を削減する。

H21	H22	H23	H24	H25
A	A	A	A	A

評価基準 実績 分析・評価

人事基本計画に基づき、人材の確保・育成と適正配置を図っているか。特に、  
 ①明確な採用基準を設定し、採用後のキャリアパスを整備しているか。  
 ②業務に関し高度な専門性を有する人材の中途採用や任期付採用等を行っているか。

○人事基本計画に基づき、以下の施策を実施した。  
 ①職員採用後のキャリアパス整備及び非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用にかかる採用基準の設定を行い、以下のとおり、任期付職員・常勤職員への内部登用を行った。  
 (単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
任期付職員	—	19	16	3	16
常勤職員	—	—	—	—	7

※任期付職員への内部登用は平成22年から、常勤職員への内部登用は平成25年度から行った。  
 また、意欲と能力のある若手職員を積極的に登用し、円滑な業務実施に向けた適正な人材育成・配置に資するために、昇任に係る在職年数の短縮化や昇任選考方法の改善を図った上で平成22年度に新たな昇任選考基準を策定し、これに基づき、昇任選考を実施した。  
 ②幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付職員を含み採用した。  
 また、専門的な能力を有する人材確保のため、金融関係の分野において任期付で採用した。  
 (単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
採用者数	15	38	39	15	33
うち任期付採用	3	25	23	4	17

人材の確保・育成と適正配置状況  
 【評定④3】  
 実績のとおり、人材の確保・育成と適正配置を行うにあたり、「人事基本計画」に基づき実施することができたため、評価できる。

うち金融関係分野採用	13	5	5	1	1
------------	----	---	---	---	---

③常勤職員、非常勤職員等の業務分担を明確にし、適正な人員配置を行っているか。

③常勤職員は特に豊富な知識、経験及びそれらに基づく高度な判断を要する業務を行い、非常勤職員はそれら以外のある程度の知識、経験で対応可能な業務を行うこととし、常勤職員数を抑制しつつ、非常勤職員を採用・配置した。

(毎年度3月末現在)

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
非常勤職員配置人数	302	311	307	320	305

④公正な人事評価と処遇への適切な反映を行っているか。

④公正な人事評価の実施状況

ア. 昇任選考について

昇任基準について、機構内グループウェアを通じ周知するとともに、課長補佐、係長及び主任への昇任選考において、各階層別に設定した評価基準と選考方法を職員に明らかにして、公平な昇任選考を行った。

また、平成22年度に新たな昇任基準を策定し、引き続き機構内グループウェアを通じ周知するとともに、公平な昇任選考を行った。

イ. 勤奨手当について

6月期及び12月期の勤奨手当について、評価対象期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価、上司評価による評価等を総合的に勘案して、100分の20の範囲内で増額又は減額して支給した。

ウ. 新たな人事評価制度の施行について

国家公務員で導入している新たな人事評価制度の状況に留意しつつ、当該制度を参考に人事評価制度の見直しをすることとし、見直し後の制度への円滑な移行準備と試行のため、説明会に参加する等、国や他の関係機関における人事制度に係る情報収集をし、現行の制度との比較等を行い、人事評価制度の見直しに向けた取組を進めた。

⑤効果的に業務を遂行する観点から、専門性向上に向けた研修機会の確保・充実を図っているか。

⑤職員研修の実施状況

ア. 管理職研修

第二期中期計画の着実な達成に向け、機構職員の意識改革と組織の



活性化に資するため、中期目標期間の各年度において、管理職研修を実施した。

イ. 階層別研修

各年度において、次の階層別研修を重点的に実施した。

区分	内容
平成21年度	新職員研修、主任研修、係長研修
平成22年度	新職員研修、主任研修、係長研修
平成23年度	若手職員研修、係長級研修、課長補佐・係長特別研修
平成24年度	新入職員研修、若手職員研修、主任研修、係長級研修
平成25年度	新入職員研修、新職員フォローアップ研修、主任研修、課長補佐研修

ウ. 分野別研修

職員の適性・能力、希望等に応じ、これらを伸ばすための分野別研修を各年度実施した。

エ. 特別研修

機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修(JASSO講演会)を各年度実施した。

⑥男女共同参画の一層の推進に努めているか。

⑥女性幹部職員の登用状況

女性職員の部長級、課長級への登用を行った。また、今後の登用への対応として、その前段階の課長補佐の登用・育成に努めた。

〈参考・毎年度3月末現在〉

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
部長級	18	18	18	17	17
うち女性	3	3	3	3	2
割合	16.7%	16.7%	16.7%	17.6%	11.8%
課長級	50	50	50	51	48
うち女性	9	9	11	10	10
割合	18.0%	18.0%	22.0%	19.6%	20.8%
課長補佐級	49	45	53	66	66
うち女性	10	9	9	15	13
割合	20.4%	20.0%	17.0%	22.7%	19.7%
計	117	113	121	134	131

うち女性	22	21	23	28	25
割合	18.5%	18.6%	19.0%	20.9%	19.1%

全ての職員が生き生きと働くことのできる職場環境の実現を目指した、平成20年度策定の「ポジティブアクションプラン」を踏まえ、女性職員の人材育成等に取り組み、男女共同参画の推進に努めた。

⑦職員の資質向上を図るため、国、国立大学法人及び民間を含む広範な分野・関連機関と引き続き人事交流を行っているか。

⑦人事交流の実施状況

高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学、私立大学、機構と関係ある公益法人、民間等と積極的に人事交流を実施した。

(単位:人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
機構から他機関への出向者	48	35	33	30	29
他機関から機構への出向者	41	42	35	33	28

【(小項目)8-2-2】 (2)人事に係る指標		【評定④】																						
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> [再掲] 機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図るとともに、各種事業の民間委託の推進や組織の簡素化を図ること職員数を削減する。		<b>A</b>																						
		H21	H22	H23	H24	H25																		
		A	A	A	A	A																		
評価基準	実績	分析・評価																						
中期目標期間中、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行い業務執行の効率化を図っているか。 中期目標期間中に、前中期目標期間開始時の職員数(542人)と比べ1割程度の職員数を削減しているか。 (参考1) 期初の常勤職員数 497人 期末の常勤職員数の見込み 487人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 22,855(百万円)  [評定63参照]	○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の指摘を踏まえ、計画的な人員の削減を図るため、事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進し、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 平成20年度及び平成21年度においては自己都合等退職や出向終了により、職員数が大幅に減少したところであるが、事業が拡大している中で円滑な事業の実施のために、平成22年度以降は任期付職員採用といった取組も行いつつ自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を図った。 なお、第2期中期計画終了時(平成25年度)までに、第1期中期計画開始時の職員数(542名)と比べ、1割程度の職員数を削減(平成25年度末487名)することとしており、各年度において目標を達成した。  ○役職員数(毎年度3月末現在)  <div style="text-align: right;">(単位:人)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #c6e0b4;">区分</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">平成21年度</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">平成22年度</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">平成23年度</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">平成24年度</th> <th style="background-color: #c6e0b4;">平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員数</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>常勤職員数</td> <td style="text-align: center;">445</td> <td style="text-align: center;">461</td> <td style="text-align: center;">482</td> <td style="text-align: center;">475</td> <td style="text-align: center;">477</td> </tr> </tbody> </table> [評定63再掲]	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	役員数	7	7	7	7	7	常勤職員数	445	461	482	475	477	職員数の削減状況 <b>【評定④】</b> 実績のとおり、円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保を図りつつ、第2期中期計画終了時にあたり、計画的な人員の削減が進んだことは評価できる。				
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度																			
役員数	7	7	7	7	7																			
常勤職員数	445	461	482	475	477																			

<b>【(中項目)8-3】</b>	<b>3 中期目標の期間を超える債務負担</b>								
<b>【(小項目)8-3-1】</b>	中期目標の期間を超える債務負担				<b>【評定一】</b>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> なし					—				
					H21	H22	H23	H24	H25
					—	—	—	—	—
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>			<b>分析・評価</b>					
なし	○中期目標期間を超える債務負担はなかった。			中期目標期間を超える債務負担 <b>【評定一】</b> —					

<b>【(中項目)8-4】 4 積立金の使途</b>		<b>【評定④5】</b>				
<b>【(小項目)8-4-1】 積立金の使途</b>		—				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H21	H22	H23	H24	H25
—		—	—	—	—	—
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<p>前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てているか。</p> <p>前中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源としているか。</p>	○前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	<p>積立金の利用状況</p> <p><b>【評定④5】</b> —</p>				

【(中項目)8-5】	5 情報セキュリティ対策に係る計画								
【(小項目)8-5-1】	情報セキュリティ対策に係る計画				【評定④6】				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】					A				
情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。									
					A A A A A				
評価基準	実績				分析・評価				
<p>情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図っているか。</p>	<p>○機構内グループウェアや文書決裁システムを運用し、書面による連絡や決裁手続きを電子的な方法に変更することにより、一斉配信や相互の距離に関係なく情報伝達が可能となるなどの効率的な情報共有や迅速な事務処理を行った。</p> <p>○情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づき、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティ対策の向上を図っているが、更に以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティ委員会を開催し、近年の情報セキュリティを取巻く状況や政府の方針を踏まえ情報セキュリティポリシーの改訂を行った。 [主な改訂事項] ・BCPとの整合性確保の事項の追加 ・標的型攻撃対策の事項の追加 ・踏み台対策の事項の追加 等</p> <p>○Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等の Web システムに対する脆弱性診断を実施し、ミドルウェアのバージョンアップ等の対策を講じた。</p> <p>○ファイアウォールに加えて、新たに Web アプリケーションプログラムに特化したファイアウォール(WAF)を導入し、Web アプリケーションプログラムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃からブロックする対策を行った。</p> <p>○業務用パソコンとして平成21年度よりシンクライアントパソコン(※1)を導入し、機構における業務用パソコンの72%(※2)がシンクライアントパ</p>				<p>情報セキュリティ対策の取組状況</p> <p>【評定④6】</p> <p>情報セキュリティ対策基準及び実施手順に基づき情報セキュリティ対策の向上を図ったため、評価できる。</p>				

ソコンとなった。この導入により情報漏えいを防ぐとともにデータの一元管理を可能とし、業務運営の効率化並びに情報セキュリティ対策の向上を図った。

シンクライアント化については、業務上外部機関と電子媒体でデータ交換が発生する場合や災害時対策用としてシンクライアント以外のパソコンも設置しておく必要があることから、100%のシンクライアント化を目的とするものではない。

(※1)

必要最低限なソフトウェアだけを登載し、USB やCD・DVDドライブ等を持たない端末であり、これにより Excel や Word 等のアプリケーションソフトやファイルなどは、サーバ側で一元管理し、盗難による情報漏えいや電子媒体からのウィルス感染の防止、及び端末ごとの管理コストの削減を図っている。

(※2)

機構ネットワークにて管理している1,120台中810台

〈参考〉

シンクライアントパソコン導入台数

- ・平成22年度 200台
- ・平成23年度 240台
- ・平成24年度 170台
- ・平成25年度 200台

(平成21年度導入分入替170台＋新規30台)

○コンピュータウィルス対策として専用の管理サーバを設置し、毎日最新のウィルス情報を取得して機構全体を集中的に監視すると共に、毎週1回全パソコンのウィルスチェックを実施した。

○情報セキュリティ対策を周知徹底するため、研修会開催及び標的型メール攻撃訓練を実施した。